

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）							新条文（令和3年版）							改定理由	
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下		
1	1	0	0	0	1	第1章	1	1	0	0	0	1	第1章		
1	1	1	0	0	1	第1節	1	1	1	0	0	1	第1節		
1	1	1	2	0	1	1-1-1-2	1	1	1	2	0	1	1-1-1-2		
1	1	1	2	22	1	22. 連絡	1	1	1	2	22	1	22. 連絡	押印等の見直しに伴う規定の変更。	
1	1	1	2	26	1	26. 書面	1	1	1	2	26	1	26. 書面	押印等の見直しに伴う規定の変更。	
							1	1	1	2	37	1	37. 段階確認	3-1-1-1から編入	
							1	1	1	2	38	1	38. 技術検査	3-1-1-1から編入	
1	1	1	2	37	1	37. 工事検査	1	1	1	2	39	1	39. 工事検査		
1	1	1	2	38	1	38. 検査職員	1	1	1	2	40	1	40. 検査職員		
1	1	1	2	39	1	39. 同等以上の品質	1	1	1	2	41	1	41. 同等以上の品質		
1	1	1	2	39	2		1	1	1	2	41	2			
1	1	1	2	40	1	40. 工期	1	1	1	2	42	1	42. 工期		
1	1	1	2	41	1	41. 工事開始日	1	1	1	2	43	1	43. 工事開始日		
1	1	1	2	42	1	42. 工事着手	1	1	1	2	44	1	44. 工事着手		
1	1	1	2	43	1	43. 準備期間	1	1	1	2	45	1	45. 準備期間		
1	1	1	2	44	1	44. 工事	1	1	1	2	46	1	46. 工事		
1	1	1	2	45	1	45. 本体工事	1	1	1	2	47	1	47. 本体工事		
1	1	1	2	46	1	46. 仮設工事	1	1	1	2	48	1	48. 仮設工事		
1	1	1	2	47	1	47. 工事区域	1	1	1	2	49	1	49. 工事区域		
1	1	1	2	48	1	48. 現場	1	1	1	2	50	1	50. 現場		
1	1	1	2	49	1	49. SI	1	1	1	2	51	1	51. SI		
1	1	1	2	50	1	50. 現場発生品	1	1	1	2	52	1	52. 現場発生品		
1	1	1	2	51	1	51. JIS規格	1	1	1	2	53	1	53. JIS規格		
1	1	1	3	0	1	1-1-1-3	1	1	1	3	0	1	1-1-1-3		
1	1	1	3	1	1	1. 図面原図の貸与	1	1	1	3	1	1	1. 図面原図の貸与	設計業務等共通仕様書と表現を統一。	
1	1	1	7	0	1	1-1-1-7	1	1	1	7	0	1	1-1-1-7		
1	1	1	7	2	1	2. 用地の確保	1	1	1	7	2	1	2. 用地の確保	構造物掘削等に伴う借地には、発注者の負担により借地する範囲もあることから規定に追記。	
1	1	1	10	0	1	1-1-1-10	1	1	1	10	0	1	1-1-1-10		

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）							新条文（令和3年版）							改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	編	章	節	条	項	項以下	編章節条		新条文	
1	1	1	10	1	1	1. 一般事項	受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成30年12月20日付け国官技第62号、国営整第154号、平成27年3月27日付け国港技第123号、平成27年3月16日付け国空安保第763号、国空交企第643号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	10	1	1	1. 一般事項	受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営建技第16号、令和3年3月22日付け国港技第90号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。 <b>なお、施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。</b>	施工体制台帳の作成等についての改正にともなう
1	1	1	10	2	1	2. 施工体系図	第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成27年3月30日付け国官技第325号、国営整第292号、平成27年3月27日付け国港技第123号、平成27年3月16日付け国空安保第763号、国空交企第643号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	10	2	1	2. 施工体系図	第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営建技第16号、令和3年3月22日付け国港技第90号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。	施工体制台帳の作成等についての改正にともなう
1	1	1	10	3	1	3. 名札等の着用	第1項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1-1を標準とする。 （監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書き規定する者をいう。 <b>なお、令和2年10月1日以降において、監理技術者補佐</b>	1	1	1	10	3	1	3. 名札等の着用	第1項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1-1を標準とする。（監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書きに規定する者をいう。）	監理技術者補佐制度の施行開始にともなう
1	1	1	11	0	1	1-1-1-11	受発注者間の情報共有	1	1	1	11	0	1	1-1-1-11	受発注者間の情報共有	
1	1	1	11	1	1		受発注者間の設計思想の伝達及び情報共有を図るため、設計者、受注者、発注者が一堂に会する会議を施工者が設計図書の照査を実施した後及びその他必要に応じて開催するものとする。なお	1	1	1	11	1	1		受発注者間の設計思想の伝達及び情報共有を図るため、設計者、受注者、発注者が一堂に会する会議を施工者が設計図書の照査を実施した後及びその他必要に応じて開催するものとする。なお、開催の詳細については、特記仕様書の定めによるものとする。	
1	1	1	14	0	1	1-1-1-14	工事の一時中止	1	1	1	14	0	1	1-1-1-14	工事の一時中止	
1	1	1	14	3	1	3. 基本計画書の作成	前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。	1	1	1	14	3	1	3. 基本計画書の作成	前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、協議するものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。	工事の一時中止に伴う増加費用等の積算方法について（H28.3.14）及び本省版ガイドラインでは、「発注者に提出し協議する」と記載
1	1	1	17	0	1	1-1-1-17	支給材料及び貸与品	1	1	1	17	0	1	1-1-1-17	支給材料及び貸与品	
								1	1	1	17	5	1	5. 貸与機械の使用	受注者は、貸与機械の使用にあたっては、別に定める請負工事用建設機械無償貸付仕様書によらなければならない。	3-1-1-5から編入
1	1	1	17	5	1	5. 返還	受注者は、契約書第15条第9項「不用となった支給材料又は貸与品」の規定に基づき返還する場合、監督職員の指示に従うものとする。	1	1	1	17	6	1	6. 返還	受注者は、契約書第15条第9項「不用となった支給材料又は貸与品」の規定に基づき返還する場合、監督職員の指示に従うものとする。	
1	1	1	17	5	2		なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。	1	1	1	17	6	2		なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。	
1	1	1	17	6	1	6. 修理等	受注者は、支給材料及び貸与物件の修理等を行う場合、事前に監督職員の承諾を得なければならない。	1	1	1	17	7	1	7. 修理等	受注者は、支給材料及び貸与物件の修理等を行う場合、事前に監督職員の承諾を得なければならない。	
1	1	1	17	7	1	7. 流用の禁止	受注者は、支給材料及び貸与物件を他の工事に流用してはならない。	1	1	1	17	8	1	8. 流用の禁止	受注者は、支給材料及び貸与物件を他の工事に流用してはならない。	
1	1	1	17	8	1	8. 所有権	支給材料及び貸与物件の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。	1	1	1	17	9	1	9. 所有権	支給材料及び貸与物件の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。	
1	1	1	19	0	1	1-1-1-19	建設副産物	1	1	1	19	0	1	1-1-1-19	建設副産物	
1	1	1	19	6	1	6. 実施書の提出	受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を <b>発注者</b> に提出しなければならない。	1	1	1	19	6	1	6. 実施書の提出	受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を <b>監督職員</b> に提出しなければならない。	実施書は「発注者に提出」と記載されているが、他項は「監督職員に提出」と記載されている
								1	1	1	24	9	1	9. 品質記録台帳	受注者は、工事に使用した建設資材の品質記録について建設材料の品質記録保存業務実施要領（案）（国土交通省 大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長通達、平成30年3月28日）に基づいて品質記録台帳を提出しなければならない。	3-1-1-11から編入
1	1	1	27	0	1	1-1-1-27	工事中の安全確保	1	1	1	27	0	1	1-1-1-27	工事中の安全確保	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）						新条文（令和3年版）						改定理由								
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編章節条	項	項以下	新条文				
1	1	1	27	1	1	1. 安全指針等の遵守	受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和2年3月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	1	1	1	27	1	1	1. 安全指針等の遵守	受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和3年3月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	諸基準類の改定にともなう				
												1	1	1	27	2	1	2. 建設工事公衆災害防止対策要綱	受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号、令和元年9月2日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。	3-1-1-12から編入
1	1	1	27	2	1	2. 支障行為等の防止	受注者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。	1	1	1	27	3	1	3. 支障行為等の防止	受注者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。					
												1	1	1	27	4	1	4. 使用する建設機械	受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。	3-1-1-12から編入
1	1	1	27	3	1	3. 周辺への支障防止	受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。	1	1	1	27	5	1	5. 周辺への支障防止	受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。					
												1	1	1	27	6	1	6. 架空線等事故防止対策	受注者は、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督職員へ報告しなければならない。	3-1-1-12から編入
1	1	1	27	4	1	4. 防災体制	受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。	1	1	1	27	7	1	7. 防災体制	受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。					
1	1	1	27	5	1	5. 第三者の立入り禁止措置	受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。	1	1	1	27	8	1	8. 第三者の立入り禁止措置	受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。					
1	1	1	27	5	2		なお、空港工事にあっては、監督職員の承諾を得るものとする	1	1	1	27	8	2		なお、空港工事にあっては、監督職員の承諾を得るものとする					
1	1	1	27	6	1	6. 安全巡視	受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。	1	1	1	27	9	1	9. 安全巡視	受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。					
1	1	1	27	7	1	7. 現場環境改善	受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。	1	1	1	27	10	1	10. 現場環境改善	受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。					
1	1	1	27	8	1	8. 定期安全研修・訓練等	受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。	1	1	1	27	11	1	11. 定期安全研修・訓練等	受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施する事も出来る。	複数回に分けて実施できる規定の追記。				
1	1	1	27	8	2	(1)	安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育	1	1	1	27	11	2	(1)	安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育					
1	1	1	27	8	3	(2)	当該工事内容等の周知徹底	1	1	1	27	11	3	(2)	当該工事内容等の周知徹底					
1	1	1	27	8	4	(3)	工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底	1	1	1	27	11	4	(3)	工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底					
1	1	1	27	8	5	(4)	当該工事における災害対策訓練	1	1	1	27	11	5	(4)	当該工事における災害対策訓練					
1	1	1	27	8	6	(5)	当該工事現場で予想される事故対策	1	1	1	27	11	6	(5)	当該工事現場で予想される事故対策					
1	1	1	27	8	7	(6)	その他、安全・訓練等として必要な事項	1	1	1	27	11	7	(6)	その他、安全・訓練等として必要な事項					
1	1	1	27	9	1	9. 施工計画書	受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載しなければならない。	1	1	1	27	12	1	12. 施工計画書	受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載しなければならない。					
1	1	1	27	10	1	10. 安全教育・訓練等の記録	受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。	1	1	1	27	13	1	13. 安全教育・訓練等の記録	受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。					
1	1	1	27	11	1	11. 関係機関との連絡	受注者は、所轄警察署、所管海上保安部、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、港湾管理者、空港管理者、海岸管理者、漁港管理者、海上保安部、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。	1	1	1	27	14	1	14. 関係機関との連絡	受注者は、所轄警察署、所管海上保安部、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、港湾管理者、空港管理者、海岸管理者、漁港管理者、海上保安部、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。					

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）							新条文（令和3年版）							改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項		新条文	
1	1	1	27	12	1	12. 工事関係者の連絡会議	1	1	1	27	15	1	15. 工事関係者の連絡会議	受注者は、工事現場が隣接したまたは同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。	受注者は、工事現場が隣接したまたは同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。	
1	1	1	27	13	1	13. 安全衛生協議会の設置	1	1	1	27	16	1	16. 安全衛生協議会の設置	監督職員が、労働安全衛生法（令和元年6月改正法律第37号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。	監督職員が、労働安全衛生法（令和元年6月改正法律第37号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。	
1	1	1	27	14	1	14. 安全優先	1	1	1	27	17	1	17. 安全優先	受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和元年6月改正法律第37号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和元年6月改正法律第37号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	
1	1	1	27	15	1	15. 災害発生時の応急処置	1	1	1	27	18	1	18. 災害発生時の応急処置	災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡しなければならない。	災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡しなければならない。	
1	1	1	27	16	1	16. 地下埋設物等の調査	1	1	1	27	19	1	19. 地下埋設物等の調査	受注者は、工事施工箇所に地下埋設物等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告しなければならない。	受注者は、工事施工箇所に地下埋設物等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告しなければならない。	
1	1	1	27	17	1	17. 不明の地下埋設物等の処置	1	1	1	27	20	1	20. 不明の地下埋設物等の処置	受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に連絡し、その処置については占有者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。	受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に連絡し、その処置については占有者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。	
1	1	1	27	18	1	18. 地下埋設物等損害時の措置	1	1	1	27	21	1	21. 地下埋設物等損害時の措置	受注者は、地下埋設物等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡し、応急措置をとり補修しなければならない。	受注者は、地下埋設物等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡し、応急措置をとり補修しなければならない。	
1	1	1	31	0	1	1-1-1-31	1	1	1	31	0	1	1-1-1-31	環境対策	環境対策	
1	1	1	31	6	1	6. 排出ガス対策型建設機械	1	1	1	31	6	1	6. 排出ガス対策型建設機械	受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正法律第41号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成23年7月13日付国総環第1号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。	受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正法律第41号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環第6号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。	諸基準類の改定にともなう
1	1	1	31	6	2		1	1	1	31	6	2		排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。	排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。	
1	1	1	31	6	3		1	1	1	31	6	3		受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和元年6月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成23年7月13日付国総環第1号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。	受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和元年6月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環第6号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。	諸基準類の改定にともなう
1	1	1	33	0	1	1-1-1-33	1	1	1	33	0	1	1-1-1-33	交通安全管理	交通安全管理	
							1	1	1	33	2	1	2. 施工計画書	受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。		3-1-1-13から編入

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）						新条文（令和3年版）						改定理由					
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項
1	1	1	33	2	1	2. 輸送災害の防止	受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。	1	1	1	33	3	1	3. 輸送災害の防止	受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。		
1	1	1	33	3	1	3. 交通安全等輸送計画	受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をとまう工事は、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。	1	1	1	33	4	1	4. 交通安全等輸送計画	受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をとまう工事は、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。		
1	1	1	33	3	2		なお、受注者は、ダンプトラックを使用する場合、「直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」、「港湾関係直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」あるいは「空港関係直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」に従うものとする。	1	1	1	33	4	2		なお、受注者は、ダンプトラックを使用する場合、「直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」、「港湾関係直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」あるいは「空港関係直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」に従うものとする。		
1	1	1	33	4	1	4. 交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成30年12月改正内閣府・国土交通省令第5号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	1	1	1	33	5	1	5. 交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和2年3月改正内閣府・国土交通省 令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省 道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省 道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省 道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	諸法令の改正にともなう	
1	1	1	33	5	1	5. 工事用道路使用の責任	発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。	1	1	1	33	6	1	6. 工事用道路使用の責任	発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。		
1	1	1	33	6	1	6. 工事用道路共用時の処置	受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。	1	1	1	33	7	1	7. 工事用道路共用時の処置	受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。		
								1	1	1	33	8	1	8. 工事用道路の維持管理	受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。	3-1-1-13から編入	
1	1	1	33	7	1	7. 公衆交通の確保	公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断する時には、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。	1	1	1	33	9	1	9. 公衆交通の確保	公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断する時には、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。		
1	1	1	33	8	1	8. 水上輸送	工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、または水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。	1	1	1	33	10	1	10. 水上輸送	工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、または水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。		
1	1	1	33	9	1	9. 作業区域の標示等	受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行またはえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。	1	1	1	33	11	1	11. 作業区域の標示等	受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行またはえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。		
1	1	1	33	10	1	10. 水中落下支障物の処置	受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたすおそれのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。	1	1	1	33	12	1	12. 水中落下支障物の処置	受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたすおそれのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。		
1	1	1	33	10	2		なお、直ちに取除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。	1	1	1	33	12	2		なお、直ちに取除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。		
1	1	1	33	11	1	11. 作業船舶機械故障時の処理	受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。	1	1	1	33	13	1	13. 作業船舶機械故障時の処理	受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。		
1	1	1	33	11	2		なお、故障により二次災害を招くおそれがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。	1	1	1	33	13	2		なお、故障により二次災害を招くおそれがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。		

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）							新条文（令和3年版）							改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項		新条文	
1	1	1	33	12	1	12. 通行許可	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和元年9月改正政令第109号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和元年6月改正法律第37号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	1	1	1	33	14	1	14. 通行許可	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和2年6月改正政令第181号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和2年6月改正法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	諸法令の改正にともなう
1	1	1	33	12	2		表1-1-3 一般的制限値	1	1	1	33	14	2		表1-1-3 一般的制限値	
1	1	1	33	12	3		ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。	1	1	1	33	14	3		ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。	
1	1	1	35	0	1	1-1-1-35	諸法令の遵守	1	1	1	35	0	1	1-1-1-35	諸法令の遵守	
1	1	1	35	1	1	1. 諸法令の遵守	受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。	1	1	1	35	1	1	1. 諸法令の遵守	受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。	
1	1	1	35	1	2		なお、主な法令は以下に示す通りである。	1	1	1	35	1	2		なお、主な法令は以下に示す通りである。	
1	1	1	35	1	3	(1)	会計法（令和元年5月改正 法律第16号）	1	1	1	35	1	3	(1)	会計法（令和元年5月改正 法律第16号）	
1	1	1	35	1	4	(2)	建設業法（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	35	1	4	(2)	建設業法（令和元年6月改正 法律第37号）	
1	1	1	35	1	5	(3)	下請代金支払遅延等防止法（平成21年6月改正 法律第51号）	1	1	1	35	1	5	(3)	下請代金支払遅延等防止法（平成21年6月改正 法律第51号）	
1	1	1	35	1	6	(4)	労働基準法（平成30年7月改正 法律第71号）	1	1	1	35	1	6	(4)	労働基準法（令和2年3月改正 法律第14号）	諸法令の改正にともなう
1	1	1	35	1	7	(5)	労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	35	1	7	(5)	労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）	
1	1	1	35	1	8	(6)	作業環境測定法（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	35	1	8	(6)	作業環境測定法（令和元年6月改正 法律第37号）	
1	1	1	35	1	9	(7)	じん肺法（平成30年7月改正 法律第71号）	1	1	1	35	1	9	(7)	じん肺法（平成30年7月改正 法律第71号）	
1	1	1	35	1	10	(8)	雇用保険法（平成30年7月改正 法律第71号）	1	1	1	35	1	10	(8)	雇用保険法（令和2年6月改正 法律第54号）	諸法令の改正にともなう
1	1	1	35	1	11	(9)	労働者災害補償保険法（平成30年5月改正 法律第31号）	1	1	1	35	1	11	(9)	労働者災害補償保険法（令和2年6月改正 法律第40号）	諸法令の改正にともなう
1	1	1	35	1	12	(10)	健康保険法（令和元年5月改正 法律第9号）	1	1	1	35	1	12	(10)	健康保険法（令和2年6月改正 法律第52号）	諸法令の改正にともなう
1	1	1	35	1	13	(11)	中小企業退職金共済法（令和元年5月改正 法律第16号）	1	1	1	35	1	13	(11)	中小企業退職金共済法（令和2年6月改正 法律第40号）	諸法令の改正にともなう
1	1	1	35	1	14	(12)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	35	1	14	(12)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律（令和2年3月改正 法律第14号）	諸法令の改正にともなう
1	1	1	35	1	15	(13)	出入国管理及び難民認定法（平成30年12月改正 法律第102号）	1	1	1	35	1	15	(13)	出入国管理及び難民認定法（令和元年12月改正 法律第63号）	諸法令の改正にともなう
1	1	1	35	1	16	(14)	道路法（平成30年3月改正 法律第6号）	1	1	1	35	1	16	(14)	道路法（令和2年6月改正 法律第49号）	諸法令の改正にともなう
1	1	1	35	1	17	(15)	道路交通法（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	35	1	17	(15)	道路交通法（令和2年6月改正 法律第52号）	諸法令の改正にともなう
1	1	1	35	1	18	(16)	道路運送法（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	35	1	18	(16)	道路運送法（令和2年6月改正 法律第36号）	諸法令の改正にともなう
1	1	1	35	1	19	(17)	道路運送車両法（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	35	1	19	(17)	道路運送車両法（令和2年3月改正 法律第5号）	諸法令の改正にともなう
1	1	1	35	1	20	(18)	砂防法（平成25年11月改正 法律第76号）	1	1	1	35	1	20	(18)	砂防法（平成25年11月改正 法律第76号）	
1	1	1	35	1	21	(19)	地すべり等防止法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	35	1	21	(19)	地すべり等防止法（平成29年6月改正 法律第45号）	
1	1	1	35	1	22	(20)	河川法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	35	1	22	(20)	河川法（平成29年6月改正 法律第45号）	
1	1	1	35	1	23	(21)	海岸法（平成30年12月改正 法律第95号）	1	1	1	35	1	23	(21)	海岸法（平成30年12月改正 法律第95号）	
1	1	1	35	1	24	(22)	港湾法（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	35	1	24	(22)	港湾法（令和2年6月改正 法律第49号）	諸法令の改正にともなう
1	1	1	35	1	25	(23)	港則法（平成28年5月改正 法律第42号）	1	1	1	35	1	25	(23)	港則法（平成28年5月改正 法律第42号）	
1	1	1	35	1	26	(24)	漁港漁場整備法（平成30年12月改正 法律第95号）	1	1	1	35	1	26	(24)	漁港漁場整備法（平成30年12月改正 法律第95号）	
1	1	1	35	1	27	(25)	下水道法（平成27年5月改正 法律第22号）	1	1	1	35	1	27	(25)	下水道法（平成27年5月改正 法律第22号）	
1	1	1	35	1	28	(26)	航空法（令和元年6月改正 法律第38号）	1	1	1	35	1	28	(26)	航空法（令和2年6月改正 法律第61号）	諸法令の改正にともなう
1	1	1	35	1	29	(27)	公有水面埋立法（平成26年6月改正 法律第51号）	1	1	1	35	1	29	(27)	公有水面埋立法（平成26年6月改正 法律第51号）	
1	1	1	35	1	30	(28)	軌道法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	35	1	30	(28)	軌道法（令和2年6月改正 法律第41号）	諸法令の改正にともなう
1	1	1	35	1	31	(29)	森林法（平成30年6月改正 法律第35号）	1	1	1	35	1	31	(29)	森林法（令和2年6月改正 法律第41号）	諸法令の改正にともなう
1	1	1	35	1	32	(30)	環境基本法（平成30年6月改正 法律第50号）	1	1	1	35	1	32	(30)	環境基本法（平成30年6月改正 法律第50号）	
1	1	1	35	1	33	(31)	火薬類取締法（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	35	1	33	(31)	火薬類取締法（令和元年6月改正 法律第37号）	
1	1	1	35	1	34	(32)	大気汚染防止法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	35	1	34	(32)	大気汚染防止法（令和2年6月改正 法律第39号）	諸法令の改正にともなう
1	1	1	35	1	35	(33)	騒音規制法（平成26年6月改正 法律第72号）	1	1	1	35	1	35	(33)	騒音規制法（平成26年6月改正 法律第72号）	
1	1	1	35	1	36	(34)	水質汚濁防止法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	35	1	36	(34)	水質汚濁防止法（平成29年6月改正 法律第45号）	
1	1	1	35	1	37	(35)	湖沼水質保全特別措置法（平成26年6月改正 法律第72号）	1	1	1	35	1	37	(35)	湖沼水質保全特別措置法（平成26年6月改正 法律第72号）	
1	1	1	35	1	38	(36)	振動規制法（平成26年6月改正 法律第72号）	1	1	1	35	1	38	(36)	振動規制法（平成26年6月改正 法律第72号）	
1	1	1	35	1	39	(37)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	35	1	39	(37)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（令和元年6月改正 法律第37号）	
1	1	1	35	1	40	(38)	文化財保護法（平成30年6月改正 法律第42号）	1	1	1	35	1	40	(38)	文化財保護法（令和2年6月改正 法律第41号）	諸法令の改正にともなう
1	1	1	35	1	41	(39)	砂利採取法（平成27年6月改正 法律第50号）	1	1	1	35	1	41	(39)	砂利採取法（平成27年6月改正 法律第50号）	
1	1	1	35	1	42	(40)	電気事業法（平成30年6月改正 法律第41号）	1	1	1	35	1	42	(40)	電気事業法（令和2年6月改正 法律第49号）	諸法令の改正にともなう
1	1	1	35	1	43	(41)	消防法（平成30年6月改正 法律第67号）	1	1	1	35	1	43	(41)	消防法（平成30年6月改正 法律第67号）	
1	1	1	35	1	44	(42)	測量法（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	35	1	44	(42)	測量法（令和元年6月改正 法律第37号）	
1	1	1	35	1	45	(43)	建築基準法（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	35	1	45	(43)	建築基準法（令和2年6月改正 法律第43号）	諸法令の改正にともなう
1	1	1	35	1	46	(44)	都市公園法（平成29年5月改正 法律第26号）	1	1	1	35	1	46	(44)	都市公園法（平成29年5月改正 法律第26号）	
1	1	1	35	1	47	(45)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成26年6月改正 法律第55号）	1	1	1	35	1	47	(45)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成26年6月改正 法律第55号）	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）							新条文（令和3年版）							改定理由	
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下		新条文
1	1	1	35	1	48	(46) 土壌汚染対策法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	35	1	48	(46) 土壌汚染対策法（平成29年6月改正 法律第45号）		
1	1	1	35	1	49	(47) 駐車場法（平成29年5月改正 法律第26号）	1	1	1	35	1	49	(47) 駐車場法（平成29年5月改正 法律第26号）		
1	1	1	35	1	50	(48) 海上交通安全法（平成28年5月改正 法律第42号）	1	1	1	35	1	50	(48) 海上交通安全法（平成28年5月改正 法律第42号）		
1	1	1	35	1	51	(49) 海上衝突予防法（平成15年6月改正 法律第63号）	1	1	1	35	1	51	(49) 海上衝突予防法（平成15年6月改正 法律第63号）		
1	1	1	35	1	52	(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（令和元年5月改正 法律第18号）	1	1	1	35	1	52	(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（令和元年5月改正 法律第18号）		
1	1	1	35	1	53	(51) 船員法（平成30年6月改正 法律第41号）	1	1	1	35	1	53	(51) 船員法（平成30年6月改正 法律第41号）		
1	1	1	35	1	54	(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法（平成30年6月改正 法律第59号）	1	1	1	35	1	54	(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法（平成30年6月改正 法律第59号）		
1	1	1	35	1	55	(53) 船舶安全法（平成29年5月改正 法律第41号）	1	1	1	35	1	55	(53) 船舶安全法（平成29年5月改正 法律第41号）		
1	1	1	35	1	56	(54) 自然環境保全法（平成31年4月改正 法律第20号）	1	1	1	35	1	56	(54) 自然環境保全法（平成31年4月改正 法律第20号）		
1	1	1	35	1	57	(55) 自然公園法（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	35	1	57	(55) 自然公園法（令和元年6月改正 法律第37号）		
1	1	1	35	1	58	(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	35	1	58	(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和元年6月改正 法律第37号）		
1	1	1	35	1	59	(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成27年9月改正 法律第66号）	1	1	1	35	1	59	(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成27年9月改正 法律第66号）		
1	1	1	35	1	60	(58) 河川法施行法抄（平成11年12月改正 法律第160号）	1	1	1	35	1	60	(58) 河川法施行法抄（平成11年12月改正 法律第160号）		
1	1	1	35	1	61	(59) 技術士法（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	35	1	61	(59) 技術士法（令和元年6月改正 法律第37号）		
1	1	1	35	1	62	(60) 漁業法（令和元年5月改正 法律第1号）	1	1	1	35	1	62	(60) 漁業法（令和元年5月改正 法律第1号）		
1	1	1	35	1	63	(61) 空港法（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	35	1	63	(61) 空港法（令和元年6月改正 法律第37号）		
1	1	1	35	1	64	(62) 計量法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	35	1	64	(62) 計量法（平成26年6月改正 法律第69号）		
1	1	1	35	1	65	(63) 厚生年金保険法（平成30年7月改正 法律第71号）	1	1	1	35	1	65	(63) 厚生年金保険法（令和2年6月改正 法律第40号）	諸法令の改正にともなう	
1	1	1	35	1	66	(64) 航路標識法（平成28年5月改正 法律第42号）	1	1	1	35	1	66	(64) 航路標識法（平成28年5月改正 法律第42号）		
1	1	1	35	1	67	(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	35	1	67	(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成26年6月改正 法律第69号）		
1	1	1	35	1	68	(66) 最低賃金法（平成24年4月改正 法律第27号）	1	1	1	35	1	68	(66) 最低賃金法（平成24年4月改正 法律第27号）		
1	1	1	35	1	69	(67) 職業安定法（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	35	1	69	(67) 職業安定法（令和元年6月改正 法律第37号）		
1	1	1	35	1	70	(68) 所得税法（令和元年6月改正 法律第28号）	1	1	1	35	1	70	(68) 所得税法（令和2年3月改正 法律第8号）	諸法令の改正にともなう	
1	1	1	35	1	71	(69) 水産資源保護法（平成30年12月改正 法律第95号）	1	1	1	35	1	71	(69) 水産資源保護法（平成30年12月改正 法律第95号）		
1	1	1	35	1	72	(70) 船員保険法（令和元年5月改正 法律第9号）	1	1	1	35	1	72	(70) 船員保険法（令和2年6月改正 法律第52号）	諸法令の改正にともなう	
1	1	1	35	1	73	(71) 著作権法（平成30年7月改正 法律第72号）	1	1	1	35	1	73	(71) 著作権法（令和2年6月改正 法律第48号）	諸法令の改正にともなう	
1	1	1	35	1	74	(72) 電波法（令和元年6月改正 法律第23号）	1	1	1	35	1	74	(72) 電波法（令和2年4月改正 法律第23号）	諸法令の改正にともなう	
1	1	1	35	1	75	(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（令和元年6月改正 法律第20号）	1	1	1	35	1	75	(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（令和2年6月改正 法律第42号）	諸法令の改正にともなう	
1	1	1	35	1	76	(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	35	1	76	(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和2年3月改正 法律第14号）	諸法令の改正にともなう	
1	1	1	35	1	77	(75) 農薬取締法（平成30年6月改正 法律第53号）	1	1	1	35	1	77	(75) 農薬取締法（令和元年12月改正 法律第62号）	諸法令の改正にともなう	
1	1	1	35	1	78	(76) 毒物及び劇物取締法（平成30年6月改正 法律第66号）	1	1	1	35	1	78	(76) 毒物及び劇物取締法（平成30年6月改正 法律第66号）		
1	1	1	35	1	79	(77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正 法律第41号）	1	1	1	35	1	79	(77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正 法律第41号）		
1	1	1	35	1	80	(78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（令和元年6月改正 法律第35号）	1	1	1	35	1	80	(78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（令和元年6月改正 法律第35号）		
1	1	1	35	1	81	(79) 警備業法（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	35	1	81	(79) 警備業法（令和元年6月改正 法律第37号）		
1	1	1	35	1	82	(80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	35	1	82	(80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（令和元年6月改正 法律第37号）		
1	1	1	35	1	83	(81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成30年6月改正 法律第67号）	1	1	1	35	1	83	(81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（令和2年6月改正 法律第42号）	諸法令の改正にともなう	
1	1	1	38	0	1	1-1-1-38	1	1	1	38	0	1	1-1-1-38	工事測量	
							1	1	1	38	3	1	3. 仮設標識	受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。	3-1-1-14から編入
1	1	1	38	3	1	3. 工事用測量標の取扱い	1	1	1	38	4	1	4. 工事用測量標の取扱い	受注者は、用地幅杭、測量標（仮BM）、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督職員と協議しなければならない。	
1	1	1	38	3	2	なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。	1	1	1	38	4	2	なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。		
1	1	1	38	4	1	4. 既存杭の保全	1	1	1	38	5	1	5. 既存杭の保全	受注者は、工事の施工にあたり、損傷を受けるおそれのある杭または障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない	
1	1	1	38	5	1	5. 水準測量・水深測量	1	1	1	38	6	1	6. 水準測量・水深測量	水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている基準高あるいは工事用基準面を基準として行うものとする。	
1	1	1	39	0	1	1-1-1-39	1	1	1	39	0	1	1-1-1-39	不可抗力による損害	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）							新条文（令和3年版）							改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	編	章	節	条	項	項以下	編章節条		新条文	
1	1	1	39	3	1	3.その他	1	1	1	39	3	1	3.その他	契約書第30条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第26条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。	契約書第30条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第27条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。	諸基準類の改定にともなう
1	1	1	41	0	1	1-1-1-41	1	1	1	41	0	1	1-1-1-41	保険の付保及び事故の補償	保険の付保及び事故の補償	
1	1	1	41	5	1	5.掛金収納書の提出	1	1	1	41	5	1	5.建設業退職金共済制度の履行	受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に、発注者に提出しなければならない。	受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出しなければならない。 また、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、	建設業退職金共済制度における電子申請方式の導入等にともなう
1	2	0	0	0	1	第2章	1	2	0	0	0	1	第2章	土工	土工	
1	2	2	0	0	1	第2節	1	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	適用すべき諸基準	
1	2	2	0	0	2		1	2	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
1	2	2	0	0	3		1	2	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
1	2	2	0	0	4		1	2	2	0	0	4		日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月）	日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月）	
1	2	2	0	0	5		1	2	2	0	0	5		日本道路協会 道路土工－軟弱地盤対策工指針（平成24年8月）	日本道路協会 道路土工－軟弱地盤対策工指針（平成24年8月）	
1	2	2	0	0	6		1	2	2	0	0	6		日本道路協会 道路土工－盛土工指針（平成22年4月）	日本道路協会 道路土工－盛土工指針（平成22年4月）	
1	2	2	0	0	7		1	2	2	0	0	7		日本道路協会 道路土工－切土工・斜面安定工指針（平成21年6月）	日本道路協会 道路土工－切土工・斜面安定工指針（平成21年6月）	
1	2	2	0	0	8		1	2	2	0	0	8		土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル（平成25年12月）	土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル（平成25年12月）	
1	2	2	0	0	9		1	2	2	0	0	9		国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月）	国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月）	
1	2	2	0	0	10		1	2	2	0	0	10		建設省 堤防余盛基準について（昭和44年1月）	建設省 堤防余盛基準について（昭和44年1月）	
1	2	2	0	0	11		1	2	2	0	0	11		土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル（平成25年12月）	土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル（平成25年12月）	
1	2	2	0	0	12		1	2	2	0	0	12		土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル（平成26年8月）	土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル（平成26年8月）	
1	2	2	0	0	13		1	2	2	0	0	13		土木研究センター 補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル（平成26年8月）	土木研究センター 補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル（平成26年8月）	
1	2	2	0	0	14		1	2	2	0	0	14		国土技術研究センター 河川土工マニュアル（平成21年4月）	国土技術研究センター 河川土工マニュアル（平成21年4月）	
1	2	2	0	0	15		1	2	2	0	0	15		国土交通省 道路土工構造物技術基準（平成27年3月）	日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説（平成29年3月）	諸基準類の改定にともなう
1	2	2	0	0	16		1	2	2	0	0	16		国土交通省 建設汚泥処理土利用技術基準（平成18年6月）	国土交通省 建設汚泥処理土利用技術基準（平成18年6月）	
1	2	2	0	0	17		1	2	2	0	0	17		国土交通省 発生土利用基準（平成18年8月）	国土交通省 発生土利用基準（平成18年8月）	
1	2	3	0	0	1	第3節	1	2	3	0	0	1	第3節	河川土工・海岸土工・砂防土工	河川土工・海岸土工・砂防土工	
1	2	3	4	0	1	1-2-3-4	1	2	3	4	0	1	1-2-3-4	盛土補強工	盛土補強工	
1	2	3	4	3	1	3.基盤面の排水処理	1	2	3	4	3	1	3.基盤面の排水処理	受注者は、第1層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根及び不陸の整地を行なうとともに、設計図書に関して監督職員と協議のうえ、基盤面に排水処理工を行なわなければならない。	受注者は、第一層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根及び不陸の整地を行なうとともに、設計図書に関して監督職員と協議のうえ、基盤面に排水処理工を行なわなければならない。	
1	3	0	0	0	1	第3章	1	3	0	0	0	1	第3章	無筋・鉄筋コンクリート	無筋・鉄筋コンクリート	
1	3	2	0	0	1	第2節	1	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	適用すべき諸基準	
1	3	2	0	1	1	1.適用規定	1	3	2	0	1	1	1.適用規定	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
1	3	2	0	1	2		1	3	2	0	1	2		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
1	3	2	0	1	3		1	3	2	0	1	3		土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成30年3月）	土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成30年3月）	
1	3	2	0	1	4		1	3	2	0	1	4		土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（平成30年3月）	土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（平成30年3月）	
1	3	2	0	1	5		1	3	2	0	1	5		土木学会 コンクリートのポンプ施工指針（平成24年6月）	土木学会 コンクリートのポンプ施工指針（平成24年6月）	
1	3	2	0	1	6		1	3	2	0	1	6		国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について（平成14年7月31日）	国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について（平成14年7月31日）	
1	3	2	0	1	7		1	3	2	0	1	7		国土交通省「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（平成14年7月31日）	国土交通省「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（平成14年7月31日）	
1	3	2	0	1	8		1	3	2	0	1	8		土木学会 鉄筋定着・継手指針（平成19年8月）	土木学会 鉄筋定着・継手指針（令和2年3月）	諸基準類の改定にともなう
1	3	2	0	1	9		1	3	2	0	1	9		公益社団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧継手工事（平成29年9月）	公益社団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧継手工事（平成29年9月）	
1	3	2	0	1	10		1	3	2	0	1	10		機械式鉄筋定着工法技術検討委員会 機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン（平成28年7月）	機械式鉄筋定着工法技術検討委員会 機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン（平成28年7月）	



土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）							新条文（令和3年版）							改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	項以下	編章節条項	項以下	編章節条項	項以下	編章節条項	項以下			
1	3	2	0	2	1	2. 許容塩化物量	受注者は、コンクリートの使用にあたって、以下に示す許容塩化物量以下のコンクリートを使用しなければならない。	1	3	2	0	2	1	2. 許容塩化物量	受注者は、コンクリートの使用にあたって、以下に示す許容塩化物量以下のコンクリートを使用しなければならない。	
1	3	2	0	2	2	(1)	鉄筋コンクリート部材、ポストテンション方式のプレストレストコンクリート部材（シース内のグラウトを除く）及び用心鉄筋を有する無筋コンクリート部材における許容塩化物量（C1-）は、0.30kg/m <sup>3</sup> 以下とする。	1	3	2	0	2	2	(1)	鉄筋コンクリート部材、ポストテンション方式のプレストレストコンクリート部材（シース内のグラウトを除く）及び用心鉄筋を有する無筋コンクリート部材における許容塩化物量（C1-）は、0.30kg/m <sup>3</sup> 以下とする。	
1	3	2	0	2	3	(2)	プレテンション方式のプレストレストコンクリート部材及びオートクレープ養生を行う製品における許容塩化物量（C1-）は0.30kg/m <sup>3</sup> 以下とする。また、グラウトに含まれる塩化物イオン総量は、セメント質量の0.08%以下とする。	1	3	2	0	2	3	(2)	プレテンション方式のプレストレストコンクリート部材及びオートクレープ養生を行う製品における許容塩化物量（C1-）は0.30kg/m <sup>3</sup> 以下とする。また、グラウトに含まれる塩化物イオン総量は、セメント質量の0.08%以下とする。	
1	3	2	0	2	4	(3)	アルミナセメントを用いる場合、電食のおそれがある場合等は、試験結果等から適宜定めるものとし、特に資料がない場合の許容塩化物量（C1-）は0.30kg/m <sup>3</sup> 以下とする。	1	3	2	0	2	4	(3)	アルミナセメントを用いる場合、電食のおそれがある場合等は、試験結果等から適宜定めるものとし、特に資料がない場合の許容塩化物量（C1-）は0.30kg/m <sup>3</sup> 以下とする。	
1	3	3	0	0	1	第3節	レディーミクストコンクリート	1	3	3	0	0	1	第3節	レディーミクストコンクリート	
1	3	3	3	0	1	1-3-3-3	配合	1	3	3	3	0	1	1-3-3-3	配合	
1	3	3	3	1	1	1. 一般事項	受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティをもつ範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。	1	3	3	3	1	1	1. 一般事項	受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティが得られる範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。	諸基準類の改定にともなう
1	3	5	0	0	1	第5節	現場練りコンクリート	1	3	5	0	0	1	第5節	現場練りコンクリート	
1	3	5	2	0	1	1-3-5-2	材料の貯蔵	1	3	5	2	0	1	1-3-5-2	材料の貯蔵	
1	3	5	2	3	1	3. 骨材の貯蔵	受注者は、ゴミ、泥、その他の異物が混入しないよう、かつ、大小粒が分離しないように、排水設備の整った貯蔵施設に骨材を貯蔵しなければならない。	1	3	5	2	3	1	3. 骨材の貯蔵	受注者は、ごみ、泥、その他の異物が混入しないよう、かつ、大小粒が分離しないように、排水設備の整った貯蔵施設に骨材を貯蔵しなければならない。	
1	3	5	4	0	1	1-3-5-4	材料の計量及び練混ぜ	1	3	5	4	0	1	1-3-5-4	材料の計量及び練混ぜ	
1	3	5	4	2	1	2. 材料の計量		1	3	5	4	2	1	2. 材料の計量		
1	3	5	4	2	2	(1)	受注者は、計量については現場配合によって行わなければならない。また、骨材の表面水率の試験は、JIS A 1111（細骨材の表面水率試験方法）若しくはJIS A 1125（骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法）、JIS A 1802「コンクリート生産工程管理用試験方法—遠心力による細骨材の表面水率の試験方法」、JIS A 1803「コンクリート生産工程管理用試験方法—粗骨材の表面水率試験方法」または連続測定が可能な簡易試験方法または監督職員の承諾を得た方法によらなければならない。なお、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸水させて求めなければならない。	1	3	5	4	2	2	(1)	受注者は、計量については現場配合によって行わなければならない。また、骨材の表面水率の試験は、JIS A 1111（細骨材の表面水率試験方法）若しくはJIS A 1125（骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法）、JIS A 1802「コンクリート生産工程管理用試験方法—遠心力による細骨材の表面水率の試験方法」、JIS A 1803「コンクリート生産工程管理用試験方法—粗骨材の表面水率試験方法」または連続測定が可能な簡易試験方法または監督職員の承諾を得た方法によらなければならない。なお、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸水させて求めなければならない。	
1	3	5	4	2	3	(2)	受注者は、第1編1-3-3-3配合で定めた示方配合を現場配合に修正した内容をその都度、監督職員に協議しなければならない。	1	3	5	4	2	3	(2)	受注者は、第1編1-3-3-3配合で定めた示方配合を現場配合に修正した内容をその都度、監督職員に協議しなければならない。	
1	3	5	4	2	5	(3)	計量値の許容差は、1回計量分に対し、「表1-3-2計量値の許容差」の値以下とする。	1	3	5	4	2	5	(3)	計量値の許容差は、1回計量分に対し、「表1-3-2計量値の許容差」の値以下とする。	
1	3	5	4	2	6	(4)	連続ミキサを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。	1	3	5	4	2	6	(4)	連続ミキサを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。	JIS名称変更（ミキサー）
1	3	5	4	2	7		その計量値の許容差は、ミキサの容量によって定められる規定の時間あたりの計量分を質量に換算して、「表1-3-2計量値の許容差」の値以下とする。	1	3	5	4	2	7		その計量値の許容差は、ミキサの容量によって定められる規定の時間あたりの計量分を質量に換算して、「表1-3-2計量値の許容差」の値以下とする。	JIS名称変更（ミキサー）
1	3	5	4	2	8		なお、受注者は、ミキサの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間あたりの計量分を適切に定めなければならない。	1	3	5	4	2	8		なお、受注者は、ミキサの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間あたりの計量分を適切に定めなければならない。	JIS名称変更（ミキサー）
1	3	5	4	2	9	(5)	受注者は、材料の計量値を自動記録装置により記録しなければならない。	1	3	5	4	2	9	(5)	受注者は、材料の計量値を自動記録装置により記録しなければならない。	
1	3	5	4	2	10		表1-3-2 計量値の許容差	1	3	5	4	2	10		表1-3-2 計量値の許容差	
1	3	5	4	2	11	(6)	受注者は、各材料を、一練り分ずつ重量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は容積で計量してもよいものとする。	1	3	5	4	2	11	(6)	受注者は、各材料を、一バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、表1-3-2に示した許容差内である場合には、容積で計量してもよいものとする。	諸基準類の改定にともなう
1	3	5	4	2	12		なお、一練りの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りまぜ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。	1	3	5	4	2	12		なお、一バッチの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りまぜ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。	
1	3	5	4	3	1	3. 練混ぜ		1	3	5	4	3	1	3. 練混ぜ		
1	3	5	4	3	2	(1)	受注者は、コンクリートの練混ぜに際し、可傾式、強制練りバッチミキサまたは連続ミキサを使用するものとする。	1	3	5	4	3	2	(1)	受注者は、コンクリートの練混ぜに際し、可傾式、強制練りバッチミキサまたは連続ミキサを使用するものとする。	JIS名称変更（ミキサー）
1	3	5	4	3	3	(2)	受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2（練混ぜ性能試験方法）及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	1	3	5	4	3	3	(2)	受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2（練混ぜ性能試験方法）及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	JIS名称変更（ミキサー）

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）						新条文（令和3年版）						改定理由								
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項	項以下		
1	3	5	4	3	4	(3)	1	3	5	4	3	4	(3)	1	3	5	4	3	4	
1	3	5	4	3	5	(4)	1	3	5	4	3	5	(4)	1	3	5	4	3	5	
1	3	5	4	3	6		1	3	5	4	3	6		1	3	5	4	3	6	JIS名称変更（ミキサー）
1	3	5	4	3	7	(5)	1	3	5	4	3	7	(5)	1	3	5	4	3	7	
1	3	5	4	3	8	(6)	1	3	5	4	3	8	(6)	1	3	5	4	3	8	JIS名称変更（ミキサー）
1	3	5	4	3	9	(7)	1	3	5	4	3	9	(7)	1	3	5	4	3	9	JIS名称変更（ミキサー）
1	3	5	4	3	10	(8)	1	3	5	4	3	10	(8)	1	3	5	4	3	10	JIS名称変更（ミキサー）
1	3	5	4	3	11	(9)	1	3	5	4	3	11	(9)	1	3	5	4	3	11	JIS名称変更（ミキサー）
1	3	5	4	3	12		1	3	5	4	3	12		1	3	5	4	3	12	JIS名称変更（ミキサー）
1	3	6	0	0	1	第6節	1	3	6	0	0	1	第6節	1	3	6	0	0	1	
1	3	6	4	0	1	1-3-6-4	1	3	6	4	0	1	1-3-6-4	1	3	6	4	0	1	
1	3	6	4	11	1	11. 水平打設	1	3	6	4	11	1	11. 水平打設	1	3	6	4	11	1	
1	3	6	4	14	1	14. 上層下層一体の締固め	1	3	6	4	14	1	14. 上層下層一体の締固め	1	3	6	4	14	1	
1	3	6	5	0	1	1-3-6-5	1	3	6	5	0	1	1-3-6-5	1	3	6	5	0	1	
1	3	6	5	3	1	3. 上層下層一体の締固め	1	3	6	5	3	1	3. 上層下層一体の締固め	1	3	6	5	3	1	
1	3	7	0	0	1	第7節	1	3	7	0	0	1	第7節	1	3	7	0	0	1	
1	3	7	4	0	1	1-3-7-4	1	3	7	4	0	1	1-3-7-4	1	3	7	4	0	1	
1	3	7	4	3	1	3. 鉄筋かぶりの確保	1	3	7	4	3	1	3. 鉄筋かぶりの確保	1	3	7	4	3	1	コンクリート標準示方書と用語を統一。（スペーサ）
1	3	7	4	3	2		1	3	7	4	3	2		1	3	7	4	3	2	コンクリート標準示方書と用語を統一。（スペーサ）
1	3	7	5	0	1	1-3-7-5	1	3	7	5	0	1	1-3-7-5	1	3	7	5	0	1	
1	3	7	5	3	1	3. 継手位置	1	3	7	5	3	1	3. 継手位置	1	3	7	5	3	1	諸基準類の改定にともなう
							1	3	7	5	8	1	8. 機械式鉄筋継手							新規追加

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）							新条文（令和3年版）							改定理由								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下		編	章	節	条	項	項以下		
							1	3	7	5	8	2	(1)	機械式鉄筋継手工法を採用する場合は、「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン（平成29年3月）」に基づき実施するものとする。受注者は、施工する工法について必要な性能に関し、公的機関等（所定の試験、評価が可能な大学や自治体、民間の試験機関を含む）による技術的な確認を受け交付された証明書の写しを監督職員の承諾を得なければならない。また、機械式鉄筋継手の施工については、以下の各号の規定によるものとする。							新規追加	
							1	3	7	5	8	3	①	使用する工法に応じた施工要領を施工計画書に記載し、施工を行わなければならない。							新規追加	
							1	3	7	5	8	4	②	機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針（令和2年3月土木学会）の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従って施工管理を行わなければならない。							新規追加	
							1	3	7	5	8	5	(2)	設計時に機械式鉄筋継手工法が適用されていない継手において、機械式鉄筋継手工法を適用する場合は、別途、監督職員と協議し、設計で要求した性能を満足していることや性能を確保するために必要な継手等級を三者会議等を利用し、設計者に確認した上で適用すること。							新規追加	
1	3	10	0	0	1	第10節	寒中コンクリート	1	3	10	0	0	1	第10節	寒中コンクリート							
1	3	10	2	0	1	1-3-10-2	施工	1	3	10	2	0	1	1-3-10-2	施工							
1	3	10	2	4	1	4.材料投入順序の設定	受注者は、セメントが急結を起こさないように、加熱した材料をミキサーに投入する順序を設定しなければならない。	1	3	10	2	4	1	4.材料投入順序の設定	受注者は、セメントが急結を起こさないように、加熱した材料をミキサーに投入する順序を設定しなければならない。							JIS名称変更（ミキサー）
1	3	10	3	0	1	1-3-10-3	養生	1	3	10	3	0	1	1-3-10-3	養生							
1	3	10	3	5	1	5.養生中のコンクリート温度	受注者は、養生中のコンクリートの温度を5℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、表1-3-4の値以上とするのを標準とする。	1	3	10	3	5	1	5.養生温度	受注者は、養生温度を5℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、表1-3-4の値以上とするのを標準とする。							コンクリート標準示方書と用語を統一。
1	3	13	0	0	1	第13節	水中不分離性コンクリート	1	3	13	0	0	1	第13節	水中不分離性コンクリート							
1	3	13	3	0	1	1-3-13-3	コンクリートの製造	1	3	13	3	0	1	1-3-13-3	コンクリートの製造							
1	3	13	3	4	1	4.練混ぜ		1	3	13	3	4	1	4.練混ぜ								
1	3	13	3	4	2	(1)	受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合、本節によるほか、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に準じるものとする。	1	3	13	3	4	2	(1)	受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合、本節によるほか、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に準じるものとする。							
1	3	13	3	4	3	(2)	受注者は、強制練りバッチミキサーを用いてコンクリートを練り混ぜるものとする。	1	3	13	3	4	3	(2)	受注者は、強制練りバッチミキサーを用いてコンクリートを練り混ぜるものとする。							JIS名称変更（ミキサー）
1	3	13	3	4	4	(3)	受注者は、コンクリート製造設備の整ったプラントで練り混ぜなければならない。	1	3	13	3	4	4	(3)	受注者は、コンクリート製造設備の整ったプラントで練り混ぜなければならない。							
1	3	13	3	4	5		なお、やむを得ず現場で水中不分離性混和剤及び高性能減水剤を添加する場合は、事前に以下の項目を検討し監督職員と協議しなければならない。	1	3	13	3	4	5		なお、やむを得ず現場で水中不分離性混和剤及び高性能減水剤を添加する場合は、事前に以下の項目を検討し監督職員と協議しなければならない。							
1	3	13	3	4	6	①	混和剤の添加方法・時期	1	3	13	3	4	6	①	混和剤の添加方法・時期							
1	3	13	3	4	7	②	アジテータトラック1車輛の運搬量	1	3	13	3	4	7	②	アジテータトラック1車輛の運搬量							
1	3	13	3	4	8	③	コンクリート品質の試験確認	1	3	13	3	4	8	③	コンクリート品質の試験確認							
1	3	13	3	4	9	(4)	受注者は、練混ぜ時間を試験によって定めなければならない。	1	3	13	3	4	9	(4)	受注者は、練混ぜ時間を試験によって定めなければならない。							
1	3	13	3	4	10	(5)	受注者は、練混ぜ開始にあたって、あらかじめミキサーにモルタルを付着させなければならない。	1	3	13	3	4	10	(5)	受注者は、練混ぜ開始にあたって、あらかじめミキサーにモルタルを付着させなければならない。							JIS名称変更（ミキサー）
1	3	13	3	5	1	5.ミキサー、運搬機器の洗浄及び洗浄排水の処理		1	3	13	3	5	1	5.ミキサー、運搬機器の洗浄及び洗浄排水の処理								JIS名称変更（ミキサー）
1	3	13	3	5	2	(1)	受注者は、ミキサー及び運搬機器を使用の前後に十分洗浄しなければならない。	1	3	13	3	5	2	(1)	受注者は、ミキサー及び運搬機器を使用の前後に十分洗浄しなければならない。							JIS名称変更（ミキサー）
1	3	14	0	0	1	第14節	プレバッキングコンクリート	1	3	14	0	0	1	第14節	プレバッキングコンクリート							
1	3	14	2	0	1	1-3-14-2	施工機器	1	3	14	2	0	1	1-3-14-2	施工機器							
1	3	14	2	1	1	1.施工機械		1	3	14	2	1	1	1.施工機械								
1	3	14	2	1	2	(1)	受注者は、5分以内に規定の品質の注入モルタルを練り混ぜることのできるモルタルミキサーを使用しなければならない。	1	3	14	2	1	2	(1)	受注者は、5分以内に規定の品質の注入モルタルを練り混ぜることのできるモルタルミキサーを使用しなければならない。							JIS名称変更（ミキサー）
1	3	14	3	0	1	1-3-14-3	施工	1	3	14	3	0	1	1-3-14-3	施工							
1	3	14	3	5	1	5.練混ぜ		1	3	14	3	5	1	5.練混ぜ								
1	3	14	3	5	2	(1)	受注者は、練混ぜをモルタルミキサーで行うものとし、均一なモルタルが得られるまで練り混ぜなければならない。	1	3	14	3	5	2	(1)	受注者は、練混ぜをモルタルミキサーで行うものとし、均一なモルタルが得られるまで練り混ぜなければならない。							JIS名称変更（ミキサー）

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）						新条文（令和3年版）						改定理由							
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項	項以下	
1	3	14	3	5	3	(2)	受注者は、練混ぜ作業には、細骨材の粒度及び表面水量を確かめ、規定の流動性等の品質が得られるように、粒度の調整、配合の修正、水量の補正等の適切な処置をしなければならない。	1	3	14	3	5	3	(2)	受注者は、練混ぜ作業には、細骨材の粒度及び表面水量を確かめ、規定の流動性等の品質が得られるように、粒度の調整、配合の修正、水量の補正等の適切な処置をしなければならない。				
1	3	14	3	5	4	(3)	受注者は、モルタルミキサ1バッチの練混ぜを、ミキサの定められた練混ぜ容量に適した量で練り混ぜなければならない。	1	3	14	3	5	4	(3)	受注者は、モルタルミキサ1バッチの練混ぜを、ミキサの定められた練混ぜ容量に適した量で練り混ぜなければならない。	JIS名称変更（ミキサー）			
2	0	0	0	0	1	第2編	材料編	2	0	0	0	0	1	第2編	材料編				
2	2	0	0	0	1	第2章	土木工事材料	2	2	0	0	0	1	第2章	土木工事材料				
2	2	5	0	0	1	第5節	鋼材	2	2	5	0	0	1	第5節	鋼材				
2	2	5	14	0	1	2-2-5-14	鉄線じゃかご	2	2	5	14	0	1	2-2-5-14	鉄線じゃかご				
2	2	5	14	0	2		鉄線じゃかごは、以下の規格に準ずるものとする。	2	2	5	14	0	2		鉄線じゃかごは、以下の規格に準ずるものとする。				
2	2	5	14	0	3		なお、亜鉛アルミニウム合金めっき鉄線を使用する場合は、アルミニウム含有率10%、めっき付着量300g/m <sup>2</sup> 以上のめっき鉄線を使用するものとする。	2	2	5	14	0	3		なお、亜鉛アルミニウム合金めっき鉄線を使用する場合は、アルミニウム含有率10%、めっき付着量300g/m <sup>2</sup> 以上のめっき鉄線を使用するものとする。				
2	2	6	0	0	1	第6節	セメント及び混和材料	2	2	6	0	0	1	第6節	セメント及び混和材料				
2	2	6	2	0	1	2-2-6-2	セメント	2	2	6	2	0	1	2-2-6-2	セメント				
2	2	6	2	2	1	2. 普通ポルトランドセメントの規定	コンクリート構造物に使用する普通ポルトランドセメントは、本条3項、4項の規定に適合するものとする。	2	2	6	2	2	1	2. 普通ポルトランドセメントの規定	コンクリート構造物に使用する普通ポルトランドセメントは、本条3項、4項の規定に適合するものとする。				
2	2	6	2	2	2		なお、小規模工種で、1工種あたりの総使用量が10m <sup>3</sup> 未満の場合は、本条項の適用を除外することができる。	2	2	6	2	2	2		なお、小規模工種で、1工種あたりの総使用量が10m <sup>3</sup> 未満の場合は、本条項の適用を除外することができる。				
2	2	7	0	0	1	第7節	セメントコンクリート製品	2	2	7	0	0	1	第7節	セメントコンクリート製品				
2	2	7	1	0	1	2-2-7-1	一般事項	2	2	7	1	0	1	2-2-7-1	一般事項				
2	2	7	1	2	1	2. 塩化物含有量	セメントコンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオン（Cl <sup>-</sup> ）の総量で表すものとし、練混ぜ時の全塩化物イオンは0.30kg/m <sup>3</sup> 以下とするものとする。	2	2	7	1	2	1	2. 塩化物含有量	セメントコンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオン（Cl <sup>-</sup> ）の総量で表すものとし、練混ぜ時の全塩化物イオンは0.30kg/m <sup>3</sup> 以下とするものとする。				
2	2	8	0	0	1	第8節	瀝青材料	2	2	8	0	0	1	第8節	瀝青材料				
2	2	8	3	0	1	2-2-8-3	再生用添加剤	2	2	8	3	0	1	2-2-8-3	再生用添加剤				
2	2	8	3	0	2		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和元年6月改正政令第19号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。	2	2	8	3	0	2		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和2年4月改正政令第148号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。	諸法令の改正にともなう			
3	0	0	0	0	1	第3編	土木工事共通編	3	0	0	0	0	1	第3編	土木工事共通編				
3	1	0	0	0	1	第1章	総則	3	1	0	0	0	1	第1章	総則				
3	1	1	0	0	1	第1節	総則	3	1	1	0	0	1	第1節	総則				
3	1	1	1	0	1	3-1-1-1	用語の定義											1-1-1-2に移動	
3	1	1	1	1	1	1. 一般事項	土木工事については、第1編の1-1-1-2用語の定義の規定に加え以下の用語の定義に従うものとする												1-1-1-2に移動
3	1	1	1	2	1	2. 段階確認	段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。												1-1-1-2に移動
3	1	1	1	3	1	3. 技術検査	技術検査とは、地方整備局工事技術検査要領（国土交通事務次官通達平成18年3月31日改正）に基づき行うものをいい、請負代金の支払いを伴うものではない。												1-1-1-2に移動
3	1	1	2	0	1	3-1-1-2	請負代金内訳書及び工事費構成書	3	1	1	1	0	1	3-1-1-1	請負代金内訳書及び工事費構成書				
3	1	1	2	1	1	1. 請負代金内訳書	受注者は、契約書第3条に請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を規定されたときは、内訳書を発注者に提出しなければならない。	3	1	1	1	1	1	1. 請負代金内訳書	受注者は、契約書第3条に請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を規定されたときは、内訳書を発注者に提出しなければならない。				
3	1	1	2	2	1	2. 内訳書の内容説明	監督職員は、内訳書の内容に関し受注者の同意を得て、説明を受けることができる。ただし、内容に関する協議等は行わないものとする。	3	1	1	1	2	1	2. 内訳書の内容説明	監督職員は、内訳書の内容に関し受注者の同意を得て、説明を受けることができる。ただし、内容に関する協議等は行わないものとする。				
3	1	1	2	3	1	3. 工事費構成書	受注者は、請負代金額内訳書の提出後に総括監督員に対し、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができる。また、総括監督員が提出する工事費構成書は、請負契約を締結した工事の数量総括表に掲げる各工種、種別及び細別の数量に基づく各費用の工事費総額に占める割合を、当該工事の設計書に基づき有効数字2桁（3桁目または小数3桁目以下切捨）の百分率で表示した一覧表とする。	3	1	1	1	3	1	3. 工事費構成書	受注者は、請負代金額内訳書の提出後に総括監督員に対し、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができる。また、総括監督員が提出する工事費構成書は、請負契約を締結した工事の数量総括表に掲げる各工種、種別及び細別の数量に基づく各費用の工事費総額に占める割合を、当該工事の設計書に基づき有効数字2桁（3桁目または小数3桁目以下切捨）の百分率で表示した一覧表とする。				
3	1	1	2	4	1	4. 工事費構成書の提出	総括監督員は、受注者から工事費構成書の提示を求められたときは、その日から14日以内に主任監督員を経由して受注者に提出しなければならない。	3	1	1	1	4	1	4. 工事費構成書の提出	総括監督員は、受注者から工事費構成書の提示を求められたときは、その日から14日以内に主任監督員を経由して受注者に提出しなければならない。				
3	1	1	2	5	1	5. 工事費構成書の内容説明	受注者は、工事費構成書の内容に関し、発注者から説明を受けることができる。ただし、内容に関する協議等は行わないものとする。	3	1	1	1	5	1	5. 工事費構成書の内容説明	受注者は、工事費構成書の内容に関し、発注者から説明を受けることができる。ただし、内容に関する協議等は行わないものとする。				
3	1	1	2	5	2		なお、工事費構成書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。	3	1	1	1	5	2		なお、工事費構成書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。				

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）							新条文（令和3年版）							改定理由							
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項		編	章	節	条	項	項以下	
3	1	1	2	6	1	6. 電子データの入力	受注者は、請負代金内訳書を作成するに際して、発注者が貸与する電子データに必要事項を入力するものとする。必要事項の入力にあたっては、発注者が支給する「請負代金内訳書書式データの入力説明書（受注者用）」に基づき行うものとする。	3	1	1	1	6	1	6. 電子データの入力	受注者は、請負代金内訳書を作成するに際して、発注者が貸与する電子データに必要事項を入力するものとする。必要事項の入力にあたっては、発注者が支給する「請負代金内訳書書式データの入力説明書（受注者用）」に基づき行うものとする。						
3	1	1	2	7	1	7. 請負代金内訳書の提出	受注者は、請負代金内訳書を監督職員へ提出する際には、紙で出力した請負代金内訳書に捺印したもの、及び入力済みの電子データが保存された電子媒体の両方を監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。	3	1	1	1	7	1	7. 請負代金内訳書の提出	受注者は、請負代金内訳書を電子データで作成し、発注者に提出しなければならない。	紙と電子の二重提出の廃止。電子契約システムの運用開始、押印等の見直しに伴う規定の変更。					
3	1	1	3	0	1	3-1-1-3	工程表	3	1	1	2	0	1	3-1-1-2	工程表						
3	1	1	3	0	2		受注者は、契約書第3条に規定する工程表を作成し、監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。	3	1	1	2	0	2		受注者は、契約書第3条に規定する工程表を作成し、監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。						
3	1	1	4	0	1	3-1-1-4	現場技術員	3	1	1	3	0	1	3-1-1-3	現場技術員						
3	1	1	4	0	2		受注者は、設計図書で建設コンサルタント等に委託した現場技術員の配置が明示された場合には、以下の各号によらなければならない。	3	1	1	3	0	2		受注者は、設計図書で建設コンサルタント等に委託した現場技術員の配置が明示された場合には、以下の各号によらなければならない。						
3	1	1	4	0	3		なお、委託先及び工事を担当する現場技術員については、監督職員から通知するものとする。	3	1	1	3	0	3		なお、委託先及び工事を担当する現場技術員については、監督職員から通知するものとする。						
3	1	1	4	0	4	(1)	受注者は、現場技術員が監督職員に代わり現場に臨場し、立会等を行う場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に際し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。	3	1	1	3	0	4	(1)	受注者は、現場技術員が監督職員に代わり現場に臨場し、立会等を行う場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に際し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。						
3	1	1	4	0	5	(2)	現場技術員は、契約書第9条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。ただし、監督職員から受注者に対する指示または、通知等を現場技術員を通じて行うことがある。	3	1	1	3	0	5	(2)	現場技術員は、契約書第9条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。ただし、監督職員から受注者に対する指示または、通知等を現場技術員を通じて行うことがある。						
3	1	1	4	0	6		また、受注者が監督職員に対して行う報告または通知は、現場技術員を通じて行うことができる。	3	1	1	3	0	6		また、受注者が監督職員に対して行う報告または通知は、現場技術員を通じて行うことができる。						
3	1	1	5	0	1	3-1-1-5	支給材料及び貸与品													1-1-1-17に移動	
3	1	1	5	1	1	1. 適用規定	土木工事にあつては、第1編の1-1-1-17支給材料及び貸与品の規定に加え以下の規定による。														1-1-1-17に移動
3	1	1	5	1	2	2. 貸与機械の使用	受注者は、貸与機械の使用にあつては、別に定める請負工事用建設機械無償貸付仕様書によらなければならない。														1-1-1-17に移動
3	1	1	6	0	1	3-1-1-6	監督職員による確認及び立会等	3	1	1	4	0	1	3-1-1-4	監督職員による確認及び立会等						
3	1	1	6	1	1	1. 立会依頼書の提出	受注者は設計図書に従って監督職員の立会が必要な場合は、あらかじめ立会依頼書を所定の様式により監督職員に提出しなければならない。	3	1	1	4	1	1	1. 立会依頼書の提出	受注者は設計図書に従って監督職員の立会が必要な場合は、あらかじめ立会依頼書を所定の様式により監督職員に提出しなければならない。						
3	1	1	6	2	1	2. 監督職員の立会	監督職員は、必要に応じ、工事現場または製作工場において立会し、または資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。	3	1	1	4	2	1	2. 監督職員の立会	監督職員は、必要に応じ、工事現場または製作工場において立会し、または資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。						
3	1	1	6	3	1	3. 確認、立会の準備等	受注者は、監督職員による確認及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をしなければならない。	3	1	1	4	3	1	3. 確認、立会の準備等	受注者は、監督職員による確認及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をしなければならない。						
3	1	1	6	3	2		なお、監督職員が製作工場において確認を行なう場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。	3	1	1	4	3	2		なお、監督職員が製作工場において確認を行なう場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。						
3	1	1	6	4	1	4. 確認及び立会の時間	監督職員による確認及び立会の時間は、監督職員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合はこの限りではない。	3	1	1	4	4	1	4. 確認及び立会の時間	監督職員による確認及び立会の時間は、監督職員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合はこの限りではない。						
3	1	1	6	5	1	5. 遵守義務	受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項または第14条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料の確認を受けた場合であっても、契約書第17条及び第32条に規定する義務を免れないものとする。	3	1	1	4	5	1	5. 遵守義務	受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項または第14条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料の確認を受けた場合であっても、契約書第17条及び第32条に規定する義務を免れないものとする。						
3	1	1	6	6	1	6. 段階確認	段階確認は、以下に掲げる各号に基づいて行うものとする。	3	1	1	4	6	1	6. 段階確認	段階確認は、以下に掲げる各号に基づいて行うものとする。						
3	1	1	6	6	2	(1)	受注者は、表3-1-1段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。	3	1	1	4	6	2	(1)	受注者は、表3-1-1段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。						
3	1	1	6	6	3	(2)	受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を監督職員に提出しなければならない。また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。	3	1	1	4	6	3	(2)	受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を監督職員に提出しなければならない。また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。						
3	1	1	6	6	4	(3)	受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督職員の確認を受けた書面を、工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。	3	1	1	4	6	4	(3)	受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督職員の確認を受けた書面を、工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。						
3	1	1	6	6	5	(4)	受注者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。	3	1	1	4	6	5	(4)	受注者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。						

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和2年版)							新条文 (令和3年版)							改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項		新条文	
3	1	1	6	7	1	7. 段階確認の臨場	監督職員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、監督職員に施工管理記録、写真等の資料を提示し確認を受けなければならない。	3	1	1	4	7	1	7. 段階確認の臨場	監督職員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、監督職員に施工管理記録、写真等の資料を提示し確認を受けなければならない。	
3	1	1	6	7	2		表3-1-1 段階確認一覧表	3	1	1	4	7	2		表3-1-1 段階確認一覧表	
3	1	1	7	0	1	3-1-1-7	数量の算出	3	1	1	5	0	1	3-1-1-5	数量の算出	
3	1	1	7	1	1	1. 一般事項	受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。	3	1	1	5	1	1	1. 一般事項	受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。	
3	1	1	7	2	1	2. 出来形数量の提出	受注者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領(案)及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督職員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督職員に提出しなければならない。出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。	3	1	1	5	2	1	2. 出来形数量の提出	受注者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領(案)及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督職員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督職員に提出しなければならない。出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。	
3	1	1	7	2	2		なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。	3	1	1	5	2	2		なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。	
3	1	1	8	0	1	3-1-1-8	品質証明	3	1	1	6	0	1	3-1-1-6	品質証明	
3	1	1	8	0	2		受注者は、設計図書で品質証明の対象工事と明示された場合には、以下の各号によるものとする。	3	1	1	6	0	2		受注者は、設計図書で品質証明の対象工事と明示された場合には、以下の各号によるものとする。	
3	1	1	8	0	3	(1)	品質証明に従事する者(以下「品質証明員」という。)が工事施工途中において必要と認める時期及び検査(完成、既済部分、中間技術検査をいう。以下同じ。)の事前に品質確認を行い、受注者はその結果を所定の様式により、検査時までに監督職員へ提出しなければならない。	3	1	1	6	0	3	(1)	品質証明に従事する者(以下「品質証明員」という。)が工事施工途中において必要と認める時期及び検査(完成、既済部分、中間技術検査をいう。以下同じ。)の事前に品質確認を行い、受注者はその結果を所定の様式により、検査時までに監督職員へ提出しなければならない。	
3	1	1	8	0	4	(2)	品質証明員は、当該工事に従事していない社内の者とする。また、原則として品質証明員は検査に立会わなければならない。	3	1	1	6	0	4	(2)	品質証明員は、当該工事に従事していない社内の者とする。また、原則として品質証明員は検査に立会わなければならない。	
3	1	1	8	0	5	(3)	品質証明は、契約図書及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたり行うものとする。	3	1	1	6	0	5	(3)	品質証明は、契約図書及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたり行うものとする。	
3	1	1	8	0	6	(4)	品質証明員の資格は10年以上の現場経験を有し、技術士もしくは1級土木施工管理技士の資格を有するものとする。ただし、監督職員の承諾を得た場合はこの限りでない。	3	1	1	6	0	6	(4)	品質証明員の資格は10年以上の現場経験を有し、技術士もしくは1級土木施工管理技士の資格を有するものとする。ただし、監督職員の承諾を得た場合はこの限りでない。	
3	1	1	8	0	7	(5)	品質証明員を定めた場合、受注者は書面により氏名、資格(資格証書の写しを添付)、経験及び経歴書を監督職員に提出しなければならない。	3	1	1	6	0	7	(5)	品質証明員を定めた場合、受注者は書面により氏名、資格(資格証書の写しを添付)、経験及び経歴書を監督職員に提出しなければならない。	
3	1	1	8	0	8		なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。	3	1	1	6	0	8		なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。	
3	1	1	9	0	1	3-1-1-9	工事完成図書の納品	3	1	1	7	0	1	3-1-1-7	工事完成図書の納品	
3	1	1	9	1	1	1. 一般事項	受注者は、工事目的物の供用開始後の維持管理、後工事や復旧工事施工に必要な情報など、施設を供用する限り施設管理者が保有すべき資料をとりまとめた以下の書類を工事完成図書として納品しなければならない。	3	1	1	7	1	1	1. 一般事項	受注者は、工事目的物の供用開始後の維持管理、後工事や復旧工事施工に必要な情報など、施設を供用する限り施設管理者が保有すべき資料をとりまとめた以下の書類を工事完成図書として納品しなければならない。	
3	1	1	9	1	2		① 工事完成図	3	1	1	7	1	2		① 工事完成図	
3	1	1	9	1	3		② 工事管理台帳	3	1	1	7	1	3		② 工事管理台帳	
3	1	1	9	2	1	2. 工事完成図	受注者は、設計図書に従って工事目的物の完成状態を図面として記録した工事完成図を紙の成果品及び電子成果品として作成しなければならない。工事完成図は、主工種、主要構造物だけでなく付帯工種、付帯施設など施設管理に必要なすべての図面、設計条件、測量情報等を含むものとし、工事完成図は設計寸法(監督職員の承諾により設計寸法を変更した場合は、変更後の寸法)で表し、材料規格等はすべて実際に使用したもので表す。	3	1	1	7	2	1	2. 工事完成図	受注者は、設計図書に従って工事目的物の完成状態を図面として記録した工事完成図について、電子成果品として作成しなければならない。工事完成図は、主工種、主要構造物だけでなく付帯工種、付帯施設など施設管理に必要なすべての図面、設計条件、測量情報等を含むものとし、工事完成図は設計寸法(監督職員の承諾により設計寸法を変更した場合は、変更後の寸法)で表し、材料規格等はすべて実際に使用したもので表す。	紙と電子の二重提出の廃止
3	1	1	9	3	1	3. 工事管理台帳	受注者は、設計図書に従って工事目的物の完成状態を台帳として記録した工事管理台帳を紙の成果品及び電子成果品として作成しなければならない。工事管理台帳は、工事目的物の諸元をとりまとめた施設管理台帳と工事目的物の品質記録をとりまとめた品質記録台帳をいう。	3	1	1	7	3	1	3. 工事管理台帳	受注者は、設計図書に従って工事目的物の完成状態を台帳として記録した工事管理台帳について、原則として、電子成果品として作成しなければならない。工事管理台帳は、工事目的物の諸元をとりまとめた施設管理台帳と工事目的物の品質記録をとりまとめた品質記録台帳をいう。	紙と電子の二重提出の廃止
3	1	1	9	4	1	4. 電子成果品及び紙の成果品	受注者は、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】」に基づいて電子成果品及び紙の成果品を作成及び納品しなければならない。	3	1	1	7	4	1	4. 成果品	受注者は、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】」に基づいて、原則として、電子成果品を作成及び納品しなければならない。	紙と電子の二重提出の廃止
3	1	1	9	4	2		なお、工事管理ファイル、その他管理ファイル、施工計画書管理ファイル、打合わせ簿管理ファイル及びそれらのDTDファイルは、「国土交通省CALS/EC電子納品に関する要領・基準サイト」( <a href="http://www.cals-ed.go.jp/index.html">http://www.cals-ed.go.jp/index.html</a> )において公開している「工事完成図書等に係わるDTD、XML出力例」H22.9(H23.12.27更新)を利用することとし、関係する記載は読み替えるものとする。	3	1	1	7	4	2		なお、工事管理ファイル、その他管理ファイル、施工計画書管理ファイル、打合わせ簿管理ファイル及びそれらのDTDファイルは、「国土交通省CALS/EC電子納品に関する要領・基準サイト」( <a href="http://www.cals-ed.go.jp/index.html">http://www.cals-ed.go.jp/index.html</a> )において公開している「工事完成図書等に係わるDTD、XML出力例」H22.9(H23.12.27更新)を利用することとし、関係する記載は読み替えるものとする。	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）							新条文（令和3年版）							改定理由			
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	編	章	節	条	項	項以下	編章節条		項	項以下	
3	1	1	9	5	1	5. 道路工事完成図等の電子成果品	受注者は、表3-1-2に掲げる道路工事完成図等作成の対象工事である場合、「道路工事完成図等作成要領（国土技術政策総合研究所）」に基づいて電子成果品を作成しなければならない。	3	1	1	7	5	1	5. 道路工事完成図等の電子成果品	受注者は、表3-1-2に掲げる道路工事完成図等作成の対象工事である場合、「道路工事完成図等作成要領（国土技術政策総合研究所）」に基づいて電子成果品を作成しなければならない。		
3	1	1	9	5	2		表3-1-2 道路工事完成図等作成の対象工事	3	1	1	7	5	2		表3-1-2 道路工事完成図等作成の対象工事		
3	1	1	9	6	1	6. 地質調査の電子成果品等	受注者は、設計図書において地質調査の実施が明示された場合、「地質・土質調査成果電子納品要領（国土交通省）」に基づいて電子成果品を作成しなければならない。	3	1	1	7	6	1	6. 地質調査の電子成果品等	受注者は、設計図書において地質調査の実施が明示された場合、「地質・土質調査成果電子納品要領（国土交通省）」に基づいて電子成果品を作成しなければならない。		
3	1	1	9	6	2		なお、受注者は、地質データ、試験結果等については、地質・土質調査業務共通仕様書（案）（建設省技調発第92号平成3年3月30日）の第118条成果物の提出に基づいて地盤情報データベースに登録しなければならない。	3	1	1	7	6	2		なお、受注者は、地質データ、試験結果等については、地質・土質調査業務共通仕様書（案）（建設省技調発第92号平成3年3月30日）の第118条成果物の提出に基づいて地盤情報データベースに登録しなければならない。		
3	1	1	10	0	1	3-1-1-10	技術検査	3	1	1	8	0	1	3-1-1-8	技術検査		
3	1	1	10	1	1	1. 一般事項	受注者は、地方整備局工事技術検査要領（平成18年3月31日国官技第282号）に基づく、技術検査を受けなければならない。	3	1	1	8	1	1	1. 一般事項	受注者は、地方整備局工事技術検査要領（平成18年3月31日国官技第282号）に基づく、技術検査を受けなければならない。		
3	1	1	10	2	1	2. 完成技術検査、既済部分技術検査の適用	完成検査、既済部分検査は、会計法第29条の11第2項の検査を実施する時に行うものとする。	3	1	1	8	2	1	2. 完成技術検査、既済部分技術検査の適用	完成検査、既済部分検査は、会計法第29条の11第2項の検査を実施する時に行うものとする。		
3	1	1	10	3	1	3. 中間技術検査の適用	中間技術検査は、設計図書において対象工事と定められた工事について実施するものとする。	3	1	1	8	3	1	3. 中間技術検査の適用	中間技術検査は、設計図書において対象工事と定められた工事について実施するものとする。		
3	1	1	10	4	1	4. 中間技術検査の段階	中間技術検査は、設計図書において定められた段階において行うものとする。	3	1	1	8	4	1	4. 中間技術検査の段階	中間技術検査は、設計図書において定められた段階において行うものとする。		
3	1	1	10	5	1	5. 中間技術検査の時期選定	中間技術検査の時期選定は、監督職員が行うものとし、発注者は中間技術検査に先立って受注者に対して中間技術検査を実施する旨及び検査日を通知するものとする。	3	1	1	8	5	1	5. 中間技術検査の時期選定	中間技術検査の時期選定は、監督職員が行うものとし、発注者は中間技術検査に先立って受注者に対して中間技術検査を実施する旨及び検査日を通知するものとする。		
3	1	1	10	6	1	6. 検査内容	検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として設計図書と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。	3	1	1	8	6	1	6. 検査内容	検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として設計図書と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。		
3	1	1	10	6	2	(1)	工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。	3	1	1	8	6	2	(1)	工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。		
3	1	1	10	6	3	(2)	工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。	3	1	1	8	6	3	(2)	工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。		
3	1	1	10	7	1	7. 適用規定	受注者は、当該技術検査については、第3編3-1-1-6監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。	3	1	1	8	7	1	7. 適用規定	受注者は、当該技術検査については、第3編3-1-1-6監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。		
3	1	1	11	0	1	3-1-1-11	施工管理									1-1-1-24に移動	
3	1	1	11	1	1	1. 適用規定	土木工事にあつては、第1編の1-1-1-24施工管理の規定に加え以下の規定による。										1-1-1-24に移動
3	1	1	11	2	1	2. 品質記録台帳	受注者は、工事に使用した建設資材の品質記録について建設材料の品質記録保存業務実施要領（案）（国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長通達、平成30年3月28日）に基づいて品質記録台帳を提出しなければならない。										1-1-1-24に移動
3	1	1	12	0	1	3-1-1-12	工事中の安全確保										1-1-1-27に移動
3	1	1	12	1	1	1. 適用規定	土木工事にあつては、第1編の1-1-1-27工事中の安全確保の規定に加え以下の規定による。										1-1-1-27に移動
3	1	1	12	2	1	2. 建設工事公衆災害防止対策要綱	受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号、令和元年9月2日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。										1-1-1-27に移動
3	1	1	12	3	1	3. 使用する建設機械	受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。										1-1-1-27に移動
3	1	1	12	4	1	4. 架空線等事故防止対策	受注者は、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督職員へ報告しなければならない。										1-1-1-27に移動
3	1	1	13	0	1	3-1-1-13	交通安全管理										1-1-1-33に移動
3	1	1	13	1	1	1. 適用規定	土木工事にあつては、第1編の1-1-1-33交通安全管理の規定に加え以下の規定による。										1-1-1-33に移動
3	1	1	13	2	1	2. 工事中道路の維持管理	受注者は、設計図書において指定された工事中道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事中道路の維持管理及び補修を行うものとする。										1-1-1-33に移動

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）							新条文（令和3年版）							改定理由	
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下		新条文
3	1	1	13	3	1	3. 施工計画書									1-1-1-33に移動
3	1	1	14	0	1	3-1-1-14									1-1-1-38に移動
3	1	1	14	1	1	1. 適用規定									1-1-1-38に移動
3	1	1	14	2	1	2. 仮設標識									1-1-1-38に移動
3	1	1	15	0	1	3-1-1-15									
3	1	1	15	1	1	1. 一般事項	3	1	1	9	1	1	3-1-1-9	1. 一般事項	
3	1	1	15	2	1	2. 設計図書に定めるもの	3	1	1	9	2	1	2. 設計図書に定めるもの		
3	1	1	16	0	1	3-1-1-16									
3	1	1	16	1	1		3	1	1	10	1	1	3-1-1-10		
3	2	0	0	0	1	第2章	3	2	0	0	0	1	第2章		
3	2	2	0	0	1	第2節	3	2	2	0	0	1	第2節		
3	2	2	0	0	2		3	2	2	0	0	2			
3	2	2	0	0	3		3	2	2	0	0	3			
3	2	2	0	0	4		3	2	2	0	0	4			
3	2	2	0	0	5		3	2	2	0	0	5			
3	2	2	0	0	6		3	2	2	0	0	6			
3	2	2	0	0	7		3	2	2	0	0	7			諸基準類の改定にともなう
3	2	2	0	0	8		3	2	2	0	0	8			
3	2	2	0	0	9		3	2	2	0	0	9			
3	2	2	0	0	10		3	2	2	0	0	10			
3	2	2	0	0	11		3	2	2	0	0	11			
3	2	2	0	0	12		3	2	2	0	0	12			
3	2	2	0	0	13		3	2	2	0	0	13			
3	2	2	0	0	14		3	2	2	0	0	14			
3	2	2	0	0	15		3	2	2	0	0	15			
3	2	2	0	0	16		3	2	2	0	0	16			
3	2	2	0	0	17		3	2	2	0	0	17			
3	2	2	0	0	18		3	2	2	0	0	18			諸基準類の改定にともなう
3	2	2	0	0	19		3	2	2	0	0	19			
3	2	2	0	0	20		3	2	2	0	0	20			
3	2	2	0	0	21		3	2	2	0	0	21			
3	2	2	0	0	22		3	2	2	0	0	22			
3	2	2	0	0	23		3	2	2	0	0	23			
3	2	2	0	0	24		3	2	2	0	0	24			
3	2	2	0	0	25		3	2	2	0	0	25			
3	2	2	0	0	26		3	2	2	0	0	26			
3	2	2	0	0	27		3	2	2	0	0	27			
3	2	2	0	0	28		3	2	2	0	0	28			



土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）							新条文（令和3年版）							改定理由	
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下		新条文
3	2	2	0	0	29		3	2	2	0	0	29		日本道路協会 舗装再生便覧（平成22年11月）	
3	2	2	0	0	30		3	2	2	0	0	30		日本道路協会 舗装施工便覧（平成18年2月）	
3	2	2	0	0	31		3	2	2	0	0	31		日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧（平成9年12月）	
3	2	2	0	0	32		3	2	2	0	0	32		建設省 トンネル工事における可燃性ガス対策について（昭和53年7月）	
3	2	2	0	0	33		3	2	2	0	0	33		建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）（平成24年3月）	
3	2	2	0	0	34		3	2	2	0	0	34		建設省 道路付属物の基礎について（昭和50年7月）	
3	2	2	0	0	35		3	2	2	0	0	35		国土交通省 道路標識設置基準（令和元年10月）	諸基準類の改定にともなう
3	2	2	0	0	36		3	2	2	0	0	36		日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説（昭和59年10月）	
3	2	2	0	0	37		3	2	2	0	0	37		建設省 土木構造物設計マニュアル（案）〔土工構造物・橋梁編〕（平成11年11月）	
3	2	2	0	0	38		3	2	2	0	0	38		建設省 土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案）	
3	2	2	0	0	39		3	2	2	0	0	39		[ボックスカルバート・擁壁編]（平成11年11月）	
3	2	2	0	0	40		3	2	2	0	0	40		国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月）	
3	2	2	0	0	41		3	2	2	0	0	41		厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（平成29年6月）	諸基準類の改定にともなう
3	2	2	0	0	42		3	2	2	0	0	42		国土交通省 土木構造物設計マニュアル（案）〔樋門編〕（平成13年12月）	
3	2	2	0	0	43		3	2	2	0	0	43		国土交通省 土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案）（樋門編）（平成13年12月）	
3	2	2	0	0	44		3	2	2	0	0	44		国土交通省 道路土工構造物技術基準（平成27年3月）	
3	2	2	0	0	45		3	2	2	0	0	45		労働省 騒音障害防止のためのガイドライン（平成4年10月）	
3	2	2	0	0	46		3	2	2	0	0	46		厚生労働省 手すり先行工法等に関するガイドライン（平成21年4月）	
3	2	2	0	0	47		3	2	2	0	0	47		土木学会 コンクリート標準示方書（規準編）（平成30年10月）	
3	2	3	0	0	1	第3節	3	2	3	0	0	1	第3節	共通の工種	
3	2	3	2	0	1	3-2-3-2	3	2	3	2	0	1	3-2-3-2	材料	
3	2	3	2	4	1	4. 路側防護柵工の材料	3	2	3	2	4	1	4. 路側防護柵工の材料	塗装仕上げをする場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。	
3	2	3	2	4	2	(1)	3	2	3	2	4	2	(1)	溶融亜鉛めっき仕上げの場合は、溶融亜鉛めっき法により、亜鉛めっきを施し、その上に工場にて仕上げ塗装を行わなければならない。この場合受注者は、めっき面に磷酸塩処理などの下地処理を行わなければならない。	
3	2	3	2	4	3	(2)	3	2	3	2	4	3	(2)	溶融亜鉛めっき仕上げの場合は、めっき付着量を両面で275g/m <sup>2</sup> 以上とし、防錆を施さなければならない。ただし、亜鉛めっきが外面のみのパイプを使用する場合、内面を塗装その他の方法で防錆を施したものでなければならない。その場合、受注者は、耐触性が前述以上であることを確認しなければならない。	
3	2	3	2	4	4	(3)	3	2	3	2	4	4	(3)	熱硬化性アクリル樹脂塗料の場合は、熱硬化性アクリル樹脂塗料を用いて、20μm以上の塗料厚としなければならない。	
3	2	3	2	4	5	(4)	3	2	3	2	4	5	(4)	受注者は、ガードケーブルのロープの素線に対しては、亜鉛付着量がJIS G 3525（ワイヤロープ）で定めた300g/m <sup>2</sup> 以上の亜鉛めっきを施さなければならない。	
3	2	3	2	5	1	5. 亜鉛めっき地肌のままの材料	3	2	3	2	5	1	5. 亜鉛めっき地肌のままの材料	亜鉛めっき地肌のままの場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。	
3	2	3	2	5	2	(1)	3	2	3	2	5	2	(1)	受注者は、ケーブル以外の材料については、成形加工後、溶融亜鉛めっきを施さなければならない。	
3	2	3	2	5	3	(2)	3	2	3	2	5	3	(2)	受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種（HDZ55）の550g/m <sup>2</sup> （片面の付着量）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は同じく2種（HDZ35）の350g/m <sup>2</sup> （片面の付着量）以上としなければならない。	
3	2	3	2	5	4	(3)	3	2	3	2	5	4	(3)	ガードレール用ビームの板厚が3.2mm未満となる場合については、上記の規定にかかわらず本条4項の規定によるものとする。また、受注者は、歩行者、自転車用防護柵が、成形加工後溶融亜鉛めっきが可能な形状と判断できる場合は、(2)のその他の部材の場合によらなければならない。	
3	2	3	2	5	5	(4)	3	2	3	2	5	5	(4)	受注者は、ガードケーブルのロープの素線に対して付着量が300g/m <sup>2</sup> 以上の亜鉛めっきを施さなければならない。	
3	2	3	2	6	1	6. 視線誘導標の形状及び性能	3	2	3	2	6	1	6. 視線誘導標の形状及び性能	受注者は、視線誘導標を使用する場合、設計図書に明示した場合を除き、以下の形状及び性能を有するものを使用しなければならない。	
3	2	3	2	6	2	(1)	3	2	3	2	6	2	(1)	反射体	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）							新条文（令和3年版）							改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	項以下	編章節条項	項以下	編章節条項	項以下					
3	2	3	2	6	3	①	受注者は、形状が丸型で直径70mm以上100mm以下の反射体を用いなければならない。また、受注者は、反射体裏面を蓋などで密閉し、水、ごみなどの入らない構造としなければならない。	3	2	3	2	6	3	①	受注者は、形状が丸型で直径70mm以上100mm以下の反射体を用いなければならない。また、受注者は、反射体裏面を蓋などで密閉し、水、ごみなどの入らない構造としなければならない。	
3	2	3	2	6	4	②	受注者は、色が白色または橙色で以下に示す色度範囲にある反射体を用いなければならない。	3	2	3	2	6	4	②	受注者は、色が白色または橙色で以下に示す色度範囲にある反射体を用いなければならない。	
3	2	3	2	6	5		白色	3	2	3	2	6	5		白色	
3	2	3	2	6	6		$0.31+0.25x \geq y \geq 0.28+0.25x$	3	2	3	2	6	6		$0.31+0.25x \geq y \geq 0.28+0.25x$	
3	2	3	2	6	7		$0.50 \geq x \geq 0.41$	3	2	3	2	6	7		$0.50 \geq x \geq 0.41$	
3	2	3	2	6	8		橙色	3	2	3	2	6	8		橙色	
3	2	3	2	6	9		$0.44 \geq y \geq 0.39$	3	2	3	2	6	9		$0.44 \geq y \geq 0.39$	
3	2	3	2	6	10		$y \geq 0.99-x$	3	2	3	2	6	10		$y \geq 0.99-x$	
3	2	3	2	6	11		ただし、x、yはJIS Z 8781-3（測色－第3部：CIE三刺激値）の色度座標である。	3	2	3	2	6	11		ただし、x、yはJIS Z 8781-3（測色－第3部：CIE三刺激値）の色度座標である。	
3	2	3	2	6	12	③	受注者は、反射性能がJIS D 5500（自動車用ランプ類）に規定する反射性試験装置による試験で、表3-2-1に示す値以上である反射体を用いなければならない。	3	2	3	2	6	12	③	受注者は、反射性能がJIS D 5500（自動車用ランプ類）に規定する反射性試験装置による試験で、表3-2-1に示す値以上である反射体を用いなければならない。	
3	2	3	2	6	13		表3-2-1 反射体	3	2	3	2	6	13		表3-2-1 反射体	
3	2	3	2	6	14	(2)	支柱	3	2	3	2	6	14	(2)	支柱	
3	2	3	2	6	15	①	受注者は、反射体を所定の位置に確実に固定できる構造の支柱を用いなければならない。	3	2	3	2	6	15	①	受注者は、反射体を所定の位置に確実に固定できる構造の支柱を用いなければならない。	
3	2	3	2	6	16	②	受注者は、白色またはこれに類する色の支柱を用いなければならない。	3	2	3	2	6	16	②	受注者は、白色またはこれに類する色の支柱を用いなければならない。	
3	2	3	2	6	17	③	使用する支柱の諸元の標準は表3-2-2に示すものとする。	3	2	3	2	6	17	③	使用する支柱の諸元の標準は表3-2-2に示すものとする。	
3	2	3	2	6	18		表3-2-2 支柱の諸元	3	2	3	2	6	18		表3-2-2 支柱の諸元	
3	2	3	2	6	19	④	塗装仕上げする鋼管の場合	3	2	3	2	6	19	④	塗装仕上げする鋼管の場合	
3	2	3	2	6	20	1)	受注者は、溶融亜鉛めっき法により、亜鉛めっきを施し、その上に工場にて仕上げ塗装を行わなければならない。この場合、受注者は、めっき面に磷酸塩処理などの下地処理を行わなければならない。	3	2	3	2	6	20	1)	受注者は、溶融亜鉛めっき法により、亜鉛めっきを施し、その上に工場にて仕上げ塗装を行わなければならない。この場合、受注者は、めっき面に磷酸塩処理などの下地処理を行わなければならない。	
3	2	3	2	6	21	2)	受注者は、亜鉛の付着量をJIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）構造用<Z27>の275g/m <sup>2</sup> （両面付着量）以上としなければならない。	3	2	3	2	6	21	2)	受注者は、亜鉛の付着量をJIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）構造用<Z27>の275g/m <sup>2</sup> （両面付着量）以上としなければならない。	
3	2	3	2	6	22		ただし、亜鉛めっきが外面のみのパイプの場合、受注者は、内面を塗装その他の方法で防蝕を施さなければならない。その場合、耐蝕性は、前述以上とするものとする。	3	2	3	2	6	22		ただし、亜鉛めっきが外面のみのパイプの場合、受注者は、内面を塗装その他の方法で防蝕を施さなければならない。その場合、耐蝕性は、前述以上とするものとする。	
3	2	3	2	6	23	3)	受注者は、熱硬化性アクリル樹脂塗装以上の塗料を用いて、20μm以上の塗装厚で仕上げ塗装しなければならない。	3	2	3	2	6	23	3)	受注者は、熱硬化性アクリル樹脂塗装以上の塗料を用いて、20μm以上の塗装厚で仕上げ塗装しなければならない。	
3	2	3	2	6	24	⑤	亜鉛めっき地肌そのままの場合	3	2	3	2	6	24	⑤	亜鉛めっき地肌そのままの場合	
3	2	3	2	6	25		受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量がJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種（HDZ35）の350g/m <sup>2</sup> （片面の付着量）以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。	3	2	3	2	6	25		受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量がJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種（HDZ35）の350g/m <sup>2</sup> （片面の付着量）以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。	
3	2	3	4	0	1	3-2-3-4	矢板工	3	2	3	4	0	1	3-2-3-4	矢板工	
3	2	3	4	14	1	14. 落錘による打込み	受注者は、落錘によりコンクリート矢板を打込む場合、落錘の重量は矢板の質量以上、錘の落下高は2m程度として施工しなければならない。	3	2	3	4	14	1	14. 落錘による打込み	受注者は、落錘によりコンクリート矢板を打込む場合、落錘の重量は矢板の質量以上、錘の落下高は2m程度として施工しなければならない。	諸基準類の改定にともなう
3	2	3	6	0	1	3-2-3-6	小型標識工	3	2	3	6	0	1	3-2-3-6	小型標識工	
3	2	3	6	1	1	1. 一般事項	受注者は、認識上適切な反射特性を持ち、耐久性があり、維持管理が容易な反射材料を用いなければならない。	3	2	3	6	1	1	1. 一般事項	受注者は、視認上適切な反射性能を持ち、耐久性があり、維持管理が確実かつ容易な反射材料を用いなければならない。	諸基準類の改定にともなう
3	2	3	6	2	1	2. 反射標識の取扱い	受注者は、全面反射の標識を用いるものとするが、警戒標識及び補助標識の黒色部分は無反射としなければならない。	3	2	3	6	2	1	2. 反射標識の取扱い	受注者は、全面反射の標識を用いるものとする。ただし、警戒標識及び補助標識の黒色部分は無反射としなければならない。	諸基準類の改定にともなう
3	2	3	6	4	1	4. 反射シート一般事項	受注者は、反射シートの貼付けは、真空式加熱圧着機で行わなければならない。やむを得ず他の機械で行う場合は、あらかじめ施工計画書にその理由・機械名等を記載し、使用にあたっては、その性能を十分に確認しなければならない。手作業による貼付けを行う場合は、反射シートが基板に密着するよう脱脂乾燥を行い、ゴムローラーなどを用い転圧しなければならない。なお、気温が10℃以下における屋外での貼付け及び0.5m <sup>2</sup> 以上の貼付けは行ってはならない。	3	2	3	6	4	1	4. 反射シート一般事項	受注者は、反射シートの貼付けは、真空式加熱圧着機で行わなければならない。やむを得ず他の機械で行う場合は、あらかじめ施工計画書にその理由・機械名等を記載し、使用にあたっては、その性能を十分に確認しなければならない。手作業による貼付けを行う場合は、反射シートが基板に密着するよう脱脂乾燥を行い、ゴムローラーなどを用い転圧しなければならない。なお、気温が10℃以下における屋外での貼付け及び0.5m <sup>2</sup> 以上の貼付けは行ってはならない。	
3	2	3	6	12	1	12. 錆止めの実施	受注者は、標示板の素材に鋼板を用いる場合には、塗装に先立ち脱錆（酸洗い）などの下地処理を行った後、磷酸塩被膜法などによる錆止めを施さなければならない。	3	2	3	6	12	1	12. 錆止めの実施	受注者は、標示板の素材に鋼板を用いる場合には、塗装に先立ち脱錆（酸洗い）などの下地処理を行った後、リン酸塩被膜法などによる錆止めを施さなければならない。	諸基準類の改定にともなう

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和2年版)						新条文 (令和3年版)						改定理由					
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項
3	2	3	6	15	1	15. 溶融亜鉛めっきの基準	受注者は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種の (HDZ55) 550g/m <sup>2</sup> (片面の付着量) 以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種 (HDZ45) 450g/m <sup>2</sup> 以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種 (HDZ35) 350g/m <sup>2</sup> (片面の付着量) 以上としなければならない。	3	2	3	6	15	1	15. 溶融亜鉛めっきの基準	受注者は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種の (HDZ55) 550g/m <sup>2</sup> (片面の付着量) 以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種 (HDZ45) 450g/m <sup>2</sup> 以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種 (HDZ35) 350g/m <sup>2</sup> (片面の付着量) 以上としなければならない。		
3	2	3	6	18	1	18. ジンクリッチ塗装用塗料	ジンクリッチ塗装用塗料は、亜鉛粉末の無機質塗料として塗装は2回塗りで400~500g/m <sup>2</sup> 、または塗装厚は2回塗りで、40~50μmとしなければならない。	3	2	3	6	18	1	18. ジンクリッチ塗装用塗料	ジンクリッチ塗装用塗料は、亜鉛粉末の無機質塗料として塗装は2回塗りで400~500g/m <sup>2</sup> 、または塗装厚は2回塗りで、40~50μmとしなければならない。		
3	2	3	7	0	1	3-2-3-7	防止柵工	3	2	3	7	0	1	3-2-3-7	防止柵工		
3	2	3	7	3	1	3. 亜鉛めっき地肌の基準	塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に受注者は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛めっきをJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種 (HDZ35) の350g/m <sup>2</sup> (片面付着量) 以上となるよう施工しなければならない。	3	2	3	7	3	1	3. 亜鉛めっき地肌の基準	塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に受注者は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛めっきをJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種 (HDZ35) の350g/m <sup>2</sup> (片面付着量) 以上となるよう施工しなければならない。		
3	2	3	12	0	1	3-2-3-12	プレテンション桁製作工 (購入工)	3	2	3	12	0	1	3-2-3-12	プレテンション桁製作工 (購入工)		
3	2	3	12	2	1	2. 適用規定	受注者は、以下の規定を満足した桁を用いなければならない。	3	2	3	12	2	1	2. 適用規定	受注者は、以下の規定を満足した桁を用いなければならない。		
3	2	3	12	2	2	(1)	PC鋼材に付いた油、土、ごみなどのコンクリートの付着を害するおそれのあるものを除去し製作されたもの。	3	2	3	12	2	2	(1)	PC鋼材に付いた油、土、ごみなどのコンクリートの付着を害するおそれのあるものを除去し製作されたもの。		
3	2	3	12	2	3	(2)	プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が30N/mm <sup>2</sup> 以上であることを確認し、製作されたもの。	3	2	3	12	2	3	(2)	プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が30N/mm <sup>2</sup> 以上であることを確認し、製作されたもの。		
3	2	3	13	0	1	3-2-3-13	ポストテンション桁製作工	3	2	3	13	0	1	3-2-3-13	ポストテンション桁製作工		
3	2	3	13	4	1	4. グラウトの施工	受注者は、グラウトの施工については、以下の規定による。	3	2	3	13	4	1	4. グラウトの施工	受注者は、グラウトの施工については、以下の規定による。		
3	2	3	13	4	2	(1)	受注者は、本条で使用するグラウト材料は、以下の規定によるものを使用しなければならない。	3	2	3	13	4	2	(1)	受注者は、本条で使用するグラウト材料は、以下の規定によるものを使用しなければならない。		
3	2	3	13	4	3	①	グラウトに用いるセメントは、JIS R 5210 (ポルトランドセメント) に適合するポルトランドセメントを標準とするが、これにより難しい場合は監督職員と協議しなければならない。	3	2	3	13	4	3	①	グラウトに用いるセメントは、JIS R 5210 (ポルトランドセメント) に適合するポルトランドセメントを標準とするが、これにより難しい場合は監督職員と協議しなければならない。		
3	2	3	13	4	4	②	グラウトは、ノンブリーディングタイプを使用するものとする。	3	2	3	13	4	4	②	グラウトは、ノンブリーディングタイプを使用するものとする。		
3	2	3	13	4	5	③	グラウトの水セメント比は、45%以下とするものとする。	3	2	3	13	4	5	③	グラウトの水セメント比は、45%以下とするものとする。		
3	2	3	13	4	6	④	グラウトの材齢28日における圧縮強度は、30.0N/mm <sup>2</sup> 以上とするものとする。	3	2	3	13	4	6	④	グラウトの材齢28日における圧縮強度は、30.0N/mm <sup>2</sup> 以上とするものとする。		
3	2	3	31	0	1	3-2-3-31	現場塗装工	3	2	3	31	0	1	3-2-3-31	現場塗装工		
3	2	3	31	8	1	8. 付着塩分の水洗い	受注者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m <sup>2</sup> 以上の時は水洗いしなければならない。	3	2	3	31	8	1	8. 付着塩分の水洗い	受注者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m <sup>2</sup> 以上の時は水洗いしなければならない。		
3	2	3	31	16	1	(1)	受注者は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成及び保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。	3	2	3	31	16	1	(1)	受注者は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成及び保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。		
3	2	3	31	16	2	(2)	受注者は、塗膜の乾燥状態が硬化乾燥状態以上に経過した後塗膜厚測定をしなければならない。	3	2	3	31	16	2	(2)	受注者は、塗膜の乾燥状態が硬化乾燥状態以上に経過した後塗膜厚測定をしなければならない。		
3	2	3	31	16	3	(3)	受注者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された500m <sup>2</sup> 単位毎に25点 (1点あたり5回測定) 以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1ロットの面積が200m <sup>2</sup> に満たない場合は10m <sup>2</sup> ごとに1点とする。	3	2	3	31	16	3	(3)	受注者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された500m <sup>2</sup> 単位毎に25点 (1点あたり5回測定) 以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1ロットの面積が200m <sup>2</sup> に満たない場合は10m <sup>2</sup> ごとに1点とする。		
3	2	4	0	0	1	第4節	基礎工	3	2	4	0	0	1	第4節	基礎工		
3	2	4	4	0	1	3-2-4-4	既製杭工	3	2	4	4	0	1	3-2-4-4	既製杭工		
3	2	4	4	21	1	21. 鋼管杭・H鋼杭の現場継手	既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、以下の各号の規定によるものとする。	3	2	4	4	21	1	21. 鋼管杭・H鋼杭の現場継手	既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、以下の各号の規定によるものとする。		
3	2	4	4	21	2	(1)	受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工技術者を常駐させるとともに、以下の規定による。	3	2	4	4	21	2	(1)	受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工技術者を常駐させるとともに、以下の規定による。		
3	2	4	4	21	3	(2)	受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接は、JIS Z 3801 (手溶接技術検定における試験方法及び判定基準) に定められた試験のうち、その作業に該当する試験 (または同等以上の検定試験) に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841 (半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準) に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験 (またはこれと同等以上の検定試験) に合格した者でなければならない。	3	2	4	4	21	3	(2)	受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接は、JIS Z 3801 (手溶接技術検定における試験方法及び判定基準) に定められた試験のうち、その作業に該当する試験 (または同等以上の検定試験) に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841 (半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準) に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験 (またはこれと同等以上の検定試験) に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わせなければならない。	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋・鋼部材編P534による	
3	2	4	5	0	1	3-2-4-5	場所打杭工	3	2	4	5	0	1	3-2-4-5	場所打杭工		

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）							新条文（令和3年版）							改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項		新条文	
3	2	4	5	9	1	9. 鉄筋かごの建込み	受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶり確保できるように、スペーサーを同一深さ位置に4ヶ所以上、深さ方向3m間隔程度で取り付けなければならない。特に杭頭部は、位置がずれやすいことから鉄筋かご円周長に対して500～700mmの間隔で設置するものと	3	2	4	5	9	1	9. 鉄筋かごの建込み	受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶり確保できるように、スペーサーを同一深さ位置に4ヶ所以上、深さ方向3m間隔程度で取り付けなければならない。特に杭頭部は、位置がずれやすいことから鉄筋かご円周長に対して500～700mmの間隔で設置するものとす	コンクリート標準示方書と用語を統一。（スペーサ）
3	2	4	6	0	1	3-2-4-6	深礎工	3	2	4	6	0	1	3-2-4-6	深礎工	
3	2	4	6	9	1	9. 裏込材注入圧力	裏込材注入圧力は、低圧（0.1N/mm <sup>2</sup> 程度）とするが、これにより難しい場合は、施工に先立って監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	4	6	9	1	9. 裏込材注入圧力	裏込材注入圧力は、低圧（0.1N/mm <sup>2</sup> 程度）とするが、これにより難しい場合は、施工に先立って監督職員の承諾を得なければならない。	
3	2	4	8	0	1	3-2-4-8	ニューマチックケーソン基礎工	3	2	4	8	0	1	3-2-4-8	ニューマチックケーソン基礎工	
3	2	4	8	11	1	11. 砂セントルの解体	受注者は、砂セントルを解体するにあたり、打設したコンクリートの圧縮強度が14N/mm <sup>2</sup> 以上かつコンクリート打設後3日以上経過した後に行わなければならない。	3	2	4	8	11	1	11. 砂セントルの解体	受注者は、砂セントルを解体するにあたり、打設したコンクリートの圧縮強度が14N/mm <sup>2</sup> 以上かつコンクリート打設後3日以上経過した後に行わなければならない。	
3	2	4	9	0	1	3-2-4-9	鋼管矢板基礎工	3	2	4	9	0	1	3-2-4-9	鋼管矢板基礎工	
3	2	4	9	11	1	11. 鋼管矢板の溶接	鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下の各号の規定によるものとする。	3	2	4	9	11	1	11. 鋼管矢板の溶接	鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下の各号の規定によるものとする。	
3	2	4	9	11	2	(1)	受注者は、鋼管矢板の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工技術者を常駐させなければならない。	3	2	4	9	11	2	(1)	受注者は、鋼管矢板の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工技術者を常駐させなければならない。	
3	2	4	9	11	3	(2)	受注者は、鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（または同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（またはこれと同等以上の検定試験）に合格した者でなければならない。	3	2	4	9	11	3	(2)	受注者は、鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（または同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わせなければならない。	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋・鋼部材編P534による
3	2	6	0	0	1	第6節	一般舗装工	3	2	6	0	0	1	第6節	一般舗装工	
3	2	6	3	0	1	3-2-6-3	アスファルト舗装の材料	3	2	6	3	0	1	3-2-6-3	アスファルト舗装の材料	
3	2	6	3	6	1	6. 小規模工事の試験成績書	受注者は、ごく小規模な工事（総使用量500t未満あるいは施工面積2,000m <sup>2</sup> 未満）においては、使用実績のある以下の材料の試験成績書の提出によって、試験結果の提出に代えることができ	3	2	6	3	6	1	6. 小規模工事の試験成績書	受注者は、ごく小規模な工事（総使用量500t未満あるいは施工面積2,000m <sup>2</sup> 未満）においては、使用実績のある以下の材料の試験成績書の提出によって、試験結果の提出に代えることができ	
3	2	6	3	7	1	7. 小規模工事の骨材試験	受注者は、ごく小規模な工事（総使用量500t未満あるいは施工面積2,000m <sup>2</sup> 未満）においては、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験結果の提出により、以下の骨材の骨材試験を省略することができる。	3	2	6	3	7	1	7. 小規模工事の骨材試験	受注者は、ごく小規模な工事（総使用量500t未満あるいは施工面積2,000m <sup>2</sup> 未満）においては、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験結果の提出により、以下の骨材の骨材試験を省略することができる。	
3	2	6	3	20	1	20. 適用規定（加熱アスファルト）	アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、以下の各規定に従わなければならない。	3	2	6	3	20	1	20. 適用規定（加熱アスファルト）	アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、以下の各規定に従わなければならない。	
3	2	6	3	20	2	(1)	アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表3-2-23、3-2-24の規格に適合するものとする。	3	2	6	3	20	2	(1)	アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表3-2-23、表3-2-24の規格に適合するものとする。	
3	2	6	3	21	1	21. マーシャル安定度試験	表3-2-23、3-2-24に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。	3	2	6	3	21	1	21. マーシャル安定度試験	表3-2-23、表3-2-24に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。	
3	2	6	7	0	1	3-2-6-7	アスファルト舗装工	3	2	6	7	0	1	3-2-6-7	アスファルト舗装工	
3	2	6	7	1	1	1. 下層路盤の規定	受注者は、下層路盤の施工において以下の各規定に従わなければならない。	3	2	6	7	1	1	1. 下層路盤の規定	受注者は、下層路盤の施工において以下の各規定に従わなければならない。	
3	2	6	7	1	2	(1)	受注者は、粒状路盤の敷均しにあたり、材料の分離に注意しながら、1層の仕上がり厚さで20cmを超えないように均一に敷均さなければならない。	3	2	6	7	1	2	(1)	受注者は、粒状路盤の敷均しにあたり、材料の分離に注意しながら、一層の仕上がり厚さで20cmを超えないように均一に敷均さなければならない。	
3	2	6	7	3	1	3. セメント及び石灰安定処理の規定	受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	3	2	6	7	3	1	3. セメント及び石灰安定処理の規定	受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	
3	2	6	7	3	2	(1)	安定処理に使用するセメント量及び石灰量は、設計図書によらなければならない。	3	2	6	7	3	2	(1)	安定処理に使用するセメント量及び石灰量は、設計図書によらなければならない。	
3	2	6	7	3	3	(2)	受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）に示される「E013安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督職員の承諾を得なければならない	3	2	6	7	3	3	(2)	受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）に示される「E013安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督職員の承諾を得なければならない	
3	2	6	7	3	4	(3)	セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、設計図書に示す場合を除き、表3-2-25の規格による。	3	2	6	7	3	4	(3)	セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、設計図書に示す場合を除き、表3-2-25の規格による。	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）						新条文（令和3年版）						改定理由									
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項	項以下			
3	2	6	7	3	5		3	2	6	7	3	5		3	2	6	7	3	5		
3	2	6	7	3	6		3	2	6	7	3	6		3	2	6	7	3	6		
3	2	6	7	3	7	(4)	3	2	6	7	3	7	(4)	3	2	6	7	3	7	(4)	
3	2	6	7	3	8	(5)	3	2	6	7	3	8	(5)	3	2	6	7	3	8	(5)	
3	2	6	7	3	9	(6)	3	2	6	7	3	9	(6)	3	2	6	7	3	9	(6)	
3	2	6	7	3	10	(7)	3	2	6	7	3	10	(7)	3	2	6	7	3	10	(7)	
3	2	6	7	3	11	(8)	3	2	6	7	3	11	(8)	3	2	6	7	3	11	(8)	
3	2	6	7	3	12	(9)	3	2	6	7	3	12	(9)	3	2	6	7	3	12	(9)	
3	2	6	7	3	13	(10)	3	2	6	7	3	13	(10)	3	2	6	7	3	13	(10)	
3	2	6	7	3	14	(11)	3	2	6	7	3	14	(11)	3	2	6	7	3	14	(11)	
3	2	6	7	3	15	(12)	3	2	6	7	3	15	(12)	3	2	6	7	3	15	(12)	
3	2	6	7	3	16	(13)	3	2	6	7	3	16	(13)	3	2	6	7	3	16	(13)	
3	2	6	7	3	17	(14)	3	2	6	7	3	17	(14)	3	2	6	7	3	17	(14)	
3	2	6	7	3	18	(15)	3	2	6	7	3	18	(15)	3	2	6	7	3	18	(15)	
3	2	6	7	4	1	4. 加熱アスファルト安定処理の規定	3	2	6	7	4	1	4. 加熱アスファルト安定処理の規定	3	2	6	7	4	1	4. 加熱アスファルト安定処理の規定	
3	2	6	7	4	2	(1)	3	2	6	7	4	2	(1)	3	2	6	7	4	2	(1)	
3	2	6	7	4	3		3	2	6	7	4	3		3	2	6	7	4	3		
3	2	6	7	4	4	(2)	3	2	6	7	4	4	(2)	3	2	6	7	4	4	(2)	
3	2	6	7	4	5	(3)	3	2	6	7	4	5	(3)	3	2	6	7	4	5	(3)	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）						新条文（令和3年版）						改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編章節条	新条文
3	2	6	7	4	6	(4)	3	2	6	7	4	6	(4)	
3	2	6	7	4	7		3	2	6	7	4	7		
3	2	6	7	4	8	(5)	3	2	6	7	4	8	(5)	アスファルトプラントからの配合計画書には排出温度の記載が無く、出荷温度が記載されていることがほとんどである。排出温度は出荷温度と同じとして運用している実態である。 (H22.17アスファルト舗装工事共通仕様書 P118, 119)
3	2	6	7	4	9	(6)	3	2	6	7	4	9	(6)	
3	2	6	7	4	10	(7)	3	2	6	7	4	10	(7)	
3	2	6	7	4	11	(8)	3	2	6	7	4	11	(8)	
3	2	6	7	4	12	(9)	3	2	6	7	4	12	(9)	
3	2	6	7	4	13	(10)	3	2	6	7	4	13	(10)	
3	2	6	7	4	14	(11)	3	2	6	7	4	14	(11)	
3	2	6	7	4	15	(12)	3	2	6	7	4	15	(12)	
3	2	6	7	5	1	5. 基層及び表層の規定	3	2	6	7	5	1	5. 基層及び表層の規定	
3	2	6	7	5	2	(1)	3	2	6	7	5	2	(1)	
3	2	6	7	5	3		3	2	6	7	5	3		
3	2	6	7	5	4	(2)	3	2	6	7	5	4	(2)	
3	2	6	7	5	5	(3)	3	2	6	7	5	5	(3)	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和2年版)						新条文 (令和3年版)						改定理由					
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項
3	2	6	7	5	6	(4)	受注者は、ごく小規模な工事（総使用量500t未満あるいは施工面積2,000㎡未満）においては、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験による試験練り結果報告書の提出によって試験練りを省略することができ	3	2	6	7	5	6	(4)	受注者は、ごく小規模な工事（総使用量500t未満あるいは施工面積2,000㎡未満）においては、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験による試験練り結果報告書の提出によって試験練りを省略することができ		
3	2	6	7	5	7	(5)	受注者は混合物最初の一日の舗設状況を観察し、必要な場合には配合を修正し、監督職員の承諾を得て最終的な配合（現場配合）を決定しなければならない。	3	2	6	7	5	7	(5)	受注者は混合物最初の一日の舗設状況を観察し、必要な場合には配合を修正し、監督職員の承諾を得て最終的な配合（現場配合）を決定しなければならない。		
3	2	6	7	5	8	(6)	受注者は表層及び基層用の加熱アスファルト混合物の基準密度の決定にあたっては、(7)号に示す方法によって基準密度をもとめ、監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）や定期試験で基準密度が求められている場合には、それらの結果を監督職員が承諾した場合に限り、基準密度の試験を省略することができる。	3	2	6	7	5	8	(6)	受注者は表層及び基層用の加熱アスファルト混合物の基準密度の決定にあたっては、(7)号に示す方法によって基準密度をもとめ、監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）や定期試験で基準密度が求められている場合には、それらの結果を監督職員が承諾した場合に限り、基準密度の試験を省略することができる。		
3	2	6	7	5	9	(7)	表層及び基層用の加熱アスファルトの基準密度は、監督職員の承諾を得た現場配合により製造した最初の1～2日間の混合物から、午前・午後おのおの3個のマーシャル供試体を作成し、次式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度とす	3	2	6	7	5	9	(7)	表層及び基層用の加熱アスファルトの基準密度は、監督職員の承諾を得た現場配合により製造した最初の1～2日間の混合物から、午前・午後おのおの3個のマーシャル供試体を作成し、次式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度とす		
3	2	6	7	5	10		開粒度アスファルト混合物以外の場合	3	2	6	7	5	10		開粒度アスファルト混合物以外の場合		
3	2	6	7	5	11		開粒度アスファルト混合物の場合	3	2	6	7	5	11		開粒度アスファルト混合物の場合		
3	2	6	7	5	12	(8)	受注者は、ごく小規模な工事（総使用量500t未満あるいは施工面積2,000㎡未満）においては、実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）や定期試験で得られている基準密度の試験結果を提出することにより、基準密度の試験を省略することができる。	3	2	6	7	5	12	(8)	受注者は、ごく小規模な工事（総使用量500t未満あるいは施工面積2,000㎡未満）においては、実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）や定期試験で得られている基準密度の試験結果を提出することにより、基準密度の試験を省略することができる。		
3	2	6	11	0	1	3-2-6-11	グースアスファルト舗装工	3	2	6	11	0	1	3-2-6-11	グースアスファルト舗装工		
3	2	6	11	6	1	6. 接着剤の塗布	接着剤の塗布にあたっては、以下の各規定による。	3	2	6	11	6	1	6. 接着剤の塗布	接着剤の塗布にあたっては、以下の各規定による。		
3	2	6	11	6	2	(1)	受注者は、接着剤にゴムアスファルト系接着剤の溶剤型を使用しなければならない。	3	2	6	11	6	2	(1)	受注者は、接着剤にゴムアスファルト系接着剤の溶剤型を使用しなければならない。		
3	2	6	11	6	3	(2)	接着剤の規格は表3-2-31、表3-2-32を満足するものでなければならない。	3	2	6	11	6	3	(2)	接着剤の規格は表3-2-31、表3-2-32を満足するものでなければならない。		
3	2	6	11	6	4		表3-2-31 接着剤の規格鋼床版用	3	2	6	11	6	4		表3-2-31 接着剤の規格鋼床版用		
3	2	6	11	6	5		表3-2-32 (1) 接着剤の規格コンクリート床版用	3	2	6	11	6	5		表3-2-32 (1) 接着剤の規格コンクリート床版用		
3	2	6	11	6	6		表3-2-32 (2) シート系床版防水層（流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型）プライマーの品質	3	2	6	11	6	6		表3-2-32 (2) シート系床版防水層（流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型）プライマーの品質		
3	2	6	11	6	7	(3)	受注者は、火気を厳禁し、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.3～0.40/m <sup>2</sup> の割合で塗布しなければならない。塗布は、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.15～0.20/m <sup>2</sup> の割合で1層を塗布し、その層を約3時間乾燥させた後に1層目の上に同じ要領によって2層目を塗布するものとする。	3	2	6	11	6	7	(3)	受注者は、火気を厳禁し、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.3～0.40/m <sup>2</sup> の割合で塗布しなければならない。塗布は、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.15～0.20/m <sup>2</sup> の割合で1層を塗布し、その層を約3時間乾燥させた後に1層目の上に同じ要領によって2層目を塗布するものとする。		
3	2	6	11	6	8	(4)	受注者は、塗布された接着層が損傷を受けないようにして、2層目の施工後12時間以上養生しなければならない。	3	2	6	11	6	8	(4)	受注者は、塗布された接着層が損傷を受けないようにして、2層目の施工後12時間以上養生しなければならない。		
3	2	6	11	9	1	9. 設計アスファルト量の決定	設計アスファルト量の決定については、以下の各規定による。	3	2	6	11	9	1	9. 設計アスファルト量の決定	設計アスファルト量の決定については、以下の各規定による。		
3	2	6	11	9	2	(1)	示方配合されたアスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物は表3-2-35の基準値を満足するものでなければならない。	3	2	6	11	9	2	(1)	示方配合されたアスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物は表3-2-35の基準値を満足するものでなければならない。		
3	2	6	11	9	3		表3-2-35 アスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物の基準値	3	2	6	11	9	3		表3-2-35 アスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物の基準値		
3	2	6	11	9	4	(2)	グースアスファルト混合物の流動性については同一温度で同一のリュエル流動性であっても施工方法や敷きならし機械の重量などにより現場での施工法に差がでるので、受注者は、配合設計時にこれらの条件を把握するとともに過去の実績などを参考にして、最も適した値を設定しなければならない。	3	2	6	11	9	4	(2)	グースアスファルト混合物の流動性については同一温度で同一のリュエル流動性であっても施工方法や敷きならし機械の質量などにより現場での施工法に差がでるので、受注者は、配合設計時にこれらの条件を把握するとともに過去の実績などを参考にして、最も適した値を設定しなければならない。	諸基準類の改定にともなう	
3	2	6	11	11	1	11. 混合物の製造	混合物の製造にあたっては、以下の各規定による。	3	2	6	11	11	1	11. 混合物の製造	混合物の製造にあたっては、以下の各規定による。		
3	2	6	11	11	2	(1)	アスファルトプラントにおけるグースアスファルトの標準加熱温度は表3-2-36を満足するものとする。	3	2	6	11	11	2	(1)	アスファルトプラントにおけるグースアスファルトの標準加熱温度は表3-2-36を満足するものとする。		
3	2	6	11	11	3		表3-2-36 アスファルトプラントにおける標準加熱温度	3	2	6	11	11	3		表3-2-36 アスファルトプラントにおける標準加熱温度		
3	2	6	11	11	4	(2)	ミキサ排出時の混合物の温度は、180～220℃とする。	3	2	6	11	11	4	(2)	ミキサ排出時の混合物の温度は、180～220℃とする。	JIS名称変更（ミキサー）	
3	2	6	11	13	1	13. 目地工の施工	目地工の施工にあたっては、以下の各規定による。	3	2	6	11	13	1	13. 目地工の施工	目地工の施工にあたっては、以下の各規定による。		
3	2	6	11	13	2	(1)	受注者は、横及び縦継目を加熱し密着させ、平坦に仕上げなければならない。	3	2	6	11	13	2	(1)	受注者は、横及び縦継目を加熱し密着させ、平坦に仕上げなければならない。		
3	2	6	11	13	3	(2)	受注者は、鋼床版上での舗装にあたって、リップ及び縦桁上に縦継目を設けてはならない。	3	2	6	11	13	3	(2)	受注者は、鋼床版上での舗装にあたって、リップ及び縦桁上に縦継目を設けてはならない。		

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）						新条文（令和3年版）						改定理由					
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項
3	2	6	11	13	4	(3)	受注者は、雨水等の侵入するのを防止するために、標準作業がとれる場合には、構造物との接触部に成型目地材を用い、局部的な箇所等小規模の場合には、構造物との接触部に注入目地材を用いなければならない。	3	2	6	11	13	4	(3)	受注者は、雨水等の侵入するのを防止するために、標準作業がとれる場合には、構造物との接触部に成型目地材を用い、局部的な箇所等小規模の場合には、構造物との接触部に注入目地材を用いなければならない。		
3	2	6	11	13	5	(4)	成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表3-2-37の規格を満足するものでなければならない。	3	2	6	11	13	5	(4)	成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表3-2-37の規格を満足するものでなければならない。		
3	2	6	11	13	6		表3-2-37 目地材の規格	3	2	6	11	13	6		表3-2-37 目地材の規格		
3	2	6	11	13	7	(5)	成型目地材は、厚さが10mm、幅がグースアスファルトの層の厚さに等しいものでなければならない。	3	2	6	11	13	7	(5)	成型目地材は、厚さが10mm、幅がグースアスファルトの層の厚さに等しいものでなければならない。		
3	2	6	11	13	8	(6)	注入目地材の溶解は、間接加熱によらなければならない。	3	2	6	11	13	8	(6)	注入目地材の溶解は、間接加熱によらなければならない。		
3	2	6	11	13	9	(7)	注入目地材は、高温で長時間加熱すると変質し劣化する傾向があるから、受注者は、できるだけ短時間内で指定された温度に溶解し、使用しなければならない。	3	2	6	11	13	9	(7)	注入目地材は、高温で長時間加熱すると変質し劣化する傾向があるから、受注者は、できるだけ短時間内で指定された温度に溶解し、使用しなければならない。		
3	2	6	11	13	10	(8)	受注者は、目地内部、構造物側面、成型目地に対してはプライマーを塗布しなければならない。	3	2	6	11	13	10	(8)	受注者は、目地内部、構造物側面、成型目地に対してはプライマーを塗布しなければならない。		
3	2	6	11	13	11	(9)	プライマーの使用量は、目地内部に対しては0.30/m <sup>2</sup> 、構造物側面に対しては0.20/m <sup>2</sup> 、成型目地材面に対しては0.30/m <sup>2</sup> とす	3	2	6	11	13	11	(9)	プライマーの使用量は、目地内部に対しては0.30/m <sup>2</sup> 、構造物側面に対しては0.20/m <sup>2</sup> 、成型目地材面に対しては0.30/m <sup>2</sup> とす		
3	2	6	12	0	1	3-2-6-12	コンクリート舗装工	3	2	6	12	0	1	3-2-6-12	コンクリート舗装工		
3	2	6	12	1	1	1. 下層路盤の規定	受注者は、下層路盤の施工において以下の各規定に従わなければならない。	3	2	6	12	1	1	1. 下層路盤の規定	受注者は、下層路盤の施工において以下の各規定に従わなければならない。		
3	2	6	12	1	2	(1)	受注者は、粒状路盤の敷均しにあたり、材料の分離に注意しながら、1層の仕上がり厚さで20cmを超えないように均一に敷均さなければならない。	3	2	6	12	1	2	(1)	受注者は、粒状路盤の敷均しにあたり、材料の分離に注意しながら、1層の仕上がり厚さで20cmを超えないように均一に敷均さなければならない。		
3	2	6	12	3	1	3. セメント及び石灰安定処理の規定	受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	3	2	6	12	3	1	3. セメント及び石灰安定処理の規定	受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。		
3	2	6	12	3	2	(1)	安定処理に使用するセメント量及び石灰量は、設計図書によるものとする。	3	2	6	12	3	2	(1)	安定処理に使用するセメント量及び石灰量は、設計図書によるものとする。		
3	2	6	12	3	3	(2)	受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）に示される「E013安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	6	12	3	3	(2)	受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）に示される「E013安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督職員の承諾を得なければならない。		
3	2	6	12	3	4	(3)	下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表3-2-38、表3-2-39の規格に適合するものただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。	3	2	6	12	3	4	(3)	下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表3-2-38、表3-2-39の規格に適合するものただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。		
3	2	6	12	3	5		表3-2-38 安定処理路盤（下層路盤）の品質規格	3	2	6	12	3	5		表3-2-38 安定処理路盤（下層路盤）の品質規格		
3	2	6	12	3	6		表3-2-39 安定処理路盤（上層路盤）の品質規格	3	2	6	12	3	6		表3-2-39 安定処理路盤（上層路盤）の品質規格		
3	2	6	12	3	7	(4)	受注者は、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）に示される「F007突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	6	12	3	7	(4)	受注者は、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）に示される「F007突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。		
3	2	6	12	3	8		表3-2-38 安定処理路盤（下層路盤）の品質規格	3	2	6	12	3	8		表3-2-38 安定処理路盤（下層路盤）の品質規格		
3	2	6	12	3	9	(5)	受注者は、監督職員が承諾した場合以外は、気温5℃以下のとき及び雨天時に、施工を行ってはならない。	3	2	6	12	3	9	(5)	受注者は、監督職員が承諾した場合以外は、気温5℃以下のとき及び雨天時に、施工を行ってはならない。		
3	2	6	12	3	10	(6)	受注者は、下層路盤の安定処理を施工する場合に、路床の整形を行った後、安定処理をしようとする材料を均一な層状に整形し、その上に本項（2）～（5）により決定した配合量のセメントまたは石灰を均一に散布し、混合機械で1～2回空練りしたのち、最適含水比付近の含水比になるよう水を加えながら混合しなければならない。	3	2	6	12	3	10	(6)	受注者は、下層路盤の安定処理を施工する場合に、路床の整形を行った後、安定処理をしようとする材料を均一な層状に整形し、その上に本項（2）～（5）により決定した配合量のセメントまたは石灰を均一に散布し、混合機械で1～2回空練りしたのち、最適含水比付近の含水比になるよう水を加えながら混合しなければならない。		
3	2	6	12	3	11	(7)	受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、敷均した安定処理路盤材を最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状によりこれにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。	3	2	6	12	3	11	(7)	受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、敷均した安定処理路盤材を最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状によりこれにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。		
3	2	6	12	3	12	(8)	受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、締固め後の1層の仕上がり厚さが30cmを超えないように均一に敷均さなければならない。	3	2	6	12	3	12	(8)	受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、締固め後の1層の仕上がり厚さが30cmを超えないように均一に敷均さなければならない。		
3	2	6	12	3	13	(9)	受注者は、下層路盤のセメント安定処理を行う場合、締固めは水を加え、混合後2時間以内で完了するようにしなければならない。	3	2	6	12	3	13	(9)	受注者は、下層路盤のセメント安定処理を行う場合、締固めは水を加え、混合後2時間以内で完了するようにしなければならない。		
3	2	6	12	3	14	(10)	上層路盤の安定処理の混合方式は、設計図書によらなければならない。	3	2	6	12	3	14	(10)	上層路盤の安定処理の混合方式は、設計図書によらなければならない。		



土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）						新条文（令和3年版）						改定理由				
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編章節条	項	項以下	新条文
3	2	6	12	3	15	(11)	受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、路盤材の分離を生じないように敷均し、締固めなければならない。	3	2	6	12	3	15	(11)	受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、路盤材の分離を生じないように敷均し、締固めなければならない。	
3	2	6	12	3	16	(12)	受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、1層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の3倍以上かつ10cm以上、最大厚さの上限は20cm以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を30cmとすることができる。	3	2	6	12	3	16	(12)	受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、一層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の3倍以上かつ10cm以上、最大厚さの上限は20cm以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を30cmとすることができる。	
3	2	6	12	3	17	(13)	受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、セメント安定処理路盤の締固めは、混合後2時間以内に完了するようにしなければならない。	3	2	6	12	3	17	(13)	受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、セメント安定処理路盤の締固めは、混合後2時間以内に完了するようにしなければならない。	
3	2	6	12	3	18	(14)	受注者は、一日の作業工程が終わったときは、道路中心線に直角に、かつ鉛直に横断施工目地を設けなければならない。また、横断方向の施工目地は、セメントを用いた場合は施工端部を垂直に切り取り、石灰を用いた場合には前日の施工端部を乱して、それぞれ新しい材料を打ち継ぐものとする。	3	2	6	12	3	18	(14)	受注者は、一日の作業工程が終わったときは、道路中心線に直角に、かつ鉛直に横断施工目地を設けなければならない。また、横断方向の施工目地は、セメントを用いた場合は施工端部を垂直に切り取り、石灰を用いた場合には前日の施工端部を乱して、それぞれ新しい材料を打ち継ぐものとする。	
3	2	6	12	3	19	(15)	受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を2層以上に施工する場合の縦継目の位置を1層仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は、1m以上ずらさなければならない。	3	2	6	12	3	19	(15)	受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を二層以上に施工する場合の縦継目の位置を一層仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は、1m以上ずらさなければならない。	
3	2	6	12	4	1	4. 加熱アスファルト安定処理の規定	受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	3	2	6	12	4	1	4. 加熱アスファルト安定処理の規定	受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	
3	2	6	12	4	2	(1)	加熱アスファルト安定処理路盤材は、表3-2-40に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とする。	3	2	6	12	4	2	(1)	加熱アスファルト安定処理路盤材は、表3-2-40に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とする。	
3	2	6	12	4	3		表3-2-40 マーシャル安定度試験基準値	3	2	6	12	4	3		表3-2-40 マーシャル安定度試験基準値	
3	2	6	12	4	4	(2)	受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、配合設計を行い、監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある加熱アスファルト安定処理路盤材を用いる場合には、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または、定期試験による配合設計書を監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。	3	2	6	12	4	4	(2)	受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、配合設計を行い、監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある加熱アスファルト安定処理路盤材を用いる場合には、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または、定期試験による配合設計書を監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。	
3	2	6	12	4	5	(3)	受注者は、ごく小規模な工事（総使用量500t未満あるいは施工面積2,000㎡未満）においては、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験による試験結果の提出によって、配合設計を省略することができる。	3	2	6	12	4	5	(3)	受注者は、ごく小規模な工事（総使用量500t未満あるいは施工面積2,000㎡未満）においては、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験による試験結果の提出によって、配合設計を省略することができる。	
3	2	6	12	4	6	(4)	受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度の決定にあたっては、監督職員の承諾を得た配合で、室内で配合された混合物から3個のマーシャル供試体を作製し、次式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度としなければならない。	3	2	6	12	4	6	(4)	受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度の決定にあたっては、監督職員の承諾を得た配合で、室内で配合された混合物から3個のマーシャル供試体を作製し、次式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度としなければならない。	
3	2	6	12	4	7		なお、マーシャル供試体の作製にあたっては、25mmを超える骨材だけ25～13mmの骨材と置き換えるものとする。ただし、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）や定期試験で基準密度が求められている場合には、その試験結果を監督職員が承諾した場合に限り、基準密度を省略することができる。	3	2	6	12	4	7		なお、マーシャル供試体の作製にあたっては、25mmを超える骨材だけ25～13mmの骨材と置き換えるものとする。ただし、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）や定期試験で基準密度が求められている場合には、その試験結果を監督職員が承諾した場合に限り、基準密度を省略することができる。	
3	2	6	12	4	8	(5)	受注者は、加熱アスファルト安定処理施工にあたって、材料の混合所は敷地とプラント、材料置き場等の設備を有するものでプラントはその周辺に対する環境保全対策を施したものでなければならない。	3	2	6	12	4	8	(5)	受注者は、加熱アスファルト安定処理施工にあたって、材料の混合所は敷地とプラント、材料置き場等の設備を有するものでプラントはその周辺に対する環境保全対策を施したものでなければならない。	
3	2	6	12	4	9	(6)	プラントは、骨材、アスファルト等の材料をあらかじめ定めた配合、温度で混合できる。	3	2	6	12	4	9	(6)	プラントは、骨材、アスファルト等の材料をあらかじめ定めた配合、温度で混合できる。	
3	2	6	12	4	10	(7)	受注者は、混合作業においてコールドフィーダのゲートを基準とする配合の粒度に合うように調整し、骨材が連続的に供給できるようにしなければならない。	3	2	6	12	4	10	(7)	受注者は、混合作業においてコールドフィーダのゲートを基準とする配合の粒度に合うように調整し、骨材が連続的に供給できるようにしなければならない。	
3	2	6	12	4	11	(8)	受注者は、混合作業においてパッチ式のプラントを用いる場合は、基準とする粒度に合うよう各ホットビンごとの計量値を決定しなければならない。自動計量式のプラントでは、ホットビンから計量する骨材の落差補正を行うものとする。	3	2	6	12	4	11	(8)	受注者は、混合作業においてパッチ式のプラントを用いる場合は、基準とする粒度に合うよう各ホットビンごとの計量値を決定しなければならない。自動計量式のプラントでは、ホットビンから計量する骨材の落差補正を行うものとする。	
3	2	6	12	4	12		なお、ミキサでの混合時間は、均一な混合物を得るのに必要な時間とするものとする。	3	2	6	12	4	12		なお、ミキサでの混合時間は、均一な混合物を得るのに必要な時間とするものとする。	JIS名称変更（ミキサー）
3	2	6	12	4	13	(9)	受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時の温度について監督職員の承諾を得なければならない。また、その変動は、承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。	3	2	6	12	4	13	(9)	受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時の温度について監督職員の承諾を得なければならない。また、その変動は、承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和2年版)						新条文 (令和3年版)						改定理由				
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編章節条	項	項以下	新条文
3	2	6	12	4	14	(10)	受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵する場合、一時貯蔵ビンまたは加熱貯蔵サイロに貯蔵しなければならない	3	2	6	12	4	14	(10)	受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵する場合、一時貯蔵ビンまたは加熱貯蔵サイロに貯蔵しなければならない	
3	2	6	12	4	15	(11)	受注者は、劣化防止対策を施していない一時貯蔵ビンでは、12時間以上加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵してはならない	3	2	6	12	4	15	(11)	受注者は、劣化防止対策を施していない一時貯蔵ビンでは、12時間以上加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵してはならない	
3	2	6	12	4	16	(12)	受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を運搬する場合、清浄で平滑な荷台を有するダンプトラックを使用し、ダンプトラックの荷台内面には、混合物の付着を防止する油、または溶液を薄く塗布しなければならない。	3	2	6	12	4	16	(12)	受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を運搬する場合、清浄で平滑な荷台を有するダンプトラックを使用し、ダンプトラックの荷台内面には、混合物の付着を防止する油、または溶液を薄く塗布しなければならない。	
3	2	6	12	4	17	(13)	受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の運搬時の温度低下を防ぐために、運搬中はシート類で覆わなければならない。	3	2	6	12	4	17	(13)	受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の運搬時の温度低下を防ぐために、運搬中はシート類で覆わなければならない。	
3	2	6	12	4	18	(14)	受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の舗設作業を監督職員が承諾した場合を除き、気温が5℃以下のときに施工してはならない。また、雨が降り出した場合、敷均し作業を中止し、すでに敷均した箇所の混合物を速やかに締固めて仕上げを完了させなければならない。	3	2	6	12	4	18	(14)	受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の舗設作業を監督職員が承諾した場合を除き、気温が5℃以下のときに施工してはならない。また、雨が降り出した場合、敷均し作業を中止し、すでに敷均した箇所の混合物を速やかに締固めて仕上げを完了させなければならない。	
3	2	6	12	4	19	(15)	受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の敷均しにあたり、敷均し機械は施工条件に合った機種のアスファルトフィニッシャー、ブルドーザ <sup>※</sup> 、モーターグレーダ等を選定しなければならない。	3	2	6	12	4	19	(15)	受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の敷均しにあたり、敷均し機械は施工条件に合った機種のアスファルトフィニッシャー、ブルドーザ <sup>※</sup> 、モーターグレーダ等を選定しなければならない。	
3	2	6	12	4	20	(16)	受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、1層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は監督職員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする。	3	2	6	12	4	20	(16)	受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、1層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は監督職員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする。	
3	2	6	12	8	1	8. コンクリート舗装の規定	受注者は、コンクリート舗装の練りませ、型枠の設置、コンクリートの運搬・荷卸しにあたって、以下の各規定に従わなければならない。	3	2	6	12	8	1	8. コンクリート舗装の規定	受注者は、コンクリート舗装の練りませ、型枠の設置、コンクリートの運搬・荷卸しにあたって、以下の各規定に従わなければならない。	
3	2	6	12	8	2	(1)	受注者は、セメントコンクリート舗装の施工にあたって使用する現場練りコンクリートの練りませには、強制練りミキサまたは可傾式ミキサを使用しなければならない。	3	2	6	12	8	2	(1)	受注者は、セメントコンクリート舗装の施工にあたって使用する現場練りコンクリートの練りませには、強制練りミキサまたは可傾式ミキサ <del>ー</del> を使用しなければならない。	JIS名称変更 (ミキサ)
3	2	6	12	13	1	13. 転圧コンクリート舗装の規定	受注者は、転圧コンクリート舗装を施工する場合に以下の各規定に従って行わなければならない。	3	2	6	12	13	1	13. 転圧コンクリート舗装の規定	受注者は、転圧コンクリート舗装を施工する場合に以下の各規定に従って行わなければならない。	
3	2	6	12	13	2	(1)	受注者は、施工に先立ち、転圧コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合を定めるための試験を行って理論配合、示方配合を決定し、監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	6	12	13	2	(1)	受注者は、施工に先立ち、転圧コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合を定めるための試験を行って理論配合、示方配合を決定し、監督職員の承諾を得なければならない。	
3	2	6	12	13	3	(2)	転圧コンクリート舗装において、下層路盤、上層路盤にセメント安定処理工を使用する場合、セメント安定処理混合物の品質規格は設計図書に示す場合を除き、表3-2-39、表3-2-40に適合するものとする。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント安定処理混合物の路盤材が、基準を満足することが明らかであり監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。	3	2	6	12	13	3	(2)	転圧コンクリート舗装において、下層路盤、上層路盤にセメント安定処理工を使用する場合、セメント安定処理混合物の品質規格は設計図書に示す場合を除き、表3-2-39、表3-2-40に適合するものとする。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント安定処理混合物の路盤材が、基準を満足することが明らかであり監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。	
3	2	6	12	13	4	(3)	受注者は、「転圧コンクリート舗装技術指針 (案) 4-2配合条件」 (日本道路協会、平成2年11月) に基づいて配合条件を決定し、監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	6	12	13	4	(3)	受注者は、「転圧コンクリート舗装技術指針 (案) 4-2配合条件」 (日本道路協会、平成2年11月) に基づいて配合条件を決定し、監督職員の承諾を得なければならない。	
3	2	6	12	13	5	(4)	受注者は、「転圧コンクリート舗装技術指針 (案) 4-2配合条件」 (日本道路協会、平成2年11月) の一般的手順に従って配合設計を行い、細骨材率、単位水量、単位セメント量を求めて理論配合を決定しなければならない。その配合に基づき使用するプラントにおいて試験練りを実施し、所要の品質が得られることを確かめ示方配合を決定し、監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	6	12	13	5	(4)	受注者は、「転圧コンクリート舗装技術指針 (案) 4-2配合条件」 (日本道路協会、平成2年11月) の一般的手順に従って配合設計を行い、細骨材率、単位水量、単位セメント量を求めて理論配合を決定しなければならない。その配合に基づき使用するプラントにおいて試験練りを実施し、所要の品質が得られることを確かめ示方配合を決定し、監督職員の承諾を得なければならない。	
3	2	6	12	13	6		示方配合の標準的な表示方は、設計図書に示さない場合は表3-2-43によるものとする。	3	2	6	12	13	6		示方配合の標準的な表示方は、設計図書に示さない場合は表3-2-43によるものとする。	
3	2	6	12	13	7		表3-2-43 示方配合表	3	2	6	12	13	7		表3-2-43 示方配合表	
3	2	6	12	13	8	(5)	設計図書に示されない場合、粗骨材の最大寸法は20mmとするものとする。ただし、これにより難しいときは監督職員の承諾を得て25mmとすることができる。	3	2	6	12	13	8	(5)	設計図書に示されない場合、粗骨材の最大寸法は20mmとするものとする。ただし、これにより難しいときは監督職員の承諾を得て25mmとすることができる。	
3	2	6	12	13	9	(6)	受注者は、転圧コンクリートの所要の品質を確保できる施工機械を選定しなければならない。	3	2	6	12	13	9	(6)	受注者は、転圧コンクリートの所要の品質を確保できる施工機械を選定しなければならない。	
3	2	6	12	13	10	(7)	受注者は、転圧コンクリートの施工にあたって練りませ用ミキサとして、2軸バグミル型、水平回転型、あるいは可傾式のいずれかのミキサを使用しなければならない。	3	2	6	12	13	10	(7)	受注者は、転圧コンクリートの施工にあたって練りませ用ミキサ <del>ー</del> として、2軸バグミル型、水平回転型、あるいは可傾式のいずれかのミキサ <del>ー</del> を使用しなければならない。	JIS名称変更 (ミキサ)
3	2	6	18	0	1	3-2-6-18	アスファルト舗装補修工	3	2	6	18	0	1	3-2-6-18	アスファルト舗装補修工	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）							新条文（令和3年版）							改定理由							
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項		編	章	節	条	項	項以下	
3	2	6	18	12	1	12.クラック処理の施工	受注者は、クラック処理の施工に先立ち、ひび割れ中の <b>ゴミ</b> 、泥などを圧縮空気吹き飛ばすなどの方法により清掃するものとし、ひび割れの周囲で動く破損部分は取り除かなければならない。また、湿っている部分については、バーナーなどで加熱し乾燥させなければならない。	3	2	6	18	12	1	12.クラック処理の施工	受注者は、クラック処理の施工に先立ち、ひび割れ中の <b>ごみ</b> 、泥などを圧縮空気吹き飛ばすなどの方法により清掃するものとし、ひび割れの周囲で動く破損部分は取り除かなければならない。また、湿っている部分については、バーナーなどで加熱し乾燥させなければならない。						
3	2	6	19	0	1	3-2-6-19	コンクリート舗装補修工	3	2	6	19	0	1	3-2-6-19	コンクリート舗装補修工						
3	2	6	19	12	1	12.クラック防止シート張りを行う場合の注意	受注者は、目地補修においてクラック防止シート張りを行う場合には、舗装版目地部及びひび割れ部のすき間の石、ごみ等を取り除き、接着部を清掃のうえ施工しなければならない。	3	2	6	19	12	1	12.クラック防止シート張りを行う場合の注意	受注者は、目地補修においてクラック防止シート張りを行う場合には、舗装版目地部及びひび割れ部のすき間の石、ごみ等を取り除き、接着部を清掃のうえ施工しなければならない。						
3	2	6	19	12	2		なお、自接着型以外のクラック防止シートを使用する場合は、接着部にアスファルト乳剤を0.80/m <sup>2</sup> 程度を塗布のうえ張付けなければならない。	3	2	6	19	12	2		なお、自接着型以外のクラック防止シートを使用する場合は、接着部にアスファルト乳剤を0.80/m <sup>2</sup> 程度を塗布のうえ張付けなければならない。						
3	2	9	0	0	1	第9節	構造物撤去工	3	2	9	0	0	1	第9節	構造物撤去工						
3	2	9	3	0	1	3-2-9-3	構造物取壊し工	3	2	9	3	0	1	3-2-9-3	構造物取壊し工						
3	2	9	3	6	1	6.根固めブロック撤去	受注者は、根固めブロック撤去を行うにあたっては、根固めブロックに付着した土砂、泥土、 <b>ゴミ</b> を現場内において取り除いた後、運搬しなければならない。	3	2	9	3	6	1	6.根固めブロック撤去	受注者は、根固めブロック撤去を行うにあたっては、根固めブロックに付着した土砂、泥土、 <b>ごみ</b> を現場内において取り除いた後、運搬しなければならない。						
3	2	9	9	0	1	3-2-9-9	かご撤去工	3	2	9	9	0	1	3-2-9-9	かご撤去工						
3	2	9	9	1	1	1.供用中の施設への影響防止	受注者は、じゃかご、ふとんかごの撤去にあたっては、 <b>ゴミ</b> を現場内において取り除いた後、鉄線とぐり石を分けて運搬しなければならない。	3	2	9	9	1	1	1.供用中の施設への影響防止	受注者は、じゃかご、ふとんかごの撤去にあたっては、 <b>ごみ</b> を現場内において取り除いた後、鉄線とぐり石を分けて運搬しなければならない。						
3	2	10	0	0	1	第10節	仮設工	3	2	10	0	0	1	第10節	仮設工						
3	2	10	15	0	1	3-2-10-15	コンクリート製造設備工	3	2	10	15	0	1	3-2-10-15	コンクリート製造設備工						
3	2	10	15	2	1	2.コンクリートの練りませ	受注者は、コンクリートの練りませにおいてはバッチミキサを用いなければならない。	3	2	10	15	2	1	2.コンクリートの練りませ	受注者は、コンクリートの練りませにおいてはバッチミキサを用いなければならない。					JIS名称変更（ミキサー）	
3	2	10	16	0	1	3-2-10-16	トンネル仮設備工	3	2	10	16	0	1	3-2-10-16	トンネル仮設備工						
3	2	10	16	10	1	10.換気等の効果確認	受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期に、定められた方法に従って、空気中の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは3mg/m <sup>3</sup> 以下とし、掘削断面積が小さいため、3mg/m <sup>3</sup> を達成するのに必要な大きさ（口径）の風管または必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、3mg/m <sup>3</sup> に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。	3	2	10	16	10	1	10.換気等の効果確認	受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期に、定められた方法に従って、空気中の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは2mg/m <sup>3</sup> 以下とし、掘削断面積が小さいため、2mg/m <sup>3</sup> を達成するのに必要な大きさ（口径）の風管または必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、2mg/m <sup>3</sup> に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。					諸基準類の改定にともなう	
3	2	12	0	0	1	第12節	工場製作工（共通）	3	2	12	0	0	1	第12節	工場製作工（共通）						
3	2	12	2	0	1	3-2-12-2	材料	3	2	12	2	0	1	3-2-12-2	材料						
3	2	12	2	7	1	7.工場塗装工の材料	工場塗装工の材料については、以下の規定によるものとする。	3	2	12	2	7	1	7.工場塗装工の材料	工場塗装工の材料については、以下の規定によるものとする。						
3	2	12	2	7	2		(1) 受注者は、JISに適合した塗料を使用しなければならない。また受注者は、設計図書に特に明示されていない場合は、施工前に色見本により監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	12	2	7	2		(1) 受注者は、JISに適合した塗料を使用しなければならない。また受注者は、設計図書に特に明示されていない場合は、施工前に色見本により監督職員の承諾を得なければならない。						
3	2	12	2	7	3		(2) 受注者は、塗料を直射日光を受けない場所に保管し、その取扱について、関係諸法令及び諸法規を遵守しなければならない。	3	2	12	2	7	3		(2) 受注者は、塗料を直射日光を受けない場所に保管し、その取扱について、関係諸法令及び諸法規を遵守しなければならない。						
3	2	12	2	7	4		(3) 受注者は、多液型塗料を使用する場合、混合の際の混合割合、混合法、混合塗料の状態、使用時間等について使用塗料の仕様を遵守しなければならない。	3	2	12	2	7	4		(3) 受注者は、多液型塗料を使用する場合、混合の際の混合割合、混合法、混合塗料の状態、使用時間等について使用塗料の仕様を遵守しなければならない。						
3	2	12	2	7	5		(4) 受注者は、多液型塗料の可使用時間は、表3-2-48の基準を遵守しなければならない。	3	2	12	2	7	5		(4) 受注者は、多液型塗料の可使用時間は、表3-2-48の基準を遵守しなければならない。						
3	2	12	2	7	6		表3-2-48 多液型塗料の可使用時間	3	2	12	2	7	6		表3-2-48 多液型塗料の可使用時間						
3	2	12	2	7	7		(5) 受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。	3	2	12	2	7	7		(5) 受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。 <b>工期延期等やむを得ない理由によって使用期間が、ジンクリッチペイントは6ヶ月を超えた場合、その他の塗料は12ヶ月を超えた場合は、抜き取り試験を行って品質を確認し、正常の場合使用することができる。</b>				鋼道路橋防食便覧H26.3に基づき有効期限を超えた際の扱いについて追記。		
3	2	12	3	0	1	3-2-12-3	桁製作工	3	2	12	3	0	1	3-2-12-3	桁製作工						
3	2	12	3	1	1	1.製作加工	製作加工については、以下の規定によるものとする。	3	2	12	3	1	1	1.製作加工	製作加工については、以下の規定によるものとする。						
3	2	12	3	1	2		(1) 原寸	3	2	12	3	1	2		(1) 原寸						
3	2	12	3	1	3		① 受注者は、工作に着手する前にコンピュータによる原寸システム等により図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。	3	2	12	3	1	3		① 受注者は、工作に着手する前にコンピュータによる原寸システム等により図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。						
3	2	12	3	1	4			3	2	12	3	1	4								

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和2年版)						新条文 (令和3年版)						改定理由					
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項
3	2	12	3	1	5	②	受注者は、上記①においてコンピュータによる原寸システム等を使用しない場合は監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	12	3	1	5	②	受注者は、上記①においてコンピュータによる原寸システム等を使用しない場合は監督職員の承諾を得なければならない。		
3	2	12	3	1	6	③	原寸図を作成する場合、受注者は、JIS B 7512 (鋼製巻尺) の1級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。	3	2	12	3	1	6	③	原寸図を作成する場合、受注者は、JIS B 7512 (鋼製巻尺) の1級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。		
3	2	12	3	1	7		なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	12	3	1	7		なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。		
3	2	12	3	1	8	④	受注者は、現場と工場の鋼製巻尺の使用にあたって、温度補正を行わなければならない。なお、桁に鋼製巻尺を添わせる場合には、桁と同温度とみなせるため温度補正の必要はない。	3	2	12	3	1	8	④	受注者は、現場と工場の鋼製巻尺の使用にあたって、温度補正を行わなければならない。なお、桁に鋼製巻尺を添わせる場合には、桁と同温度とみなせるため温度補正の必要はない。		
3	2	12	3	1	9	(2)	工作	3	2	12	3	1	9	(2)	工作		
3	2	12	3	1	10	①	受注者は、主要部材の板取りにあたっては、主たる応力の方向と圧延方向とが一致することを確認しなければならない。	3	2	12	3	1	10	①	受注者は、主要部材の板取りにあたっては、主たる応力の方向と圧延方向とが一致することを確認しなければならない。		
3	2	12	3	1	11		ただし、圧延直角方向でJIS G 3106 (溶接構造用圧延鋼材) の機械的性質を満足する場合や、連結板などの溶接されない部材について板取りする場合は、この限りではない。	3	2	12	3	1	11		ただし、圧延直角方向でJIS G 3106 (溶接構造用圧延鋼材) の機械的性質を満足する場合や、連結板などの溶接されない部材について板取りする場合は、この限りではない。		
3	2	12	3	1	12		なお、板取りに関する資料を保管し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。	3	2	12	3	1	12		なお、板取りに関する資料を保管し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。		
3	2	12	3	1	13	②	受注者は、けがきにあたって、完成後も残るような場所にはタガネ・ボンチ傷をつけてはならない。	3	2	12	3	1	13	②	受注者は、けがきにあたって、完成後も残るような場所にはタガネ・ボンチ傷をつけてはならない。		
3	2	12	3	1	14	③	受注者は、主要部材の切断を自動ガス切断法、プラズマアーク切断法またはレーザー切断法により行わなければならない。また、ファイラー・タイプレート、形鋼、板厚10mm以下のガセットプレート及び補剛材等は、せん断により切断してよいが、切断線に肩落ち、かえり、不揃い等のある場合は縁削りまたはグラインダ仕上げを行って平滑に仕上げるものとする。	3	2	12	3	1	14	③	受注者は、主要部材の切断を自動ガス切断法、プラズマアーク切断法またはレーザー切断法により行わなければならない。また、ファイラー・タイプレート、形鋼、板厚10mm以下のガセットプレート及び補剛材等は、せん断により切断してよいが、切断線に肩落ち、かえり、不揃い等のある場合は縁削りまたはグラインダ仕上げを行って平滑に仕上げるものとする。		
3	2	12	3	1	15	④	受注者は、塗装等の防錆・防食を行う部材において、組立てた後に自由縁となる部材の角は面取りを行うものとし、半径2mm以上の曲面仕上げを行うものとする。	3	2	12	3	1	15	④	受注者は、塗装等の防錆・防食を行う部材において、組立てた後に自由縁となる部材の角は面取りを行うものとし、半径2mm以上の曲面仕上げを行うものとする。		
3	2	12	3	1	16	⑤	受注者は、鋼材の切断面の表面の粗さを、50μm以下にしなければならない。	3	2	12	3	1	16	⑤	受注者は、鋼材の切断面の表面の粗さを、50μm以下にしなければならない。		
3	2	12	3	1	17	⑥	受注者は、孔あけにあたって、設計図書に示す径にドリルまたはドリルとリーマ通しの併用により行わなければならない。ただし、二次部材 (道示による) で板厚16mm以下の材片は、押抜きにより行うことができる。	3	2	12	3	1	17	⑥	受注者は、孔あけにあたって、設計図書に示す径にドリルまたはドリルとリーマ通しの併用により行わなければならない。ただし、二次部材 (道示による) で板厚16mm以下の材片は、押抜きにより行うことができる。		
3	2	12	3	1	18		また、仮組立時以前に主要部材に設計図書に示す径を孔あけする場合は、NC穿孔機または型板を使用するものとする。	3	2	12	3	1	18		また、仮組立時以前に主要部材に設計図書に示す径を孔あけする場合は、NC穿孔機または型板を使用するものとする。		
3	2	12	3	1	19		なお、孔あけによって孔の周辺に生じたまくれは削り取るものとする。	3	2	12	3	1	19		なお、孔あけによって孔の周辺に生じたまくれは削り取るものとする。		
3	2	12	3	1	20	⑦	受注者は、主要部材において冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の15倍以上にしなければならない。	3	2	12	3	1	20	⑦	受注者は、主要部材において冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の15倍以上にしなければならない。		
3	2	12	3	1	21		なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	12	3	1	21		なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。		
3	2	12	3	1	22		ただし、JIS Z 2242 (金属材料のシャルピー衝撃試験方法) に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表3-2-49に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が0.006%を超えない材料については、内側半径を板厚の7倍以上または5倍以上とすることができる。	3	2	12	3	1	22		ただし、JIS Z 2242 (金属材料のシャルピー衝撃試験方法) に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表3-2-49に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が0.006%を超えない材料については、内側半径を板厚の7倍以上または5倍以上とすることができる。		
3	2	12	3	1	23		表3-2-49 シャルピー吸収エネルギーに対する冷間曲げ加工半径の許容値	3	2	12	3	1	23		表3-2-49 シャルピー吸収エネルギーに対する冷間曲げ加工半径の許容値		
3	2	12	3	1	24	⑧	受注者は、調質鋼 (Q) 及び熱加工制御鋼 (TMC) の熱間加工を行ってはならない。	3	2	12	3	1	24	⑧	受注者は、調質鋼 (Q) 及び熱加工制御鋼 (TMC) の熱間加工を行ってはならない。		
3	2	12	3	1	25	(3)	溶接施工	3	2	12	3	1	25	(3)	溶接施工		
3	2	12	3	1	26	①	受注者は、溶接施工について各継手に要求される溶接品質を確保するよう、以下の事項を施工計画書へ記載しなければならない。	3	2	12	3	1	26	①	受注者は、溶接施工について各継手に要求される溶接品質を確保するよう、以下の事項を施工計画書へ記載しなければならない。		
3	2	12	3	1	27	1)	鋼材の種類及び特性	3	2	12	3	1	27	1)	鋼材の種類及び特性		
3	2	12	3	1	28	2)	溶接材料の種類及び特性	3	2	12	3	1	28	2)	溶接材料の種類及び特性		
3	2	12	3	1	29	3)	溶接作業者の保有資格	3	2	12	3	1	29	3)	溶接作業者の保有資格		
3	2	12	3	1	30	4)	継手の形状及び精度	3	2	12	3	1	30	4)	継手の形状及び精度		
3	2	12	3	1	31	5)	溶接環境及び使用設備	3	2	12	3	1	31	5)	溶接環境及び使用設備		
3	2	12	3	1	32	6)	溶接施工条件及び留意事項	3	2	12	3	1	32	6)	溶接施工条件及び留意事項		
3	2	12	3	1	33	7)	溶接部の検査方法	3	2	12	3	1	33	7)	溶接部の検査方法		
3	2	12	3	1	34	8)	不適合品の取り扱い	3	2	12	3	1	34	8)	不適合品の取り扱い		

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和2年版)							新条文 (令和3年版)							改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	項以下	編章節条項	項以下	編章節条項	項以下	編章節条項	項以下			
3	2	12	3	1	35	②	受注者は、JIS Z 3801 (手溶接技術検定における試験方法及び判定基準) に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験または、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させなければならない。	3	2	12	3	1	35	②	受注者は、JIS Z 3801 (手溶接技術検定における試験方法及び判定基準) に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験または、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させなければならない。	
3	2	12	3	1	36		ただし、半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841 (半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準) に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験または、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させるものとする。	3	2	12	3	1	36		ただし、半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841 (半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準) に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験または、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させるものとする。	
3	2	12	3	1	37		また、サブマージアーク溶接を行う場合は、A-2Fまたは、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させるものとする。	3	2	12	3	1	37		また、サブマージアーク溶接を行う場合は、A-2Fまたは、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させるものとする。	
3	2	12	3	1	38		なお、工場溶接に従事する溶接作業者は、6ヶ月以上溶接工事に従事し、かつ工事前2ヶ月以上引き続きその工場において、溶接工事に従事した者でなければならない。また、現場溶接に従事する溶接作業者は、6ヶ月以上溶接工事に従事し、かつ適用する溶接施工方法の経験がある者または十分な訓練を受けた者でなければならない。	3	2	12	3	1	38		なお、工場溶接に従事する溶接作業者は、6ヶ月以上溶接工事に従事し、かつ工事前2ヶ月以上引き続きその工場において、溶接工事に従事した者でなければならない。また、現場溶接に従事する溶接作業者は、6ヶ月以上溶接工事に従事し、かつ適用する溶接施工方法の経験がある者または十分な訓練を受けた者でなければならない。	
3	2	12	7	0	1	3-2-12-7	橋梁用防護柵製作工	3	2	12	7	0	1	3-2-12-7	橋梁用防護柵製作工	
3	2	12	7	1	1	1.	製作加工	3	2	12	7	1	1	1.	製作加工	
3	2	12	7	1	2	(1)	亜鉛めっき後に塗装仕上げをする場合	3	2	12	7	1	2	(1)	亜鉛めっき後に塗装仕上げをする場合	
3	2	12	7	1	3	①	受注者は、ビーム、パイプ、ブラケット、パドル及び支柱に溶融亜鉛めっきを施し、その上に工場仕上げ塗装を行わなければならない。この場合、受注者は、めっき面に磷酸塩処理などの下地処理を行わなければならない。	3	2	12	7	1	3	①	受注者は、ビーム、パイプ、ブラケット、パドル及び支柱に溶融亜鉛めっきを施し、その上に工場仕上げ塗装を行わなければならない。この場合、受注者は、めっき面に磷酸塩処理などの下地処理を行わなければならない。	
3	2	12	7	1	4	②	受注者は、めっき付着量を両面で275g/m <sup>2</sup> 以上としなければならない。その場合、受注者は、めっき付着量が前述以上であることを確認しなければならない。	3	2	12	7	1	4	②	受注者は、めっき付着量を両面で275g/m <sup>2</sup> 以上としなければならない。その場合、受注者は、めっき付着量が前述以上であることを確認しなければならない。	
3	2	12	7	1	5	③	受注者は、熱硬化性アクリル樹脂塗料を用いて、20μm以上の塗膜厚で仕上げ塗装をしなければならない。	3	2	12	7	1	5	③	受注者は、熱硬化性アクリル樹脂塗料を用いて、20μm以上の塗膜厚で仕上げ塗装をしなければならない。	
3	2	12	7	1	6	(2)	亜鉛めっき地肌のままの場合	3	2	12	7	1	6	(2)	亜鉛めっき地肌のままの場合	
3	2	12	7	1	7	①	受注者は、ビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱及びその他の部材 (ケーブルは除く) に、成形加工後溶融亜鉛めっきを施さなければならない。	3	2	12	7	1	7	①	受注者は、ビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱及びその他の部材 (ケーブルは除く) に、成形加工後溶融亜鉛めっきを施さなければならない。	
3	2	12	7	1	8	②	受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種の (HDZ55) の550g/m <sup>2</sup> (片面の付着量) 以上とし、その他の部材 (ケーブルは除く) の場合は、同じく2種 (HDZ35) の350g/m <sup>2</sup> (片面の付着量) 以上としなければならない。	3	2	12	7	1	8	②	受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種の (HDZ55) の550g/m <sup>2</sup> (片面の付着量) 以上とし、その他の部材 (ケーブルは除く) の場合は、同じく2種 (HDZ35) の350g/m <sup>2</sup> (片面の付着量) 以上としなければならない。	
3	2	12	11	0	1	3-2-12-11	工場塗装工	3	2	12	11	0	1	3-2-12-11	工場塗装工	
3	2	12	11	12	1	12.	検査	3	2	12	11	12	1	12.	検査	
3	2	12	11	12	2	(1)	受注者は、工場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成及び保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	3	2	12	11	12	2	(1)	受注者は、工場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成及び保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	
3	2	12	11	12	3	(2)	受注者は、塗膜の乾燥状態が硬化乾燥状態以上に経過した後塗膜厚測定をしなければならない。	3	2	12	11	12	3	(2)	受注者は、塗膜の乾燥状態が硬化乾燥状態以上に経過した後塗膜厚測定をしなければならない。	
3	2	12	11	12	4	(3)	受注者は、同一工事、同一塗装系及び同一塗装方法により塗装された500m <sup>2</sup> 単位毎25点 (1点あたり5回測定) 以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1ロットの面積が200m <sup>2</sup> に満たない場合は10m <sup>2</sup> ごとに1点とする。	3	2	12	11	12	4	(3)	受注者は、同一工事、同一塗装系及び同一塗装方法により塗装された500m <sup>2</sup> 単位毎25点 (1点あたり5回測定) 以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1ロットの面積が200m <sup>2</sup> に満たない場合は10m <sup>2</sup> ごとに1点とする。	
3	2	14	0	0	1	第14節	法面工 (共通)	3	2	14	0	0	1	第14節	法面工 (共通)	
3	2	14	2	0	1	3-2-14-2	植生工	3	2	14	2	0	1	3-2-14-2	植生工	
3	2	14	2	8	1	8.	芝串 受注者は張芝の脱落を防止するため、1m <sup>2</sup> あたり20~30本の芝串で固定するものとする。また、張付けにあたっては芝の長手を水平方向とし、縦目地を通さず施工しなければならない。	3	2	14	2	8	1	8.	芝串 受注者は張芝の脱落を防止するため、1m <sup>2</sup> あたり20~30本の芝串で固定するものとする。また、張付けにあたっては芝の長手を水平方向とし、縦目地を通さず施工しなければならない。	
3	2	14	3	0	1	3-2-14-3	吹付工	3	2	14	3	0	1	3-2-14-3	吹付工	
3	2	14	3	9	1	9.	層間はく離の防止 受注者は、吹付けを2層以上に分けて行う場合には、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。	3	2	14	3	9	1	9.	層間はく離の防止 受注者は、吹付けを二層以上に分けて行う場合には、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。	
3	2	14	4	0	1	3-2-14-4	法枠工	3	2	14	4	0	1	3-2-14-4	法枠工	
3	2	14	4	18	1	18.	層間はく離の防止 受注者は、吹付けを2層以上に分けて行う場合には、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。	3	2	14	4	18	1	18.	層間はく離の防止 受注者は、吹付けを二層以上に分けて行う場合には、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。	
3	2	14	5	0	1	3-2-14-5	法面施肥工	3	2	14	5	0	1	3-2-14-5	法面施肥工	
3	2	14	5	3	1	3.	支障物の撤去 受注者は、施肥の施工に支障となるゴミ等を撤去した後、施工しなければならない。	3	2	14	5	3	1	3.	支障物の撤去 受注者は、施肥の施工に支障となるゴミ等を撤去した後、施工しなければならない。	
3	2	15	0	0	1	第15節	擁壁工 (共通)	3	2	15	0	0	1	第15節	擁壁工 (共通)	
3	2	15	3	0	1	3-2-15-3	補強土壁工	3	2	15	3	0	1	3-2-15-3	補強土壁工	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）							新条文（令和3年版）							改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項		新条文	
3	2	15	3	3	1	3. 伐開除根	受注者は、第1層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根及び不陸の整地を行うとともに、設計図書に関して監督職員と協議のうえ、基盤面に排水処理工を行わなければならない。	3	2	15	3	3	1	3. 伐開除根	受注者は、第一層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根及び不陸の整地を行うとともに、設計図書に関して監督職員と協議のうえ、基盤面に排水処理工を行わなければならない。	
3	2	17	0	0	1	第17節	植栽維持工	3	2	17	0	0	1	第17節	植栽維持工	
3	2	17	2	0	1	3-2-17-2	材料	3	2	17	2	0	1	3-2-17-2	材料	
3	2	17	2	1	1	1. 一般事項	受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督職員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。	3	2	17	2	1	1	1. 一般事項	受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督職員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。	
3	2	17	2	1	2		なお、薬剤については農薬取締法（平成30年6月改正法律第53号）に基づくものでなければならない。	3	2	17	2	1	2		なお、薬剤については農薬取締法（令和元年12月改正法律第62号）に基づくものでなければならない。	諸法令の改正にともなう
3	2	17	3	0	1	3-2-17-3	樹木・芝生管理工	3	2	17	3	0	1	3-2-17-3	樹木・芝生管理工	
3	2	17	3	2	1	2. 剪定の施工	受注者は、剪定の施工については、各樹種の特性及び施工箇所 に合った剪定形式により行なわなければならない。	3	2	17	3	2	1	2. 剪定の施工	受注者は、剪定の施工にあたり、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の策定について（厚生労働省 令和2年1月）によるものとし、各樹種の特性及び施工箇所 に合った剪定形式により行なわなければならない。	「基発0131第1号 令和2年1月31日」付の改定にともなう
3	2	17	3	4	1	4. 剪定、芝刈、雑草抜き取り等の施工	受注者は、剪定、芝刈、雑草抜き取り、植付けの施工にあたり、路面への枝、草、掘削土等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝、草、掘削土等を交通に支障のないように、速やかに処理しなければならない。	3	2	17	3	4	1	4. 剪定、芝刈、雑草抜き取り（抜根）等の施工	受注者は、剪定、芝刈、雑草抜き取り（抜根）、植付けの施工にあたり、路面への枝、草、掘削土等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝、草、掘削土等を交通に支障のないように、速やかに処理しなければならない。	施工実態を踏まえた規定の追加。
3	2	17	3	15	1	15. 幹巻き	受注者は、幹巻きする場合は、こもまたはわらを使用する場合、わら縄またはシュロ縄で巻き上げるものとし、緑化テープを使用する場合は緑化テープを重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。	3	2	17	3	15	1	15. 幹巻き	受注者は、幹巻きする場合は、こもまたはわらを使用する場合、わら縄またはしゅろ縄で巻き上げるものとし、緑化テープを使用する場合は緑化テープを重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。	
3	2	17	3	16	1	16. 支柱の設置	受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部については、杉皮等を巻きシュロ縄を用いて動かぬよう結束しなければならない。	3	2	17	3	16	1	16. 支柱の設置	受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部については、杉皮等を巻きしゅろ縄を用いて動かぬよう結束しなければならない。	
3	2	17	3	19	1	19. 施肥の施工前作業	受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やゴミ等の除去及び除草を行わなければならない。	3	2	17	3	19	1	19. 施肥の施工前作業	受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やごみ等の除去及び除草を行わなければならない。	
3	2	18	0	0	1	第18節	床版工	3	2	18	0	0	1	第18節	床版工	
3	2	18	2	0	1	3-2-18-2	床版工	3	2	18	2	0	1	3-2-18-2	床版工	
3	2	18	2	1	1	1. 鉄筋コンクリート床版	鉄筋コンクリート床版については、以下の規定によるものとする。	3	2	18	2	1	1	1. 鉄筋コンクリート床版	鉄筋コンクリート床版については、以下の規定によるものとする。	
3	2	18	2	1	2	(1)	床版は、直接活荷重を受ける部材であり、この重要性を十分理解して入念な計画及び施工を行うものとする。	3	2	18	2	1	2	(1)	床版は、直接活荷重を受ける部材であり、この重要性を十分理解して入念な計画及び施工を行うものとする。	
3	2	18	2	1	3	(2)	受注者は、施工に先立ち、あらかじめ桁上面の高さ、幅、配置等を測量し、桁の出来形を確認しなければならない。出来形に誤差のある場合、その処置について設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	18	2	1	3	(2)	受注者は、施工に先立ち、あらかじめ桁上面の高さ、幅、配置等を測量し、桁の出来形を確認しなければならない。出来形に誤差のある場合、その処置について設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3	2	18	2	1	4	(3)	受注者は、コンクリート打込み中、鉄筋の位置のずれが生じないように十分配慮しなければならない。	3	2	18	2	1	4	(3)	受注者は、コンクリート打込み中、鉄筋の位置のずれが生じないように十分配慮しなければならない。	
3	2	18	2	1	5	(4)	受注者は、スぺーサーについては、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとしなければならない。	3	2	18	2	1	5	(4)	受注者は、スぺーサーについては、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとしなければならない。	コンクリート標準示方書と用語を統一。（スぺーサー）
3	2	18	2	1	6		なお、それ以外のスぺーサーを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。スぺーサーは、1m <sup>2</sup> あたり4個を配置の目安とし、組立及びコンクリートの打込み中、その形状を保つものとする。	3	2	18	2	1	6		なお、それ以外のスぺーサーを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。スぺーサーは、1m <sup>2</sup> あたり4個を配置の目安とし、組立及びコンクリートの打込み中、その形状を保つものとする。	コンクリート標準示方書と用語を統一。（スぺーサー）
6	0	0	0	0	1	第6編	河川編	6	0	0	0	0	1	第6編	河川編	
6	1	0	0	0	1	第1章	築堤・護岸	6	1	0	0	0	1	第1章	築堤・護岸	
6	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
6	1	2	0	1	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6	1	2	0	1	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
6	1	2	0	1	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合または、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	6	1	2	0	1	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合または、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
6	1	2	0	1	3		国土交通省仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）	6	1	2	0	1	3		国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改	
6	1	7	0	0	1	第7節	法覆護岸工	6	1	7	0	0	1	第7節	法覆護岸工	
6	1	7	2	0	1	6-1-7-2	材料	6	1	7	2	0	1	6-1-7-2	材料	
6	1	7	2	1	1	1. 遮水シート	遮水シートは、止水材と被覆材からなり、シート有効幅2.0mの(1) または (2) のいずれかの仕様による。	6	1	7	2	1	1	1. 遮水シート	遮水シートは、止水材と被覆材からなり、シート有効幅2.0mの(1) または (2) のいずれかの仕様による。	
6	1	7	2	1	2	(1)	遮水シートAは、以下の仕様による。	6	1	7	2	1	2	(1)	遮水シートAは、以下の仕様による。	
6	1	7	2	1	3	①	止水材の材質は、④の材質のシボ（標準菱形）付きとし、厚さ1mmとする。	6	1	7	2	1	3	①	止水材の材質は、④の材質のシボ（標準菱形）付きとし、厚さ1mmとする。	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）						新条文（令和3年版）						改定理由						
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編章節条	項	項以下	編章節条	項	項以下
6	1	7	2	1	4	②	被覆材の材質は、補強布付き繊維性フェルトとし、厚さ10mmとする。	6	1	7	2	1	4	②	被覆材の材質は、補強布付き繊維性フェルトとし、厚さ10mmとする。			
6	1	7	2	1	5	③	止水材の重ね幅は、15cm以上とし、端部の取付部は、20cm以上とする。	6	1	7	2	1	5	③	止水材の重ね幅は、15cm以上とし、端部の取付部は、20cm以上とする。			
6	1	7	2	1	6	④	止水材の品質規格は表6-1-1または2による。	6	1	7	2	1	6	④	止水材の品質規格は表6-1-1または2による。			
6	1	7	2	1	7		表6-1-1 純ポリ塩化ビニル：（厚さ1mm、色：透明）の品質規格	6	1	7	2	1	7		表6-1-1 純ポリ塩化ビニル：（厚さ1mm、色：透明）の品質規格			
6	1	7	2	1	8		表6-1-2 エチレン酢酸ビニル：（厚さ1mm、色：透明）の品質規格	6	1	7	2	1	8		表6-1-2 エチレン酢酸ビニル：（厚さ1mm、色：透明）の品質規格			
6	1	7	2	1	9	⑤	被覆材の品質規格は表6-1-3による。	6	1	7	2	1	9	⑤	被覆材の品質規格は表6-1-3による。			
6	1	7	2	1	10		表6-1-3 （補強布付き繊維性フェルト：厚さ10mm）	6	1	7	2	1	10		表6-1-3 （補強布付き繊維性フェルト：厚さ10mm）			
6	1	7	2	1	11	(2)	遮水シートBは、以下の仕様による。	6	1	7	2	1	11	(2)	遮水シートBは、以下の仕様による。			
6	1	7	2	1	12	①	止水材は、十分な止水性を有するものとする。（ただし、規格値はシート幅2.0mを基準としており、2.0mを下回る場合は、そのシート幅に相当する漏水量を設定すること。）	6	1	7	2	1	12	①	止水材は、十分な止水性を有するものとする。（ただし、規格値はシート幅2.0mを基準としており、2.0mを下回る場合は、そのシート幅に相当する漏水量を設定すること。）			
6	1	7	2	1	13	②	止水材は、施工時及び施工後とも十分な強度と法面の変状に追従する屈撓性を有するものとする。	6	1	7	2	1	13	②	止水材は、施工時及び施工後とも十分な強度と法面の変状に追従する屈撓性を有するものとする。			
6	1	7	2	1	14	③	止水材は、堤防等の法面に対して、施工時及び施工後とも十分な滑り抵抗を有するものとする。	6	1	7	2	1	14	③	止水材は、堤防等の法面に対して、施工時及び施工後とも十分な滑り抵抗を有するものとする。			
6	1	7	2	1	15	④	止水材は、十分な耐久性を有するものとし、受注者は、耐久性に係わる試験結果を監督職員に提出するものとする。	6	1	7	2	1	15	④	止水材は、十分な耐久性を有するものとし、受注者は、耐久性に係わる試験結果を監督職員に提出するものとする。			
6	1	7	2	1	16		上記①及び③は、公的試験機関の試験結果を添付するものとする。	6	1	7	2	1	16		上記①及び③は、公的試験機関の試験結果を添付するものとする。			
6	1	7	2	1	17	⑤	止水材の品質規格は、表6-1-4による。	6	1	7	2	1	17	⑤	止水材の品質規格は、表6-1-4による。			
6	1	7	2	1	18		表6-1-4 止水材の品質規格	6	1	7	2	1	18		表6-1-4 止水材の品質規格			
6	1	7	2	1	19	⑥	被覆材の品質規格は、(1) . ⑤表6-1-3による。	6	1	7	2	1	19	⑥	被覆材の品質規格は、(1) . ⑤表6-1-3による。			
6	1	7	2	1	20	(3)	品質管理	6	1	7	2	1	20	(3)	品質管理			
6	1	7	2	1	21	①	止水材とコンクリートとの接着には、ニトリルゴム系またはスチレンブタジエンゴム系接着剤、ブチルゴムテープ等の内、接着性に優れ、かつ耐薬品性、耐水性、耐寒性等に優れたものを使用するものとする。	6	1	7	2	1	21	①	止水材とコンクリートとの接着には、ニトリルゴム系またはスチレンブタジエンゴム系接着剤、ブチルゴムテープ等の内、接着性に優れ、かつ耐薬品性、耐水性、耐寒性等に優れたものを使用するものとする。			
6	1	7	2	1	22	②	受注者は、止水材及び被覆材の各々の製品に対しては、以下の要件を整えた品質を証明する資料を監督職員に提出するものとする。	6	1	7	2	1	22	②	受注者は、止水材及び被覆材の各々の製品に対しては、以下の要件を整えた品質を証明する資料を監督職員に提出するものとする。			
6	1	7	2	1	23	1)	製品には、止水材及び被覆材の各々に製造年月日及び製造工場が明示されていること。（番号整理でもよい）	6	1	7	2	1	23	1)	製品には、止水材及び被覆材の各々に製造年月日及び製造工場が明示されていること。（番号整理でもよい）			
6	1	7	2	1	24	2)	品質を証明する資料は、納入製品に該当する品質試験成績表であること。	6	1	7	2	1	24	2)	品質を証明する資料は、納入製品に該当する品質試験成績表であること。			
6	1	7	2	1	25	3)	品質成績表は、通常の生産過程において3日に1回の割合で行った品質試験成績表であること。	6	1	7	2	1	25	3)	品質成績表は、通常の生産過程において3日に1回の割合で行った品質試験成績表であること。			
6	1	7	2	1	26	4)	製品には、別に「公的試験機関による品質試験成績表」を添付するものとする。	6	1	7	2	1	26	4)	製品には、別に「公的試験機関による品質試験成績表」を添付するものとする。			
6	1	7	2	1	27	5)	「公的試験機関による品質試験成績表」は、製品の生産過程において20,000㎡に1回の割合で行ったもののうち、納入製品に該当するものとする。	6	1	7	2	1	27	5)	「公的試験機関による品質試験成績表」は、製品の生産過程において20,000㎡に1回の割合で行ったもののうち、納入製品に該当するものとする。			
6	1	12	0	0	1	第12節	付帯道路施設工	6	1	12	0	0	1	第12節	付帯道路施設工			
6	1	12	2	0	1	6-1-12-2	境界工	6	1	12	2	0	1	6-1-12-2	境界工			
6	1	12	2	3	1	3.設置位置	受注者は、境界杭の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「国」が内側（官地側）になるようにしなければならない。	6	1	12	2	3	1	3.設置位置	受注者は、境界杭の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭頭部に示す中心点又は矢印先端部を用地境界線と一致させ、文字「国」が内側（官地側）になるようにしなければならない。	境界杭の（鉦）の設置実態に合わせた規定の変更。		
6	1	13	0	0	1	第13節	光ケーブル配管工	6	1	13	0	0	1	第13節	光ケーブル配管工			
6	1	13	3	0	1	6-1-13-3	配管工	6	1	13	3	0	1	6-1-13-3	配管工			
6	1	13	3	2	1	2.単管の配管	受注者は、単管の場合には、スペーサ等を用いて敷設間隔が均一となるよう施工しなければならない。	6	1	13	3	2	1	2.単管の配管	受注者は、単管の場合には、スペーサ等を用いて敷設間隔が均一となるよう施工しなければならない。	コンクリート標準示方書と用語を統一。（スペーサ）		
6	3	0	0	0	1	第3章	樋門・樋管	6	3	0	0	0	1	第3章	樋門・樋管			
6	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準			
6	3	2	0	1	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6	3	2	0	1	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。			
6	3	2	0	1	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	6	3	2	0	1	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。			
6	3	2	0	2	3		国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）	6	3	2	0	2	3		国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改			
6	3	2	0	2	4		国土交通省 河川砂防技術基準（令和元年7月）	6	3	2	0	2	4		国土交通省 河川砂防技術基準（令和元年7月）			

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）							新条文（令和3年版）							改定理由								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下		編章節条項以下	新条文						
6	3	2	0	4	5		6	3	2	0	4	5		6	3	2	0	4	5	国土開発技術研究センター柔構造樋門設計の手引き（平成10年11月）	国土開発技術研究センター柔構造樋門設計の手引き（平成10年11月）	
6	3	2	0	5	6		6	3	2	0	5	6		6	3	2	0	5	6	国土交通省機械工事共通仕様書（案）（令和元年7月）	国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（令和2年3月）	諸基準類の改定にともなう
6	3	2	0	6	7		6	3	2	0	6	7		6	3	2	0	6	7	国土交通省機械工事施工管理基準（案）（平成29年3月）	国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（令和元年10月）	諸基準類の改定にともなう
6	3	8	0	0	1	第8節	付属物設置工	6	3	8	0	0	1	第8節	付属物設置工							
6	3	8	4	0	1	6-3-8-4	境界工	6	3	8	4	0	1	6-3-8-4	境界工							
6	3	8	4	3	1	3.杭（鉸）の設置	受注者は、杭（鉸）の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「国」が内側（官地側）になるようにしなければならない。	6	3	8	4	3	1	3.杭（鉸）の設置	受注者は、杭（鉸）の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭頭部に示す中心点又は矢印先端部を用地境界線と一致させ、文字「国」が内側（官地側）になるようにしなければならない。	境界杭の（鉸）の設置実態に合わせた規定の変更。						
6	4	0	0	0	1	第4章	水門	6	4	0	0	0	1	第4章	水門							
6	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準							
6	4	2	0	0	2		6	4	2	0	0	2		6	4	2	0	0	2	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
6	4	2	0	0	3		6	4	2	0	0	3		6	4	2	0	0	3	なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
6	4	2	0	0	3		6	4	2	0	0	3		6	4	2	0	0	3	国土交通省仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）	国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）	
6	4	2	0	0	4		6	4	2	0	0	4		6	4	2	0	0	4	ダム・堰施設技術協会ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月）	ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月）	
6	4	2	0	0	5		6	4	2	0	0	5		6	4	2	0	0	5	日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	
6	4	2	0	0	6		6	4	2	0	0	6		6	4	2	0	0	6	日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	
6	4	2	0	0	7		6	4	2	0	0	7		6	4	2	0	0	7	日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）	
6	4	2	0	0	8		6	4	2	0	0	8		6	4	2	0	0	8	日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）	
6	4	2	0	0	9		6	4	2	0	0	9		6	4	2	0	0	9	土木学会プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成3年3月）	土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成3年3月）	
6	4	2	0	0	10		6	4	2	0	0	10		6	4	2	0	0	10	国土交通省機械工事施工管理基準（案）（平成29年3月）	国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（令和元年10月）	諸基準類の改定にともなう
6	4	2	0	0	11		6	4	2	0	0	11		6	4	2	0	0	11	国土交通省機械工事塗装要領（案）・同解説（平成22年4月）	国土交通省 機械工事塗装要領（案）・同解説（平成22年4月）	
6	4	2	0	0	12		6	4	2	0	0	12		6	4	2	0	0	12	日本道路協会道路橋支承便覧（平成31年2月）	日本道路協会 道路橋支承便覧（平成31年2月）	
6	4	18	0	0	1	第18節	舗装工	6	4	18	0	0	1	第18節	舗装工							
6	4	18	10	0	1	6-4-18-10	コンクリート舗装工	6	4	18	10	0	1	6-4-18-10	コンクリート舗装工							
6	4	18	10	4	1	4.初期養生	初期養生においては、コンクリート皮膜養生剤を原液濃度で70g/m <sup>2</sup> 程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行うものとする。	6	4	18	10	4	1	4.初期養生	初期養生においては、コンクリート皮膜養生剤を原液濃度で70g/m <sup>2</sup> 程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行うものとする。							
6	5	0	0	0	1	第5章	堰	6	5	0	0	0	1	第5章	堰							
6	5	1	0	0	1	第1節	適用	6	5	1	0	0	1	第1節	適用							
6	5	1	0	5	1	5.適用規定（3）	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和元年7月）の規定による。	6	5	1	0	5	1	5.適用規定（3）	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和2年3月）の規定による。	諸基準類の改定にともなう						
6	5	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	5	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準							
6	5	2	0	5	2		6	5	2	0	5	2		6	5	2	0	5	2	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
6	5	2	0	5	3		6	5	2	0	5	3		6	5	2	0	5	3	なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
6	5	2	0	5	3		6	5	2	0	5	3		6	5	2	0	5	3	ダム・堰施設技術協会ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月）	ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月）	
6	5	2	0	5	4		6	5	2	0	5	4		6	5	2	0	5	4	国土開発技術研究センターゴム引布製起伏堰技術基準（案）（平成12年10月）	国土開発技術研究センターゴム引布製起伏堰技術基準（案）（平成12年10月）	
6	5	2	0	5	5		6	5	2	0	5	5		6	5	2	0	5	5	国土交通省仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）	国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）	
6	5	2	0	5	6		6	5	2	0	5	6		6	5	2	0	5	6	日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	
6	5	2	0	5	7		6	5	2	0	5	7		6	5	2	0	5	7	日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	
6	5	2	0	5	8		6	5	2	0	5	8		6	5	2	0	5	8	日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）	
6	5	2	0	5	9		6	5	2	0	5	9		6	5	2	0	5	9	日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）	
6	5	2	0	5	10		6	5	2	0	5	10		6	5	2	0	5	10	日本道路協会鋼道路橋施工便覧（平成27年3月）	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（令和2年9月）	諸基準類の改定にともなう



土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）							新条文（令和3年版）							改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	項以下	編章節条項	項以下	編章節条項	項以下	編章節条項	項以下			
6	5	2	0	5	11		日本道路協会道路橋支承受便覧（平成31年2月）	6	5	2	0	5	11		日本道路協会 道路橋支承受便覧（平成31年2月）	
6	5	2	0	5	12		土木学会プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成3年3月）	6	5	2	0	5	12		土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成3年3月）	
6	6	0	0	0	1	第6章	排水機場	6	6	0	0	0	1	第6章	排水機場	
6	6	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	6	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
6	6	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6	6	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
6	6	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	6	6	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
6	6	2	0	0	4		ダム・堰施設技術協会ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月）	6	6	2	0	0	4		ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月）	
6	6	2	0	0	5		国土交通省仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）	6	6	2	0	0	5		国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改	
6	6	2	0	0	6		河川ポンプ施設技術協会揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説（平成27年2月）	6	6	2	0	0	6		河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説（令和2年1月）	諸基準類の改定にともなう
6	7	0	0	0	1	第7章	床止め・床固め	6	7	0	0	0	1	第7章	床止め・床固め	
6	7	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	7	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
6	7	2	0	4	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6	7	2	0	4	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
6	7	2	0	4	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	6	7	2	0	4	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
6	7	2	0	4	3		国土交通省仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）	6	7	2	0	4	3		国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改	
6	8	0	0	0	1	第8章	河川維持	6	8	0	0	0	1	第8章	河川維持	
6	8	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	8	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
6	8	2	0	4	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6	8	2	0	4	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
6	8	2	0	4	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	6	8	2	0	4	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
6	8	2	0	4	4		日本道路協会道路維持修繕要綱（昭和53年7月）	6	8	2	0	4	4		日本道路協会 道路維持修繕要綱（昭和53年7月）	
6	8	5	0	0	1	第5節	堤防養生工	6	8	5	0	0	1	第5節	堤防養生工	
6	8	5	2	0	1	6-8-5-2	芝養生工	6	8	5	2	0	1	6-8-5-2	芝養生工	
6	8	5	2	1	1	1. 草等の処理	受注者は、抜き取りした草等をすべて処理しなければならない。ただし、設計図書及び監督職員の指示した場合はこの限りではない。	6	8	5	2	1	1	1. 草等の処理	受注者は、抜き取り（ <b>抜根</b> ）した草等をすべて処理しなければならない。ただし、設計図書及び監督職員の指示した場合はこの限りではない。	施工実態を踏まえた規定の追加。
6	8	5	2	3	1	3. 雑草	受注者は、人力により雑草の抜き取りを施工しなければならない。	6	8	5	2	3	1	3. 雑草の抜き取り（ <b>抜根</b> ）	受注者は、人力により雑草の抜き取り（ <b>抜根</b> ）を施工しなければならない。	施工実態を踏まえた規定の追加。
6	8	6	0	0	1	第6節	構造物補修工	6	8	6	0	0	1	第6節	構造物補修工	
6	8	6	4	0	1	6-8-6-4	ボーリンググラウト工	6	8	6	4	0	1	6-8-6-4	ボーリンググラウト工	
6	8	6	4	13	1	13. 一時中断の処置	受注者は、注入中に異常が認められ、やむを得ず注入を一時中断する場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	6	8	6	4	13	1	13. 一時中断の処置	受注者は、注入中に異常が認められ、やむを得ず注入を一時中断する場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	誤植
6	9	0	0	0	1	第9章	河川修繕	6	9	0	0	0	1	第9章	河川修繕	
6	9	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	9	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
6	9	2	0	1	1		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6	9	2	0	1	1		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
6	9	2	0	1	2		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	6	9	2	0	1	2		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
6	9	2	0	1	3		日本道路協会鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）	6	9	2	0	1	3		日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）	
6	9	2	0	1	4		日本道路協会道路維持修繕要綱（昭和53年7月）	6	9	2	0	1	4		日本道路協会 道路維持修繕要綱（昭和53年7月）	
6	9	2	0	1	5		ダム・堰施設技術協会ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月）	6	9	2	0	1	5		ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月）	
6	9	2	0	1	6		河川ポンプ施設技術協会揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説（平成27年2月）	6	9	2	0	1	6		河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説（令和2年1月）	諸基準類の改定にともなう
6	9	8	0	0	1	第8節	現場塗装工	6	9	8	0	0	1	第8節	現場塗装工	
6	9	8	3	0	1	6-9-8-3	付属物塗装工	6	9	8	3	0	1	6-9-8-3	付属物塗装工	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）							新条文（令和3年版）							改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項		編章節条項	新条文
6	9	8	3	2	1	2. 塩分付着の水洗い	受注者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m <sup>2</sup> 以上の時は水洗いしなければならない。	6	9	8	3	2	1	2. 塩分付着の水洗い	受注者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m <sup>2</sup> 以上の時は水洗いしなければならない。	
7	0	0	0	0	1	第7編	河川海岸編	7	0	0	0	0	1	第7編	河川海岸編	
7	1	0	0	0	1	第1章	堤防・護岸	7	1	0	0	0	1	第1章	堤防・護岸	
7	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	7	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
7	1	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類によらなければならない。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	7	1	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類によらなければならない。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
7	1	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	7	1	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
7	1	2	0	0	4		土木学会海洋コンクリート構造物設計施工指針（案）（昭和51年12月）	7	1	2	0	0	4		土木学会 海洋コンクリート構造物設計施工指針（案）（昭和51年12月）	
7	1	2	0	0	5		土木学会水中不分離性コンクリート設計施工指針（案）（平成3年5月）	7	1	2	0	0	5		土木学会 水中不分離性コンクリート設計施工指針（案）（平成3年5月）	
7	1	13	0	0	1	第13節	付属物設置工	7	1	13	0	0	1	第13節	付属物設置工	
7	1	13	4	0	1	7-1-13-4	境界工	7	1	13	4	0	1	7-1-13-4	境界工	
7	1	13	4	3	1	3. 杭（鉋）の設置	受注者は、杭（鉋）の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「国」が内側（官地側）になるようにしなければならない。	7	1	13	4	3	1	3. 杭（鉋）の設置	受注者は、杭（鉋）の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭頭部に示す中心点又は矢印先端部を用地境界線と一致させ、文字「国」が内側（官地側）になるようにしなければならない。	境界杭の（鉋）の設置実態に合わせた規定の変更。
7	2	0	0	0	1	第2章	突堤・人工岬	7	2	0	0	0	1	第2章	突堤・人工岬	
7	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	7	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
7	2	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	7	2	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
7	2	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	7	2	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
7	2	2	0	0	4		土木学会海洋コンクリート構造物設計施工指針（案）（昭和51年12月）	7	2	2	0	0	4		土木学会 海洋コンクリート構造物設計施工指針（案）（昭和51年12月）	
7	2	2	0	0	5		土木学会水中不分離性コンクリート設計施工指針（案）（平成3年5月）	7	2	2	0	0	5		土木学会 水中不分離性コンクリート設計施工指針（案）（平成3年5月）	
7	2	4	0	0	1	第4節	突堤基礎工	7	2	4	0	0	1	第4節	突堤基礎工	
7	2	4	5	0	1	7-2-4-5	吸出し防止工	7	2	4	5	0	1	7-2-4-5	吸出し防止工	
7	2	4	5	1	1	1. 粗朶沈床工	受注者は、粗朶沈床工にあたって、連柴は梢を一方に向け径15cmを標準とし、緊結は長さ約60cm毎に連柴締金を用いて締付け、亜鉛引鉄線または、棕侶なわ等にて結束し、この間2ヶ所を二子なわ等をもって結束するものとし、連柴の長さは格子を結んだとき端にそれぞれ約15cmを残すようにしなければならない。	7	2	4	5	1	1	1. 粗朶沈床工	受注者は、粗朶沈床工にあたって、連柴は梢を一方に向け径15cmを標準とし、緊結は長さ約60cm毎に連柴締金を用いて締付け、亜鉛引鉄線または、しゅる縄等にて結束し、この間2ヶ所を二子なわ等をもって結束するものとし、連柴の長さは格子を結んだとき端にそれぞれ約15cmを残すようにしなければならない。	
7	3	0	0	0	1	第3章	海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）	7	3	0	0	0	1	第3章	海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）	
7	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	7	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
7	3	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	7	3	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
7	3	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	7	3	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
7	3	2	0	0	4		土木学会海洋コンクリート構造物設計施工指針（案）（昭和51年12月）	7	3	2	0	0	4		土木学会 海洋コンクリート構造物設計施工指針（案）（昭和51年12月）	
7	3	2	0	0	5		土木学会水中不分離性コンクリート設計施工指針（案）（平成3年5月）	7	3	2	0	0	5		土木学会 水中不分離性コンクリート設計施工指針（案）（平成3年5月）	
8	0	0	0	0	1	第8編	砂防編	8	0	0	0	0	1	第8編	砂防編	
8	1	0	0	0	1	第1章	砂防堰堤	8	1	0	0	0	1	第1章	砂防堰堤	
8	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	8	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
8	1	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	1	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
8	1	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	8	1	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
8	1	2	0	0	4		土木学会コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）（平成25年10月）	8	1	2	0	0	4		土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）（平成25年10月）	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）						新条文（令和3年版）						改定理由										
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項	項以下				
8	1	2	0	0	5		8	1	2	0	0	5		8	1	2	0	0	5			
8	1	2	0	0	6		8	1	2	0	0	6		8	1	2	0	0	6			
8	1	2	0	0	7		8	1	2	0	0	7		8	1	2	0	0	7			
8	1	2	0	0	8		8	1	2	0	0	8		8	1	2	0	0	8			
8	1	8	0	0	1	第8節	8	1	8	0	0	1	第8節	8	1	8	0	0	1	第8節		
8	1	8	4	0	1	8-1-8-4	8	1	8	4	0	1	8-1-8-4	8	1	8	4	0	1	8-1-8-4		
8	1	8	4	7	1	7.1層の厚さ	8	1	8	4	7	1	7.1層の厚さ	8	1	8	4	7	1	7.1層の厚さ		
							8	1	8	4	12	1	12.砂防ソイルセメント								条文の追加	
							8	1	8	4	12	2									条文の追加	
8	1	8	4	12	1	12.吸出し防止材の施工	8	1	8	4	13	1	13.吸出し防止材の施工	8	1	8	4	13	1	13.吸出し防止材の施工		
8	1	11	0	0	1	第11節	8	1	11	0	0	1	第11節	8	1	11	0	0	1	第11節		
8	1	11	4	0	1	8-1-11-4	8	1	11	4	0	1	8-1-11-4	8	1	11	4	0	1	8-1-11-4		
8	1	11	4	3	1	3.杭（鉋）の設置	8	1	11	4	3	1	3.杭（鉋）の設置	8	1	11	4	3	1	3.杭（鉋）の設置		境界杭の（鉋）の設置実態に合わせた規定の変更。
8	2	0	0	0	1	第2章	8	2	0	0	0	1	第2章	8	2	0	0	0	1	第2章		
8	2	2	0	0	1	第2節	8	2	2	0	0	1	第2節	8	2	2	0	0	1	第2節		
8	2	2	0	0	2		8	2	2	0	0	2		8	2	2	0	0	2			
8	2	2	0	0	3		8	2	2	0	0	3		8	2	2	0	0	3			
8	2	2	0	0	4		8	2	2	0	0	4		8	2	2	0	0	4			
8	2	2	0	0	5		8	2	2	0	0	5		8	2	2	0	0	5			
8	2	2	0	0	6		8	2	2	0	0	6		8	2	2	0	0	6			
8	3	0	0	0	1	第3章	8	3	0	0	0	1	第3章	8	3	0	0	0	1	第3章		
8	3	2	0	0	1	第2節	8	3	2	0	0	1	第2節	8	3	2	0	0	1	第2節		
8	3	2	0	0	2		8	3	2	0	0	2		8	3	2	0	0	2			
8	3	2	0	0	3		8	3	2	0	0	3		8	3	2	0	0	3			
8	3	2	0	0	4		8	3	2	0	0	4		8	3	2	0	0	4			
8	3	2	0	0	5		8	3	2	0	0	5		8	3	2	0	0	5			
8	3	2	0	0	6		8	3	2	0	0	6		8	3	2	0	0	6			
8	3	2	0	0	7		8	3	2	0	0	7		8	3	2	0	0	7			
8	3	2	0	0	8		8	3	2	0	0	8		8	3	2	0	0	8			
8	3	2	0	0	9		8	3	2	0	0	9		8	3	2	0	0	9			
8	3	2	0	0	10		8	3	2	0	0	10		8	3	2	0	0	10			
8	3	2	0	0	11		8	3	2	0	0	11		8	3	2	0	0	11			
8	3	2	0	0	12		8	3	2	0	0	12		8	3	2	0	0	12			
8	3	2	0	0	13		8	3	2	0	0	13		8	3	2	0	0	13			
9	0	0	0	0	1	第9編	9	0	0	0	0	1	第9編	9	0	0	0	0	1	第9編		
9	1	0	0	0	1	第1章	9	1	0	0	0	1	第1章	9	1	0	0	0	1	第1章		

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）							新条文（令和3年版）							改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	項以下	編章節条項	項以下	編章節条項	項以下	編章節条項	項以下			
9	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	9	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
9	1	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	9	1	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
9	1	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	9	1	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
9	1	2	0	0	4		土木学会コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）（平成25年10月）	9	1	2	0	0	4		土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）（平成25年10月）	
9	1	4	0	0	1	第4節	ダムコンクリート工	9	1	4	0	0	1	第4節	ダムコンクリート工	
9	1	4	6	0	1	9-1-4-6	練りませ	9	1	4	6	0	1	9-1-4-6	練りませ	
9	1	4	6	2	1	2. ミキサの練りませ性能試験	受注者は、JIS A 8603-2（コンクリートミキサ第2部：練混ぜ性能試験方法）によりミキサの練りませ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめてから使用するものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督職員へ報告しなければならない。	9	1	4	6	2	1	2. ミキサの練りませ性能試験	受注者は、JIS A 8603-2（コンクリートミキサ第2部：練混ぜ性能試験方法）によりミキサの練りませ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめてから使用するものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督職員へ報告しなければならない。	JIS名称変更（ミキサ）
9	1	4	6	3	1	3. 使用機器	受注者は、コンクリートの練りませにあたっては、パッチミキサを用いなければならない。	9	1	4	6	3	1	3. 使用機器	受注者は、コンクリートの練りませにあたっては、パッチミキサを用いなければならない。	JIS名称変更（ミキサ）
9	1	4	6	4	1	4. 材料分離	ミキサは、練り上がりコンクリートを排出する時に、材料の分離を起こさないものとする。	9	1	4	6	4	1	4. 材料分離	ミキサは、練り上がりコンクリートを排出する時に、材料の分離を起こさないものとする。	JIS名称変更（ミキサ）
9	1	4	6	5	1	5.1練りの量及び練りませ時間の決定	受注者は、1練りの量及び練りませ時間を、JIS A 8603-2（コンクリートミキサ第2部：練混ぜ性能試験方法）により試験を行ったうえで決定しなければならない。	9	1	4	6	5	1	5.1練りの量及び練りませ時間の決定	受注者は、1練りの量及び練りませ時間を、JIS A 8603-2（コンクリートミキサ第2部：練混ぜ性能試験方法）により試験を行ったうえで決定しなければならない。	JIS名称変更（ミキサ）
9	1	4	6	5	2	(1)	可傾式ミキサの練りませ時間は、ミキサ内にセメント、混和材、混和剤及び骨材を全部投入したときからとし、その最小時間は表9-1-1を標準とする。	9	1	4	6	5	2	(1)	可傾式ミキサの練りませ時間は、ミキサ内にセメント、混和材、混和剤及び骨材を全部投入したときからとし、その最小時間は表9-1-1を標準とする。	JIS名称変更（ミキサ）
9	1	4	6	5	3		表9-1-1 ミキサの標準最小練りませ時間	9	1	4	6	5	3		表9-1-1 ミキサの標準最小練りませ時間	JIS名称変更（ミキサ）
9	1	4	6	5	4	(2)	受注者は、強制練りミキサを用いる場合は、JIS A 8603-2（コンクリートミキサ第2部：練混ぜ性能試験方法）により練りませ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめるものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督職員へ報告しなければならない。	9	1	4	6	5	4	(2)	受注者は、強制練りミキサを用いる場合は、JIS A 8603-2（コンクリートミキサ第2部：練混ぜ性能試験方法）により練りませ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめるものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督職員へ報告しなければならない。	JIS名称変更（ミキサ）
9	1	4	6	7	1	7. 排出	受注者は、ミキサ内のコンクリートを全部排出した後でなければ、新たに材料を投入してはならない。	9	1	4	6	7	1	7. 排出	受注者は、ミキサ内のコンクリートを全部排出した後でなければ、新たに材料を投入してはならない。	JIS名称変更（ミキサ）
9	1	4	6	8	1	8. 付着物の除去	受注者は、コンクリートの打込み作業開始前及び打込み作業終了後にはミキサを清掃し、ミキサ内に付着したコンクリート及び雑物を除去しなければならない。	9	1	4	6	8	1	8. 付着物の除去	受注者は、コンクリートの打込み作業開始前及び打込み作業終了後にはミキサを清掃し、ミキサ内に付着したコンクリート及び雑物を除去しなければならない。	JIS名称変更（ミキサ）
9	1	4	9	0	1	9-1-4-9	コンクリートの打込み	9	1	4	9	0	1	9-1-4-9	コンクリートの打込み	
9	1	4	9	7	1	7. 打込み厚さ	受注者は、1リフトを数層に分けて打込むときには、締固めた後の1層の厚さが、40～50cmになるように打込まなければならない。	9	1	4	9	7	1	7. 打込み厚さ	受注者は、1リフトを数層に分けて打込むときには、締固めた後の1層の厚さが、40～50cmになるように打込まなければならない。	
9	3	0	0	0	1	第3章	基礎グラウチング	9	3	0	0	0	1	第3章	基礎グラウチング	
9	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	9	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
9	3	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとし、これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	9	3	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとし、これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
9	3	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	9	3	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
9	3	2	0	0	4		国土技術研究センターグラウチング技術指針・同解説（平成15年7月）	9	3	2	0	0	4		国土技術研究センター グ라우チング技術指針・同解説（平成15年7月）	
10	0	0	0	0	1	第10編	道路編	10	0	0	0	0	1	第10編	道路編	
10	1	0	0	0	1	第1章	道路改良	10	1	0	0	0	1	第1章	道路改良	
10	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
10	1	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	1	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
10	1	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	10	1	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）						新条文（令和3年版）						改定理由								
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編章節条	項	項以下	編章節条	項	項以下		
10	1	2	0	0	4		10	1	2	0	0	4		10	1	2	0	0	4	諸基準類の改定にともなう
10	1	2	0	0	5		10	1	2	0	0	5		10	1	2	0	0	5	
10	1	2	0	0	6		10	1	2	0	0	6		10	1	2	0	0	6	
10	1	2	0	0	7		10	1	2	0	0	7		10	1	2	0	0	7	
10	1	2	0	0	8		10	1	2	0	0	8		10	1	2	0	0	8	
10	1	2	0	0	9		10	1	2	0	0	9		10	1	2	0	0	9	
10	1	2	0	0	10		10	1	2	0	0	10		10	1	2	0	0	10	
10	1	2	0	0	11		10	1	2	0	0	11		10	1	2	0	0	11	
10	1	2	0	0	12		10	1	2	0	0	12		10	1	2	0	0	12	
10	1	2	0	0	13		10	1	2	0	0	13		10	1	2	0	0	13	
10	1	2	0	0	14		10	1	2	0	0	14		10	1	2	0	0	14	
10	1	2	0	0	15		10	1	2	0	0	15		10	1	2	0	0	15	
10	1	2	0	0	16		10	1	2	0	0	16		10	1	2	0	0	16	
10	1	2	0	0	17		10	1	2	0	0	17		10	1	2	0	0	17	
10	1	2	0	0	18		10	1	2	0	0	18		10	1	2	0	0	18	
10	1	2	0	0	19		10	1	2	0	0	19		10	1	2	0	0	19	
10	1	2	0	0	20		10	1	2	0	0	20		10	1	2	0	0	20	
10	1	2	0	0	21		10	1	2	0	0	21		10	1	2	0	0	21	
10	1	2	0	0	22		10	1	2	0	0	22		10	1	2	0	0	22	
10	1	2	0	0	23		10	1	2	0	0	23		10	1	2	0	0	23	
10	2	0	0	0	1	第2章	10	2	0	0	0	1	第2章	10	2	0	0	0	1	
10	2	2	0	0	1	第2節	10	2	2	0	0	1	第2節	10	2	2	0	0	1	
10	2	2	0	0	2		10	2	2	0	0	2		10	2	2	0	0	2	
10	2	2	0	0	3		10	2	2	0	0	3		10	2	2	0	0	3	
10	2	2	0	0	4		10	2	2	0	0	4		10	2	2	0	0	4	
10	2	2	0	0	5		10	2	2	0	0	5		10	2	2	0	0	5	
10	2	2	0	0	6		10	2	2	0	0	6		10	2	2	0	0	6	
10	2	2	0	0	7		10	2	2	0	0	7		10	2	2	0	0	7	
10	2	2	0	0	8		10	2	2	0	0	8		10	2	2	0	0	8	
10	2	2	0	0	9		10	2	2	0	0	9		10	2	2	0	0	9	
10	2	2	0	0	10		10	2	2	0	0	10		10	2	2	0	0	10	
10	2	2	0	0	11		10	2	2	0	0	11		10	2	2	0	0	11	
10	2	2	0	0	12		10	2	2	0	0	12		10	2	2	0	0	12	
10	2	2	0	0	13		10	2	2	0	0	13		10	2	2	0	0	13	
10	2	2	0	0	14		10	2	2	0	0	14		10	2	2	0	0	14	諸基準類の改定にともなう
10	2	2	0	0	15		10	2	2	0	0	15		10	2	2	0	0	15	
10	2	2	0	0	16		10	2	2	0	0	16		10	2	2	0	0	16	
10	2	2	0	0	17		10	2	2	0	0	17		10	2	2	0	0	17	
10	2	2	0	0	18		10	2	2	0	0	18		10	2	2	0	0	18	
10	2	2	0	0	19		10	2	2	0	0	19		10	2	2	0	0	19	
10	2	2	0	0	20		10	2	2	0	0	20		10	2	2	0	0	20	
10	2	2	0	0	21		10	2	2	0	0	21		10	2	2	0	0	21	
10	2	2	0	0	22		10	2	2	0	0	22		10	2	2	0	0	22	
10	2	2	0	0	23		10	2	2	0	0	23		10	2	2	0	0	23	
10	2	2	0	0	24		10	2	2	0	0	24		10	2	2	0	0	24	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）							新条文（令和3年版）							改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下		新条文	
10	2	2	0	0	25		10	2	2	0	0	25		日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	
10	2	4	0	0	1	第4節	10	2	4	0	0	1	第4節	舗装工	舗装工	
10	2	4	10	0	1	10-2-4-10	10	2	4	10	0	1	10-2-4-10	コンクリート舗装工	コンクリート舗装工	
10	2	4	10	4	1	4. 初期養生	10	2	4	10	4	1	4. 初期養生	初期養生は、コンクリート被膜養生剤を原液濃度で70g/m <sup>2</sup> 程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に養生を行うこと。	初期養生は、コンクリート被膜養生剤を原液濃度で70g/m <sup>3</sup> 程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に養生を行うこと。	
10	2	9	0	0	1	第9節	10	2	9	0	0	1	第9節	標識工	標識工	
10	2	9	1	0	1	10-2-9-1	10	2	9	1	0	1	10-2-9-1	一般事項	一般事項	
10	2	9	1	3	1	3. 適用規定	10	2	9	1	3	1	3. 適用規定	受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説 第4章基礎及び施工」（日本道路協会、昭和62年1月）の規定、「道路土工要綱 第5章 施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定、第3編3-2-3-6小型標識工、3-2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）、3-2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」（全国道路標識・標示業協会、令和元年8月）による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説 第4章道路標識の設計、施工」（日本道路協会、令和2年6月）の規定、「道路土工要綱 第5章 施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定、第3編3-2-3-6小型標識工、3-2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）、3-2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」（全国道路標識・標示業協会、令和元年8月）による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定にともなう
10	2	9	2	0	1	10-2-9-2	10	2	9	2	0	1	10-2-9-2	材料	材料	
10	2	9	2	5	1	5. 下地処理	10	2	9	2	5	1	5. 下地処理	受注者は、標示板の下地処理にあつては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。	受注者は、標示板の下地処理にあつては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。	誤植
10	2	9	2	6	1	6. 文字・記号等	10	2	9	2	6	1	6. 文字・記号等	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準」（国土交通省 令和元年10月）による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準・同解説」（日本道路協会 令和2年6月）による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定にともなう
10	2	11	0	0	1	第11節	10	2	11	0	0	1	第11節	道路植栽工	道路植栽工	
10	2	11	3	0	1	10-2-11-3	10	2	11	3	0	1	10-2-11-3	道路植栽工	道路植栽工	
10	2	11	3	10	1	10. 添木の設置	10	2	11	3	10	1	10. 添木の設置	受注者は、添木の設置について、ぐらつきのないよう設置しなければならない。樹幹と添木との取付け部は、杉皮等を巻きシユロ縄を用いて動かぬよう結束するものとする。	受注者は、添木の設置について、ぐらつきのないよう設置しなければならない。樹幹と添木との取付け部は、杉皮等を巻きしゆる縄を用いて動かぬよう結束するものとする。	
10	2	11	3	13	1	13. 幹巻き	10	2	11	3	13	1	13. 幹巻き	受注者は、幹巻きする場合は、こもまたは、わらを使用する場合、わら縄または、シユロ縄で巻き上げるものとし、天然繊維材を使用する場合は天然繊維材を重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。	受注者は、幹巻きする場合は、こもまたは、わらを使用する場合、わら縄または、しゆる縄で巻き上げるものとし、天然繊維材を使用する場合は天然繊維材を重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。	
10	2	11	3	14	1	14. 支柱の設置	10	2	11	3	14	1	14. 支柱の設置	受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部は、杉皮等を巻きシユロ縄を用いて動かぬよう結束する。	受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部は、杉皮等を巻きしゆる縄を用いて動かぬよう結束する。	
10	2	11	3	16	1	16. 除草	10	2	11	3	16	1	16. 除草	受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やゴミ等を取り除いたり、きれいに除草しなければならない。	受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やごみ等を取り除いたり、きれいに除草しなければならない。	
10	2	12	0	0	1	第12節	10	2	12	0	0	1	第12節	道路付属施設工	道路付属施設工	
10	2	12	3	0	1	10-2-12-3	10	2	12	3	0	1	10-2-12-3	境界工	境界工	
10	2	12	3	1	1	1. 一般事項	10	2	12	3	1	1	1. 一般事項	受注者は、境界杭及び境界鉦の施工にあたっては、原則として、杭の中心線が境界線と一致するよう施工しなければならない。	受注者は、境界杭及び境界鉦の施工にあたっては、原則として、杭頭部に示す中心点又は矢印先端部を境界線と一致させ、側面の文字（国）が内側（官地側）になるようにしなければならない。	境界杭の（鉦）の設置実態に合わせた規定の変更。
10	3	0	0	0	1	第3章	10	3	0	0	0	1	第3章	橋梁下部	橋梁下部	
10	3	2	0	0	1	第2節	10	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	適用すべき諸基準	
10	3	2	0	0	2		10	3	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
10	3	2	0	0	3		10	3	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
10	3	2	0	0	4		10	3	2	0	0	4		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	
10	3	2	0	0	5		10	3	2	0	0	5		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	
10	3	2	0	0	6		10	3	2	0	0	6		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）	
10	3	2	0	0	7		10	3	2	0	0	7		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成29年11月）	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成29年11月）	
10	3	2	0	0	8		10	3	2	0	0	8		日本道路協会鋼道路橋施工便覧（平成27年3月）	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（令和2年9月）	諸基準類の改定にともなう
10	3	2	0	0	9		10	3	2	0	0	9		日本道路協会道路橋支承便覧（平成31年2月）	日本道路協会 道路橋支承便覧（平成31年2月）	
10	3	2	0	0	10		10	3	2	0	0	10		日本道路協会鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）	日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）	
10	3	2	0	0	11		10	3	2	0	0	11		日本道路協会道路橋補修便覧（昭和54年2月）	日本道路協会 道路橋補修便覧（昭和54年2月）	
10	3	2	0	0	12		10	3	2	0	0	12		日本道路協会杭基礎施工便覧（平成27年3月）	日本道路協会 杭基礎施工便覧（令和2年9月）	諸基準類の改定にともなう

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）						新条文（令和3年版）						改定理由									
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項	項以下			
10	3	2	0	0	13		10	3	2	0	0	13		10	3	2	0	0	13	諸基準類の改定にともなう	
10	3	2	0	0	14		10	3	2	0	0	14		10	3	2	0	0	14		
10	3	2	0	0	15		10	3	2	0	0	15		10	3	2	0	0	15		
10	3	2	0	0	16		10	3	2	0	0	16		10	3	2	0	0	16		
10	3	2	0	0	17		10	3	2	0	0	17		10	3	2	0	0	17		
10	3	2	0	0	18		10	3	2	0	0	18		10	3	2	0	0	18		
10	3	2	0	0	19		10	3	2	0	0	19		10	3	2	0	0	19		
10	3	2	0	0	20		10	3	2	0	0	20		10	3	2	0	0	20		
10	3	8	0	0	1	第8節	10	3	8	0	0	1	第8節	10	3	8	0	0	1	第8節	
10	3	8	9	0	1	10-3-8-9	10	3	8	9	0	1	10-3-8-9	10	3	8	9	0	1	10-3-8-9	
10	3	8	9	4	1	4.適用規定	10	3	8	9	4	1	4.適用規定	10	3	8	9	4	1	4.適用規定	諸基準類の改定にともなう
10	3	8	11	0	1	10-3-8-11	10	3	8	11	0	1	10-3-8-11	10	3	8	11	0	1	10-3-8-11	
10	3	8	11	2	1	2.適用規定（2）	10	3	8	11	2	1	2.適用規定（2）	10	3	8	11	2	1	2.適用規定（2）	諸基準類の改定にともなう
10	4	0	0	0	1	第4章	10	4	0	0	0	1	第4章	10	4	0	0	0	1	第4章	
10	4	2	0	0	1	第2節	10	4	2	0	0	1	第2節	10	4	2	0	0	1	第2節	
10	4	2	0	0	2		10	4	2	0	0	2		10	4	2	0	0	2		
10	4	2	0	0	3		10	4	2	0	0	3		10	4	2	0	0	3		
10	4	2	0	0	4		10	4	2	0	0	4		10	4	2	0	0	4		
10	4	2	0	0	5		10	4	2	0	0	5		10	4	2	0	0	5		
10	4	2	0	0	6		10	4	2	0	0	6		10	4	2	0	0	6		
10	4	2	0	0	7		10	4	2	0	0	7		10	4	2	0	0	7		諸基準類の改定にともなう
10	4	2	0	0	8		10	4	2	0	0	8		10	4	2	0	0	8		
10	4	2	0	0	9		10	4	2	0	0	9		10	4	2	0	0	9		
10	4	2	0	0	10		10	4	2	0	0	10		10	4	2	0	0	10		
10	4	2	0	0	11		10	4	2	0	0	11		10	4	2	0	0	11		
10	4	2	0	0	12		10	4	2	0	0	12		10	4	2	0	0	12		
10	4	2	0	0	13		10	4	2	0	0	13		10	4	2	0	0	13		
10	4	2	0	0	14		10	4	2	0	0	14		10	4	2	0	0	14		
10	4	2	0	0	15		10	4	2	0	0	15		10	4	2	0	0	15		
10	4	2	0	0	16		10	4	2	0	0	16		10	4	2	0	0	16		
10	4	2	0	0	17		10	4	2	0	0	17		10	4	2	0	0	17		
10	4	2	0	0	18		10	4	2	0	0	18		10	4	2	0	0	18		
10	4	3	0	0	1	第3節	10	4	3	0	0	1	第3節	10	4	3	0	0	1	第3節	
10	4	3	1	0	1	10-4-3-1	10	4	3	1	0	1	10-4-3-1	10	4	3	1	0	1	10-4-3-1	
10	4	3	1	2	1	2.施工計画書	10	4	3	1	2	1	2.施工計画書	10	4	3	1	2	1	2.施工計画書	
10	4	3	1	2	2		10	4	3	1	2	2		10	4	3	1	2	2		解釈の追記。
10	5	0	0	0	1	第5章	10	5	0	0	0	1	第5章	10	5	0	0	0	1	第5章	
10	5	2	0	0	1	第2節	10	5	2	0	0	1	第2節	10	5	2	0	0	1	第2節	
10	5	2	0	0	2		10	5	2	0	0	2		10	5	2	0	0	2		

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）						新条文（令和3年版）						改定理由									
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項	項以下			
10	5	2	0	0	3		10	5	2	0	0	3		10	5	2	0	0	3		
10	5	2	0	0	4		10	5	2	0	0	4		10	5	2	0	0	4		
10	5	2	0	0	5		10	5	2	0	0	5		10	5	2	0	0	5		
10	5	2	0	0	6		10	5	2	0	0	6		10	5	2	0	0	6		
10	5	2	0	0	7		10	5	2	0	0	7		10	5	2	0	0	7		
10	5	2	0	0	8		10	5	2	0	0	8		10	5	2	0	0	8		
10	5	2	0	0	9		10	5	2	0	0	9		10	5	2	0	0	9		諸基準類の改定にともなう
10	5	2	0	0	10		10	5	2	0	0	10		10	5	2	0	0	10		諸基準類の改定にともなう
10	5	2	0	0	11		10	5	2	0	0	11		10	5	2	0	0	11		
10	5	2	0	0	12		10	5	2	0	0	12		10	5	2	0	0	12		
10	5	2	0	0	13		10	5	2	0	0	13		10	5	2	0	0	13		
10	5	2	0	0	14		10	5	2	0	0	14		10	5	2	0	0	14		
10	5	2	0	0	15		10	5	2	0	0	15		10	5	2	0	0	15		
10	5	2	0	0	16		10	5	2	0	0	16		10	5	2	0	0	16		
10	5	6	0	0	1	第6節	10	5	6	0	0	1	第6節	10	5	6	0	0	1	第6節	
10	5	6	1	0	1	10-5-6-1	10	5	6	1	0	1	10-5-6-1	10	5	6	1	0	1	10-5-6-1	
10	5	6	1	1	1	1.適用工種	10	5	6	1	1	1	1.適用工種	10	5	6	1	1	1	1.適用工種	
10	6	0	0	0	1	第6章	10	6	0	0	0	1	第6章	10	6	0	0	0	1	第6章	
10	6	2	0	0	1	第2節	10	6	2	0	0	1	第2節	10	6	2	0	0	1	第2節	
10	6	2	0	0	2		10	6	2	0	0	2		10	6	2	0	0	2		
10	6	2	0	0	3		10	6	2	0	0	3		10	6	2	0	0	3		
10	6	2	0	0	4		10	6	2	0	0	4		10	6	2	0	0	4		
10	6	2	0	0	5		10	6	2	0	0	5		10	6	2	0	0	5		
10	6	2	0	0	6		10	6	2	0	0	6		10	6	2	0	0	6		
10	6	2	0	0	7		10	6	2	0	0	7		10	6	2	0	0	7		
10	6	2	0	0	8		10	6	2	0	0	8		10	6	2	0	0	8		
10	6	2	0	0	9		10	6	2	0	0	9		10	6	2	0	0	9		
10	6	2	0	0	10		10	6	2	0	0	10		10	6	2	0	0	10		
10	6	2	0	0	11		10	6	2	0	0	11		10	6	2	0	0	11		
10	6	2	0	0	12		10	6	2	0	0	12		10	6	2	0	0	12		
10	6	2	0	0	13		10	6	2	0	0	13		10	6	2	0	0	13		
10	6	2	0	0	14		10	6	2	0	0	14		10	6	2	0	0	14		
10	6	2	0	0	15		10	6	2	0	0	15		10	6	2	0	0	15		
10	6	2	0	0	16		10	6	2	0	0	16		10	6	2	0	0	16		
10	6	2	0	0	17		10	6	2	0	0	17		10	6	2	0	0	17		
10	6	2	0	0	18		10	6	2	0	0	18		10	6	2	0	0	18		諸基準類の改定にともなう
10	6	2	0	0	19		10	6	2	0	0	19		10	6	2	0	0	19		
10	6	2	0	0	20		10	6	2	0	0	20		10	6	2	0	0	20		



土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）							新条文（令和3年版）							改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下		編章節条項以下	新条文
10	6	2	0	0	21		10	6	2	0	0	21			厚生労働省 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン（平成30年1月）	
10	6	4	0	0	1	第4節	10	6	4	0	0	1	第4節		支保工	
10	6	4	6	0	1	10-6-4-6	10	6	4	6	0	1	10-6-4-6		金網工	
10	6	4	6	0	2		10	6	4	6	0	2			受注者は、金網を設置する場合は吹付けコンクリート第一層の施工後に、吹付けコンクリートに定着するように配置し、吹付け作業によって移動、振動等が起こらないよう固定しなければならない。また、金網の継目は15cm（一目以上）以上重ね合わせなければならない。	
10	7	0	0	0	1	第7章	10	7	0	0	0	1	第7章		コンクリートシェッド	
10	7	2	0	0	1	第2節	10	7	2	0	0	1	第2節		適用すべき諸基準	
10	7	2	0	0	2		10	7	2	0	0	2			受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
10	7	2	0	0	3		10	7	2	0	0	3			なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
10	7	2	0	0	4		10	7	2	0	0	4			日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	
10	7	2	0	0	5		10	7	2	0	0	5			日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）	
10	7	2	0	0	6		10	7	2	0	0	6			日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）	
10	7	2	0	0	7		10	7	2	0	0	7			日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成29年11月）	
10	7	2	0	0	8		10	7	2	0	0	8			日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月）	
10	7	2	0	0	9		10	7	2	0	0	9			日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成24年7月）	
10	7	2	0	0	10		10	7	2	0	0	10			日本道路協会 道路土工－カルバート工指針（平成22年3月）	
10	7	2	0	0	11		10	7	2	0	0	11			日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針（平成11年3月）	
10	7	2	0	0	12		10	7	2	0	0	12			土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成3年4月）	
10	7	2	0	0	13		10	7	2	0	0	13			日本道路協会 杭基礎施工便覧（平成27年3月）	諸基準類の改定にともなう
10	7	2	0	0	14		10	7	2	0	0	14			日本道路協会 杭基礎設計便覧（平成27年3月）	諸基準類の改定にともなう
10	7	2	0	0	15		10	7	2	0	0	15			日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧（平成6年2月）	諸基準類の改定にともなう
10	7	2	0	0	16		10	7	2	0	0	16			土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（平成30年3月）	
10	7	2	0	0	17		10	7	2	0	0	17			土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成30年3月）	
10	7	2	0	0	18		10	7	2	0	0	18			日本道路協会 落石対策便覧（平成12年6月）	
10	7	2	0	0	19		10	7	2	0	0	19			日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編）（平成16年12月）	
10	7	2	0	0	20		10	7	2	0	0	20			日本道路協会 道路橋支承便覧（平成31年2月）	
10	7	2	0	0	21		10	7	2	0	0	21			日本道路協会 道路防雪便覧（平成2年5月）	
10	7	2	0	0	22		10	7	2	0	0	22			日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月）	
10	7	2	0	0	23		10	7	2	0	0	23			日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	
10	8	0	0	0	1	第8章	10	8	0	0	0	1	第8章		鋼製シェッド	
10	8	2	0	0	1	第2節	10	8	2	0	0	1	第2節		適用すべき諸基準	
10	8	2	0	0	2		10	8	2	0	0	2			受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
10	8	2	0	0	3		10	8	2	0	0	3			なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
10	8	2	0	0	4		10	8	2	0	0	4			日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	
10	8	2	0	0	5		10	8	2	0	0	5			日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	
10	8	2	0	0	6		10	8	2	0	0	6			日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）	
10	8	2	0	0	7		10	8	2	0	0	7			日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成29年11月）	
10	8	2	0	0	8		10	8	2	0	0	8			日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（平成27年3月）	諸基準類の改定にともなう
10	8	2	0	0	9		10	8	2	0	0	9			日本道路協会 鋼道路橋設計便覧（昭和55年9月）	
10	8	2	0	0	10		10	8	2	0	0	10			日本道路協会 道路橋支承便覧（平成31年2月）	
10	8	2	0	0	11		10	8	2	0	0	11			日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）						新条文（令和3年版）						改定理由			
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編章節条	新条文	
10	8	2	0	0	12		10	8	2	0	0	12	日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説（昭和54年1月）	日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説（昭和54年1月）	
10	8	2	0	0	13		10	8	2	0	0	13	日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集（平成3年7月）	日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集（平成3年7月）	
10	8	2	0	0	14		10	8	2	0	0	14	日本道路協会 杭基礎施工便覧（平成27年3月）	日本道路協会 杭基礎施工便覧（令和2年9月）	諸基準類の改定にともなう
10	8	2	0	0	15		10	8	2	0	0	15	日本道路協会 杭基礎設計便覧（平成27年3月）	日本道路協会 杭基礎設計便覧（令和2年9月）	諸基準類の改定にともなう
10	8	2	0	0	16		10	8	2	0	0	16	日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編）（平成16年12月）	日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編）（平成16年12月）	
10	8	2	0	0	17		10	8	2	0	0	17	日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月）	日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月）	
10	8	2	0	0	18		10	8	2	0	0	18	日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成24年7月）	日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成24年7月）	
10	8	2	0	0	19		10	8	2	0	0	19	日本道路協会 道路土工－カルバート工指針（平成22年3月）	日本道路協会 道路土工－カルバート工指針（平成22年3月）	
10	8	2	0	0	20		10	8	2	0	0	20	日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針（平成11年3月）	日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針（平成11年3月）	
10	8	2	0	0	21		10	8	2	0	0	21	日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧（平成24年4月）	日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧（平成24年4月）	
10	8	2	0	0	22		10	8	2	0	0	22	日本道路協会 落石対策便覧（平成12年6月）	日本道路協会 落石対策便覧（平成12年6月）	
10	8	2	0	0	23		10	8	2	0	0	23	日本道路協会 道路防雪便覧（平成2年5月）	日本道路協会 道路防雪便覧（平成2年5月）	
10	8	2	0	0	24		10	8	2	0	0	24	日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月）	日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月）	
10	8	2	0	0	25		10	8	2	0	0	25	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	
							10	8	3	0	0	1	第3節	工場製作工	誤植
							10	8	3	1	0	1	10-8-3-1	一般事項	誤植
10	9	0	0	0	1	第9章	10	9	0	0	0	1	第9章	地下横断歩道	
10	9	2	0	0	1	第2節	10	9	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
10	9	2	0	0	2		10	9	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
10	9	2	0	0	3		10	9	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
10	9	2	0	0	4		10	9	2	0	0	4	日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説（昭和54年1月）	日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説（昭和54年1月）	
10	9	2	0	0	5		10	9	2	0	0	5	日本道路協会 杭基礎設計便覧（平成27年3月）	日本道路協会 杭基礎設計便覧（令和2年9月）	諸基準類の改定にともなう
10	9	2	0	0	6		10	9	2	0	0	6	日本道路協会 道路土工－カルバート工指針（平成22年3月）	日本道路協会 道路土工－カルバート工指針（平成22年3月）	
10	9	2	0	0	7		10	9	2	0	0	7	日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月）	日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月）	
10	9	2	0	0	8		10	9	2	0	0	8	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	
10	10	0	0	0	1	第10章	10	10	0	0	0	1	第10章	地下駐車場	
10	10	2	0	0	1	第2節	10	10	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
10	10	2	0	0	2		10	10	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
10	10	2	0	0	3		10	10	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
10	10	2	0	0	4		10	10	2	0	0	4	日本道路協会 駐車場設計・施工指針（平成4年11月）	日本道路協会 駐車場設計・施工指針（平成4年11月）	
10	10	2	0	0	5		10	10	2	0	0	5	駐車場整備推進機構 大規模機械式駐車場設計・施工技術資料（平成10年6月）	駐車場整備推進機構 大規模機械式駐車場設計・施工技術資料（平成10年6月）	
10	10	2	0	0	6		10	10	2	0	0	6	日本道路協会 道路構造令の解説と運用（平成27年6月）	日本道路協会 道路構造令の解説と運用（平成27年6月）	
10	10	2	0	0	7		10	10	2	0	0	7	日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月）	日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月）	
10	10	2	0	0	8		10	10	2	0	0	8	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	
10	11	0	0	0	1	第11章	10	11	0	0	0	1	第11章	共同溝	
10	11	2	0	0	1	第2節	10	11	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
10	11	2	0	0	2		10	11	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
10	11	2	0	0	3		10	11	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
10	11	2	0	0	4		10	11	2	0	0	4	日本道路協会 共同溝設計指針（昭和61年3月）	日本道路協会 共同溝設計指針（昭和61年3月）	
10	11	2	0	0	5		10	11	2	0	0	5	道路保全技術センタープレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領（案）（平成6年3月）		発行元が存在しないため、削除。
10	11	2	0	0	6		10	11	2	0	0	6	土木学会 トンネル標準示方書シールド工法編・同解説（平成28年8月）	土木学会 トンネル標準示方書シールド工法編・同解説（平成28年8月）	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）							新条文（令和3年版）							改定理由			
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	項	項以下	編章節条	項	項以下	編章節条	項		項以下		
10	11	2	0	0	7												
10	11	2	0	0	8												
10	11	7	0	0	1	第7節											
10	11	7	2	0	1	10-11-7-2											
10	11	7	2	0	2												
10	12	0	0	0	1	第12章											
10	12	2	0	0	1	第2節											
10	12	2	0	0	2												
10	12	2	0	0	3												
10	12	2	0	0	4												
10	12	2	0	0	5												発行元が存在しないため、削除。
10	12	2	0	0	6												
10	12	5	0	0	1	第5節											
10	12	5	2	0	1	10-12-5-2											
10	12	5	2	2	1	2.単管を用いる場合の施工											コンクリート標準示方書と用語を統一。（スぺーサ）
10	13	0	0	0	1	第13章											
10	13	2	0	0	1	第2節											
10	13	2	0	0	2												
10	13	2	0	0	3												
10	13	2	0	0	4												発行元が存在しないため、削除。
10	13	2	0	0	5												
10	13	2	0	0	6												
10	14	0	0	0	1	第14章											
10	14	2	0	0	1	第2節											
10	14	2	0	0	2												
10	14	2	0	0	3												
10	14	2	0	0	4												
10	14	2	0	0	5												
10	14	2	0	0	6												
10	14	2	0	0	7												
10	14	2	0	0	8												諸基準類の改定にともなう
10	14	2	0	0	9												
10	14	2	0	0	10												
10	14	2	0	0	11												
10	14	2	0	0	12												
10	14	2	0	0	13												
10	14	2	0	0	14												
10	14	2	0	0	15												
10	14	2	0	0	16												
10	14	7	0	0	1	第7節											

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）							新条文（令和3年版）							改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下		新条文	
10	14	7	2	0	1	10-14-7-2	材料	10	14	7	2	0	1	10-14-7-2	材料	
10	14	7	2	4	1	4. 標示板	受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は（一社）軽金属溶接協会規格LWS P7903-1979「スポット溶接作業標準（アルミニウム及びアルミニウム）」	10	14	7	2	4	1	4. 標示板	受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は（一社）軽金属溶接協会規格LWS P7903-1979「スポット溶接作業標準（アルミニウム及びアルミニウム）」（（一社）日本溶接協会規格WES7302と同一規格）を参考に行うことが望ましい。	
10	14	7	2	5	1	5. 標示板の下地処理	受注者は、標示板の下地処理にあつては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。	10	14	7	2	5	1	5. 標示板の下地処理	受注者は、標示板の下地処理にあつては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。	誤植
10	14	7	2	6	1	6. 標示板の文字・記号等	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標識に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準」（国土交通省 令和元年10月）による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	14	7	2	6	1	6. 標示板の文字・記号等	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標識に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準・同解説」（日本道路協会 令和2年6月）による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定にともなう
10	14	14	0	0	1	第14節	橋梁床版工	10	14	14	0	0	1	第14節	橋梁床版工	
10	14	14	3	0	1	10-14-14-3	床版補強工（鋼板接着工法）	10	14	14	3	0	1	10-14-14-3	床版補強工（鋼板接着工法）	
10	14	14	3	5	1	5. 油脂等の除去	受注者は、鋼板及びコンクリートの接合面の油脂及びゴミをアセトン等により除去しなければならない。	10	14	14	3	5	1	5. 油脂等の除去	受注者は、鋼板及びコンクリートの接合面の油脂及びごみをアセトン等により除去しなければならない。	
10	14	14	4	0	1	10-14-14-4	床版補強工（増桁架設工法）	10	14	14	4	0	1	10-14-14-4	床版補強工（増桁架設工法）	
10	14	14	4	6	1	6. スペーサの打込み	受注者は、床版の振動を樹脂剤の硬化時に与えないためスペーサを50cm程度の間隔で千鳥に打込まなければならない。	10	14	14	4	6	1	6. スペーサの打込み	受注者は、床版の振動を樹脂剤の硬化時に与えないためスペーサを50cm程度の間隔で千鳥に打込まなければならない。	コンクリート標準示方書と用語を統一。（スペーサ）
10	14	17	0	0	1	第17節	現場塗装工	10	14	17	0	0	1	第17節	現場塗装工	
10	14	17	3	0	1	10-14-17-3	橋梁塗装工	10	14	17	3	0	1	10-14-17-3	橋梁塗装工	
10	14	17	3	1	1	1. 塩分の付着水洗い	受注者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m <sup>2</sup> 以上の時は水洗いする。	10	14	17	3	1	1	1. 塩分の付着水洗い	受注者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m <sup>2</sup> 以上の時は水洗いする。	
10	15	0	0	0	1	第15章	雪寒	10	15	0	0	0	1	第15章	雪寒	
10	15	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	15	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
10	15	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	15	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
10	15	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	10	15	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
10	15	2	0	0	4		日本建設機械化協会除雪・防雪ハンドブック（除雪編）（平成16年12月）	10	15	2	0	0	4		日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（除雪編）（平成16年12月）	
10	15	2	0	0	5		日本道路協会道路維持修繕要綱（昭和53年7月）	10	15	2	0	0	5		日本道路協会 道路維持修繕要綱（昭和53年7月）	
10	15	2	0	0	6		日本建設機械化協会除雪・防雪ハンドブック（防雪編）（平成16年12月）	10	15	2	0	0	6		日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編）（平成16年12月）	
10	15	2	0	0	7		日本道路協会道路防雪便覧（平成2年5月）	10	15	2	0	0	7		日本道路協会 道路防雪便覧（平成2年5月）	
10	15	2	0	0	8		日本道路協会舗装設計施工指針（平成18年2月）	10	15	2	0	0	8		日本道路協会 舗装設計施工指針（平成18年2月）	
10	15	2	0	0	9		日本道路協会舗装の構造に関する技術基準・同解説（平成13年9月）	10	15	2	0	0	9		日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説（平成13年9月）	
10	15	2	0	0	10		日本道路協会舗装施工便覧（平成18年2月）	10	15	2	0	0	10		日本道路協会 舗装施工便覧（平成18年2月）	
10	15	2	0	0	11		日本みち研究所補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説一（平成29年11月）	10	15	2	0	0	11		日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説一（平成29年11月）	
10	15	2	0	0	12		日本みち研究所景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	10	15	2	0	0	12		日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	
10	16	0	0	0	1	第16章	道路修繕	10	16	0	0	0	1	第16章	道路修繕	
10	16	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	16	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
10	16	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	16	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
10	16	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	10	16	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
10	16	2	0	0	4		日本道路協会道路維持修繕要綱（昭和53年7月）	10	16	2	0	0	4		日本道路協会 道路維持修繕要綱（昭和53年7月）	
10	16	2	0	0	5		日本道路協会鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）	10	16	2	0	0	5		日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）	
10	16	2	0	0	6		日本道路協会舗装調査・試験法便覧（平成31年3月）	10	16	2	0	0	6		日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成31年3月）	
10	16	2	0	0	7		日本道路協会舗装再生便覧（平成22年11月）	10	16	2	0	0	7		日本道路協会 舗装再生便覧（平成22年11月）	
10	16	2	0	0	8		日本道路協会道路橋補修便覧（昭和54年2月）	10	16	2	0	0	8		日本道路協会 道路橋補修便覧（昭和54年2月）	
10	16	2	0	0	9		日本道路協会舗装施工便覧（平成18年2月）	10	16	2	0	0	9		日本道路協会 舗装施工便覧（平成18年2月）	
10	16	2	0	0	10		日本道路協会舗装の構造に関する技術基準・同解説（平成13年9月）	10	16	2	0	0	10		日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説（平成13年9月）	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）							新条文（令和3年版）							改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	
10	16	2	0	0	11	日本道路協会舗装設計施工指針（平成18年2月）	10	16	2	0	0	11	日本道路協会 舗装設計施工指針（平成18年2月）	
10	16	2	0	0	12	日本道路協会舗装設計便覧（平成18年2月）	10	16	2	0	0	12	日本道路協会 舗装設計便覧（平成18年2月）	
10	16	2	0	0	13	日本みち研究所補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	10	16	2	0	0	13	日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	
10	16	2	0	0	14	日本みち研究所景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	10	16	2	0	0	14	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	
10	16	9	0	0	1	第9節 標識工	10	16	9	0	0	1	第9節 標識工	
10	16	9	2	0	1	10-16-9-2 材料	10	16	9	2	0	1	10-16-9-2 材料	
10	16	9	2	6	1	6. 標示板の文字・記号等 受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準」（国土交通省 令和元年10月）による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	16	9	2	6	1	6. 標示板の文字・記号等 受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準・同解説」（日本道路協会 令和2年6月）による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定にともなう

# 土木工事共通仕様書新旧対照表(図表)

現行 (令和2年版)

改定案 (令和3年版)

表2-2-3 砕石の粒度

ふるい目の開き 粒度範囲(mm)		ふるいを通るものの質量分率 (%)																											
		106mm	75mm	63mm	53mm	37.5mm	31.5mm	26.5mm	19mm	13.2mm	4.75mm	2.36mm	1.18mm	425 $\mu$ m	75 $\mu$ m														
単 粒 度 砕 石	S-80(1号)	80~60	100	85~100	0~15																								
	S-60(2号)	60~40		100	85~100	—	0~15																						
	S-40(3号)	40~30				100	85~100	0~15																					
	S-30(4号)	30~20					100	85~100	—	0~15																			
	S-20(5号)	20~13									100	85~100	0~15																
	S-13(6号)	13~5										100	85~100	0~15															
	S-5(7号)	5~2.5											85~100	0~25	0~5														
粒 度 調 整 砕 石	M-40	40~0				100	95~100	—	—	60~90	—	30~65	20~50	—	10~30	2~10													
	M-30	30~0					100	95~100	—	60~90	—	30~65	20~50	—	10~30	2~10													
	M-25	25~0						100	95~100	—	55~85	30~65	20~50	—	10~30	2~10													
ク ラ ッ シ ャ ラ ン	C-40	40~0				100	95~100	—	—	50~80	—	15~40	5~25																
	C-30	30~0					100	95~100	—	55~85	—	15~45	5~30																
	C-20	20~0								100	95~100	60~90	20~50	10~35															

表2-2-3 砕石の粒度

ふるい目の開き 粒度範囲(mm)		ふるいを通るものの質量分率 (%)																												
		106mm	75mm	63mm	53mm	37.5mm	31.5mm	26.5mm	19mm	13.2mm	4.75mm	2.36mm	1.18mm	425 $\mu$ m	75 $\mu$ m															
単 粒 度 砕 石	S-80(1号)	80~60	100	85~100	0~15																									
	S-60(2号)	60~40		100	85~100	—	0~15																							
	S-40(3号)	40~30				100	85~100	0~15																						
	S-30(4号)	30~20					100	85~100	—	0~15																				
	S-20(5号)	20~13									100	85~100	0~15																	
	S-13(6号)	13~5										100	85~100	0~15																
	S-5(7号)	5~2.5											85~100	0~25	0~5															
粒 度 調 整 砕 石	M-40	40~0								100	95~100	—	—	60~90	—	30~65	20~50	—	10~30	2~10										
	M-30	30~0									100	95~100	—	60~90	—	30~65	20~50	—	10~30	2~10										
	M-25	25~0										100	95~100	—	55~85	30~65	20~50	—	10~30	2~10										
ク ラ ッ シ ャ ラ ン	C-40	40~0								100	95~100	—	—	50~80	—	15~40	5~25													
	C-30	30~0									100	95~100	—	55~85	—	15~45	5~30													
	C-20	20~0										100	95~100	60~90	20~50	10~35														

土木工事共通仕様書新旧対照表(図表)

現行 (令和2年版)

改定案 (令和3年版)

表2-2-27 封入レンズ型反射シートの反射性能

表2-2-27 封入レンズ型反射シートの反射性能

観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑
12' (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0
	30°	30	22	6.0	1.7	3.5
	40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5
20' (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0
	30°	24	16	4.0	1.0	3.0
	40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3
	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2

観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑
12' (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0
	30°	30	22	6.0	1.7	3.5
	40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5
20' (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0
	30°	24	16	4.0	1.0	3.0
	40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2
2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3
	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2

表2-2-28 カプセルレンズ型反射シートの反射性能

表2-2-28 カプセルレンズ型反射シートの反射性能

観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑
12' (0.2°)	5°	250	170	45	20	45
	30°	150	100	25	11	25
	40°	110	70	16	8.0	16
20' (0.33°)	5°	180	122	25	14	21
	30°	100	57	14	7.0	11
	40°	95	54	13	7.0	11
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3
	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2

観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑
12' (0.2°)	5°	250	170	45	20	45
	30°	150	100	25	11	25
	40°	110	70	16	8.0	16
20' (0.33°)	5°	180	122	25	14	21
	30°	100	67	14	7.0	11
	40°	95	64	13	7.0	11
2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3
	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2